

足利市西場町（旧旗本人見氏領西場村）に立つ「養老碑」について

—— 碑文の詳解や領主人見氏の系譜を辿ること等から見えて来た

強い儒教的民本主義的精神と同氏による旧西場村等支配の一側面 ——

大沼 美雄

On “Yoro Monument” in Nishiba-cho, Ashikaga City

Yoshio Ohnuma

Abstract

In November 2018, I was asked by the Ashikaga city Board of Education to investigate the monument known as “Yoro”, located in Nishiba-cho, Ashikaga city. It was built by Motomu Hitomi (1727-1786), the owner of Nishiba-cho formerly known as Nishiba village, in 1756. My analysis of this monument is the first full-scale analysis of its kind. The decipherment in my investigation revealed that the its epitaph was engraved with eight promises made by Hitomi to his vassals and to the people of Nishiba. From the inscriptions, I could identify the Confucian democratic ideology that was particularly strongly influenced by “Mèng zǔ” and its strong ties with the locals.

Keywords: *Hitomi, Ashikaga, Nishiba, Hatamoto, Confucianism*

はじめに

栃木県足利市西場町（旧足利郡富田村西場）に「養老碑」という記念

碑（昭和四十三年三月十九日付で足利市の文化財に指定。）が立ってい

る。江戸時代中期の西場、及び下大久保（現埼玉県さいたま市桜区下大

久保）の領主・人見求もとむ（美至のりゆき、鶴川、克己、興隆。享保十二年四月八

日・一七二七年五月二十八日）天明六年五月二十七日・一七八六年六月

二十三日。)が宝暦六年(一七五六年)に建てたものである。これには求が自ら撰文した全五百四十二字から成る碑文が求の家臣・出井皎重(01)(正詮。西場の人。明和四年四月十日・一七六七年五月七日没)の書で切り刻まれている。

平成三十年十一月一日、私は地元足利市の教育委員会の或る部局からその碑文の解読及び碑そのものの調査を依頼された。私はさつそくその翌日から碑文の解読及び調査研究を開始した。そして同年同月の二十日頃には解読がほぼ終了した。解読作業の中では求の高祖父に当たる元徳以後の人見氏の歴代当主のこと、宝暦六年の陰暦の二月に求の父の人見雪江の七十歳の祝宴が開かれた際に求が家臣や西場の領民たちと八つの約束を交わしたこと、またその中身、また碑文の中には『書経』や『論語』や『孟子』や『孔子家語』に依拠した語句が非常に多いことが明らかになった。その後、私は解読を終えた碑文、又更に実地調査で目にした人見氏の墓石群、そこに切り刻まれた文字、人見氏関係の系図や系譜類、また様々な和漢の古典籍。それらを基礎に短い期間ではあったが更に調査研究を進めてみた。それで出来上がったのが本稿である。

本稿は全六節からなる。実は「養老碑」碑文(以下、「養老碑碑文」と表記する。)については既に明治四十四年(一九〇七年)九月に当時の富田村役場が世に出した『富田村郷土誌』や堀越一郎氏が昭和五十七年六月に『足利文林』第八号に発表された「人見氏について(下)——養老碑と人見氏遺稿——」という題が付された論考や足利市教育委員会が所

蔵している「養老碑銘」と題された史料に掲載されている。なお、「人見氏について(下)——養老碑と人見氏遺稿——」や「養老碑銘」と題された史料には句読点が付けられ、書き下し文も掲載され、注まで付けられていた。しかし、『富田村郷土誌』にも「人見氏について(下)——養老碑と人見氏遺稿——」にも「養老碑銘」と題された史料にも文字の誤脱等がかなり多く、「人見氏について(下)——養老碑と人見氏遺稿——」や「養老碑銘」と題された史料の書き下し文や注にも誤りが多かった。そこで第一節の「養老碑碑文」(釈文)では、「養老碑碑文」を実際に石に切り刻まれている文字を字体を常用漢字の字体の正字に統一した上で、文字の位置や改行箇所そのままに実際に切り刻まれている通りの形式で掲載した。(なお、摩滅等のために判読しにくい所については便宜的に「w」から「z」を入れておいた。)また、第二節の「養老碑碑文」(白文)では、「養老碑碑文」を本誌の形式に従い縦二段組二十一行、行毎に三十二字とした。(なお、第一節の中で「w」から「z」が入っていた所については、『富田村郷土誌』や「人見氏について(下)——養老碑と人見氏遺稿——」や「養老碑銘」と題された史料によって仮に文字を入れてみた。また、石には確かに「昭」と切り刻まれているが明らかに「紹」の誤りであると思われる所と確かに「載」と切り刻まれているが明らかに「戴」の誤りであると思われる所があったので、この節以降では「昭」は「紹」、「載」は「戴」と表記することにした。)また、第三節の「養老碑碑文」(句読点・返り点付き文)では、

「養老碑碑文」に句読点と返り点を付けてみた。また、第四節の「養老碑碑文」（書き下し文）では、「養老碑碑文」を書き下し文にした。

（なお、仮名遣いはいわゆる旧仮名遣いに統一した。）また、第五節の「語句解説」では、「養老碑碑文」の中に見える解説を要すると思われる語句について解説を施した。また、第六節の「養老碑碑文」（現代語訳）では、「養老碑碑文」を簡単な口語体の文章に書き改めた。

なお、求の墓碑はかつては埼玉県さいたま市中央区上峰四丁目七番地二十八号の真言宗円福寺に有ったそうであるが、現在はいさいたま市桜区大久保領家三六三番地の曹洞宗大泉院に有る。それにはその左側面・背面・右側面に早川定虎（求の次子、宝暦八年五月二十二日・一七五八年六月二十七日生）が撰文した墓碑銘が切り刻まれている。この墓碑銘については既に『浦和市史』【第三卷・近世史料編Ⅱ】八十二頁・八十三頁に活字で掲載されている。しかし、誤脱等が多かった。そこで本稿の末尾には「〔附録〕人見求の「墓碑銘」として、求の墓碑銘を文字の位置や改行箇所そのままに実際に石に刻まれている通りの形式で改めて全文掲載した。

本稿により「養老碑碑文」についての私なりの読み。また、人見氏の系譜、特に人見氏が第三十代敏達天皇から始まり、小野氏を名乗り、次いで横山氏を名乗り、次いで猪俣氏を名乗り、次いで河匂氏かわなを名乗り、最後に人見氏を名乗るようになったとして来たし、そうされて来たこと、歴代の当主たちのこと、特に求からすれば遠い先祖たちの中に敏達天皇

や小野妹子や小野篁おののたかむらといった優れた著名な人物がいたこと、また求からすれば近い先祖たちがそれぞれ優れた能力や立派な人格を持ち、旗本（但し、お抱え医師、途中からはお抱え儒者。最初は五百石で西場・下大久保の領主、途中七百石になって武蔵国埼玉郡北根村・現埼玉県鴻巣市北根の領主を兼務、但し後にいわゆる分家を出してまた五百石に戻る。）という誇り高き身分をいただき、將軍のそばや昌平坂で相当な活躍をしていたこと。また、求がそういった先祖の偉大さや功績から精神的重圧を受け相当に苦しんだであろうこと、また、そこから見事に立ち直り先祖に恥じない立派な人間になったらしいこと。また、江戸時代の領主の一面、特に彼らには領民たちをいたわらなければならないという儒教的精神（特に孟子に代表されるような民本主義的精神）が有ったこと。特に代々幕府のお抱え儒者をつとめていた人見氏にはそれが農耕であつたこと。また、「養老碑碑文」中に見える「先王」という言葉についての私なりの解釈。また、漢の文帝や桓武天皇の「養老詔」のこと。また、「大宝令」や「養老令」中に法的に規定された敬老・養老の意味が濃厚な「郷飲酒礼」のこと。また、徳川綱吉の強力な主導で進められた主として幕府の元禄期（元禄元年・一六八八年〜元禄十七年・一七〇四年）前後の文教政策、またそれへの求の曾祖父人見竹洞ちくどうの関わり。また、人見氏と足利学校との関わり。また、「養老碑碑文」の中身、特に「養老碑碑文」中に見える求が家臣や西場の領民たちと交わした八つの約束の中身。また、そこから浮かび上がって来る領主人見氏による旧西

場村等支配の側面。また、求が自ら碑文を撰文しこの「養老碑」とい
う碑を建てた意味、また価値などを明らかにすることができれば幸いで

ある。

一、「養老碑文」（釈文）

恭惟

大猷公伯時也余高祖 元德道德而良医名聞天下

公乃賜以大久保西場二里為大夫曾祖 竹洞亦襲其官秩以文学名遷為学士祖

桃原及 大人皆享其讓能昭先烈程功積事不求厚祿及 大人有疾致仕求遂享其

讓時年二十有三血氣未定耽樂之從日酗于酒德卒遏佚先祖光雖有遺訓未能行之

濛々然陷於不義既有年矣孟軻所謂不孝五今求罪浮于之嗚呼可不畏哉可不思哉

— 以上左側面

今已三十歲纔知其不義孔子曰言必信行必果又曰君子名之必可言也言之必可行
也大夫志道如之言乎如之言乎如求不肖有感乎晦菴勸学文只恐不可出鮑魚之
肆哉雖然求亦有幸 大人得壽已七旬今茲仲春開宴引親戚臣民 x 知友賀之是天
未舍求不肖乎孟軻曰老吾老以及人老則是述先王之德矣富哉言所可先也越告臣
及二里民約以八条其一曰從今以往与年七十以上之男子米一口女子半之男子入
積門者同女子其二曰老吾老以及人老其三曰勿使頌白者負載於道路其四曰以孝
聞者与其所耕田賦以安其老以不孝聞者罪之其五曰有父母朝死夕葬者 y 哉止之
三日而可矣久亦害不是先王之法言依土也時也人也貧也富也其六曰求及執事者

使汝以无稽之言弗詢之謀汝告之勿畏其七日有老而入积門者止之若壯者雖固

— 以上背面

无此事亦益禁之其人曰孕婦約其夫藥殺其胎中子或生縊殺之如此者罪之嗚呼哀哉此事為家貧失其義求主小里不足賑貧是故有可禁无及唯学一二以誠之皆聽之非是求不肖迪汝唯述先祖之遺訓也時

宝曆六年丙子冬十一月

敏達天皇四十三代子 二里主人見求識之

里主臣出井皎重謹書

— 以上右側面

二、「養老碑文」(白文)

恭惟大猷公伯時也余高祖元德道德而良医名聞天下公乃賜以大久保西場二里為大夫曾祖竹洞亦襲其官秩以文学名遷為学士祖桃原及大人皆享其讓能昭先烈程功積事不求厚祿及大人有疾致仕求遂享其讓時年二十有三血氣未定耽樂之從日酗于酒德卒遇佚先祖光雖有遺訓未能行之濛々然陷於不義既有年矣孟軻所謂不孝五今求罪浮于之嗚呼可不畏哉可不思哉今已三十歲纔知其不義孔子曰言必信行必果又曰君子名之必可言也言之必可行也大夫志道如之言乎如之言乎如求不肖有感乎晦菴勸学文只恐卒不可出鮑魚之肆哉

雖然求亦有幸大人得寿已七旬今茲仲春開宴引親戚臣民及知友賀之是天未舍求不肖乎孟軻曰老吾老以及人老則是述先王之德矣富哉言所可先也越告臣及二里民約以八条其一曰從今以往与年七十以上之男子米一口女子半之男子入积門者同女子其二曰老吾老以及人老其三曰勿使頌白者負戴於道路其四曰以孝聞者与其所耕田賦以安其老以不孝聞者罪之其五曰有父母朝死夕葬者甚哉止之三日而可矣久亦害不是先王之法言依土也時也人也貧也富也其六曰求及執事者使汝以无稽之言弗詢之謀汝速告之勿畏其七日有老而入积門者止之若壯者雖固无此事亦益禁之其人曰孕婦約其夫藥殺其胎中子或生縊殺之如此者罪之嗚呼哀哉此事為家貧失其義求主小里不足賑貧是故有可禁无及唯学一二以誠之皆聽之非是求不肖迪汝唯述先祖之遺訓也時

宝曆六年丙子冬十一月

敏達天皇四十三代子 二里主人見求識之

里主臣出井皎重謹書

三、「養老碑文」(句読点・返り点付き文)

恭惟、大猷公伯時也。余高祖元徳道徳、而良医名聞天下。公乃賜以大久保・西場二里為大夫。曾祖竹洞亦襲其官秩、以文学名、遷為學士。祖桃原及大人皆享其讓。能紹先烈、程功積事、不不求厚祿。及大人有疾致仕、求遂享其讓。時年二十有三、血氣未定、耽樂之從、日酗于酒徳、卒遇佚先祖光。雖有遺訓、未能行。濛々然陷於不義、既有年矣。孟軻所謂不孝五。今求罪浮于之。嗚呼、可レ不レ畏哉。可レ不レ思哉。今已三十歳、纔知其不義。孔子曰、言必信、行必果。又曰、君子名之、必可言也。言之、必可行也。大夫志道如之言乎。如之言乎。如求不肖有レ感乎。晦菴勸學文、只恐卒不レ可レ出鮑魚之肆哉。雖然、求亦有レ幸。大人得レ寿已七旬、今茲仲春開レ宴、引親戚・臣民及知友賀之。是天未レ舍求不肖乎。孟軻曰、老吾老以及三人老。則是述先王之徳一矣。富哉。言所レ可レ先也。越告臣及二里民、約以八条。其一曰、從今以往、与年七十以上之男子米一口、女子半之。男子入積門者、同女子。其二曰、老吾老以及三人老。其三曰、勿レ使頌白者負戴於道路。其四曰、以孝聞者、与其所耕田賦、以安其老。以不孝聞者、罪之。其五曰、有父母朝死夕葬者、

甚哉、止之三日而可矣。久亦害。不是先王之法、言依土也。時也。人也。貧也。富也。其六曰、求及執事者、使汝以无稽之言、弗レ詢之謀、汝速告之。勿レ畏。其七曰、有老而入積門者、止之。若壯者雖固无此事、亦益禁之。其八曰、孕婦約其夫、藥殺其胎中子、或生縊殺之、如レ此者、罪之。嗚呼、哀哉此事。為家貧失其義。求主小里不レ足レ賑貧。是故有レ可レ禁无レ及。唯学一一以誠之。皆聽之。非是求不肖迪汝。唯述先祖之遺訓也。時、
宝曆六年丙子冬十一月

敏達天皇四十三代子 二里主人見求識之

里主臣出井皎重謹書。

四、「養老碑文」(書き下し文)

恭しく、惟るに、大猷公伯の時なり。余が高祖元徳道徳ありて、良医の名天下に聞こゆ。公乃ち賜ふに大久保・西場の二里を以て大夫と為す。曾祖竹洞も亦其の官秩を襲ふも、文学を以て名あれば、遷りて學士と為る。祖桃原及び大人皆其の讓を享く。能く先烈を紹ぎ、功を程り事を積み、厚祿を求めず。大人の疾有りて致仕するに及び、求遂に其の讓を享く。時に年二十有三、血氣未だ定まらず、耽樂を之れ從にし、日々酒徳に酗ひ、卒に先祖の光を遏佚す。遺訓有りと雖も、未だ之を行ふこと能はず。濛々然として不義に陥り、既に年有り。孟軻の所謂不孝なるもの五あり。今求の罪之に浮ぎたり。嗚呼、畏れ

ざる可けんや。思はざる可けんや。今已に三十歳、纒かに其の不義を知る。孔子曰く、言へば必ず信に、行へば必ず果、と。又曰く、君子之を名づくれば、必ず言ふ可くす。之を言へば、必ず行ふ可くす、と。大夫道に志して之の如く言へるか。之の如く言へるか。求の不肖の如きも感ずること有るか。晦菴の勸学の文は、只だ卒に鮑魚の肆より出づ可からざるを恐れんや。然りと雖も、求に亦幸有り。大人寿を得ること已に七旬、今茲仲春宴を開き、親戚・臣民及び知友を引きて之を賀す。是れ天未だ求の不肖を捨てざるか。孟軻曰く、吾が老を老として以て人の老に及ぼす、と。則ち是れ先王の徳を述ぶるなり。富めるかな。先にす可き所を言へるなり。越に臣及び二里の民に告げ、約するに八条を以てす。其の二に曰く、今より以往は、年七十以上の男子に米一口を与へ、女子は之を半ばにす。男子の積門に入る者は、女子に同じ、と。其の二に曰く、吾が老を老として以て人の老に及ぼさん、と。其の三に曰く、頌白の者をして道路に負載せしむること勿かれ、と。其の四に曰く、孝を以て聞こゆる者は、其の耕す所の田賦を与へ、以て其の老を安んぜしむ。不孝を以て聞こゆる者は、之を罪す、と。其の五に曰く、父母の朝に死し夕に葬る者有らば、甚だしいかな、之を止むること三日にして可なり。久しくすれば亦害あり、と。是れ先王の法ならざるも、言は士なる・時なる・人なる・貧しきなる・富めるなるに依るなり。其の六に曰く、求及び執事の者、汝をして稽ふる无きの言、詢はざるの謀を以てせしめんとするときは、汝

速に之を告げよ。畏ること勿かれ、と。其の七に曰く、老いて積門に入る者有れば、之を止む。壮なる者の若きは固より此の事无きと雖も、亦益々之を禁ず、と。其の八に曰く、孕婦の其の夫と約して、其の胎中の子を棄殺するもの、或ひは生きながらに之を縊殺するもの、此くの如き者は、之を罪す、と。嗚呼、哀しいかな此の事。家貧しきが為に其の義を失へり。求小里に主たれば貧を賑すに足らず。是の故に禁ず可き有れども及ぶ無し。唯だ一二を学びて以て之を誡むのみ。皆之を聴け。是れ求の不肖もて汝を迪くには非ず。唯だ先祖の遺訓を述べしのみなり。時に、
宝曆六年丙子冬十一月

敏達天皇四十三代の子

二里の主人見求之を識す。
里の主の臣出井較重謹んで書す。

五、語句解説

【恭惟】「謹んで過去のことを振り返ってみると、」という意味である。
なお、「恭しく惟るに」という読みは『法令全書（明治四年）』三四七頁・三四八頁や『明治詔勅集』二十一頁・二十二頁に収録されている「皇靈遷座ノ詔」（神代御造立迄神祇省御鎮座ノ皇靈ヲ賢所ニ遷ス）（「太政官明治四年第四六五号」明治四年九月十四日付）の中に「朕恭ク惟ルニ」とあるのによつた。

【大猷公伯時也】「大猷公（徳川家光公。慶長九年・一六〇四年〜慶安

四年・一六五一年)が將軍職に在った時期(すなわち、元和九年・一六二三年から慶安四年・一六五一年)という意味である。なお、「伯」は「將軍」「天下に覇を唱え、諸大名の盟主となった者」。

(02)「という意味である。なお、この「伯」は「覇」と同じであるので、音は「はく」ではなくて「は」である。

【高祖元徳】「高祖父に当たる元徳(玄徳、賢知。慶長九年八月十八日・一六〇四年九月十一日)天和四年一月二日・一六八四年二月十七日)という意味である。

【道徳】意味不明。取り敢えずここでは「道徳ありて」と訓読し、「立派な人格を備えていて、」という解釈を試してみた。なお、その解釈のまま「道徳もて」と訓読することも可能である。また、「道徳よりして」と訓読して「(その四代前)道徳の時代から」と解釈することも可能である。なお、元徳の四代前が道徳という人であったということについては国立公文書館所蔵の「人見氏系図」(内閣文庫本、請求記号・26210088、内務省明治十五年写本)〈以下、この史料については「人見氏系図(内閣文庫本)」と表記する。〉や国立公文書館所蔵の「人見氏伝」(内閣文庫本、請求記号・15510349、内務省明治十三年九月写本)〈以下、この史料については「人見氏伝(内閣文庫本)」と表記する。〉や人見竹洞(友元、宜郷)の「先考小碑誌」(『人見竹洞詩文集』汲古書院本、三五三頁・三五四頁、所収)や「人見(氏系図)」(『寛永

諸家系図伝』続群書類従完成会本、第十五冊、二〇八頁・二〇九頁、所収)〈以下、この史料については「人見氏系図(寛永諸家系図伝所収)」と表記する。〉や「人見(氏系図)」(『寛政重修諸家譜』巻第一一二一、続群書類従完成会本、第十七冊、二一七頁〜二二〇頁、所収)〈以下、この史料については「人見氏系図(寛政重修諸家譜所収)」と表記する。〉で明らかである。

【良医名聞天下】「(そして小児科医で元和七年・一六二一年には朝廷のお抱え医師となり、寛永十四年・一六三七年五月には後水尾天皇の皇子・豊宮様に投薬を施し、それで宮様は程なく御平癒遊ばされたということなども有って、)優れた医師であるという評判が天下に轟いていた。(03)「という意味である。

【大久保】「(武蔵国足立郡下)大久保村」という意味である。なお、下大久保村は正保期(一六四四年〜一六四八年)頃までは大久保村(大窪村)であったが、その後元禄期(一六八八年〜一七〇四年)の初期頃までに上大久保村と下大久保村の二村に分けられ(04)、上大久保村は旧大久保村(大窪村)の北東部、下大久保村は旧大久保村(大窪村)の南西部ということになっている。なお、下大久保村は早ければ(05)寛永十八年陰曆十二月(一六四二年一月)、遅くとも正保期、つまり分離以前の旧大久保村(大窪村)の時代から明治維新まで人見氏の領地であった。なお、「元禄郷帳」武蔵国足立郡(『関東甲豆郷帳』九十七頁)によれば、下大久保村の元禄期

の収穫高は四百七十二石七斗二升三合で人見文兵衛の知行地であった。また、「天保郷帳」武蔵国足立郡（『関東甲豆郷帳』四八一頁）や

『武蔵国郷帳』下（『天保郷帳』「天保五年申午十二月石高帳・東日本篇」二八二頁）によれば、下大久保村の天保期（一八三〇年～一八四四年）の収穫高は四百八十九石五斗二升三合であった。また、『武蔵国改革組合村々石高・家数取調書』「新編埼玉県史資料編14・近世5・付録」の三十二頁によれば、下大久保村の天保末・弘化初期（一八四三年～一八四五年頃）の収穫高は四百八十一石八升六合で戸数は八十九軒（ただし、そのうちの四百三十六石八升・七十九軒は幕府領で大熊善太郎支配所、残りの四十五石六合・十軒が人見七郎の知行地）であった。また、『旧高旧領取調帳』（近藤出版社『旧高旧領取調帳 関東編』六十九頁）によれば、下大久保村の幕末期の収穫高は四百八十九石九合（ただし、そのうちの四百三十六石八升は幕府領で大竹左馬太郎支配所、残りの四十四石八斗八升九合が人見又七郎の知行地）で、維新後は浦和県の管轄下となったことがわかる。

【西場】「（下野国足利郡）西場村」という意味である。なお、西場村は寛永十八年陰曆十二月（一六四二年一月）、或いはその約三ヶ月前の寛永十八年九月六日（一六四一年十月十日）から明治維新まで人見氏の領地であった（06）。なお、「元禄郷帳」下野国足利郡（『関東甲豆郷帳』三五八頁）によれば、西場村の元禄期の収穫高

は四百七十八石で牧野伝蔵及び人見又兵衛の知行地で（実は牧野・人見両氏の相給で）あった。また、「（天保年中）下野国改革組合村」（『栃木県史』「史料編・近世七」八三六頁～八九三頁、所

収）の八九二頁によれば、西場村の天保期の収穫高は四百七十八石で戸数は四十八軒。ただし、「天保郷帳」下野国足利郡（『関東甲豆郷帳』六四〇頁）や『下野国郷帳』（『天保郷帳』「天保五年申午十二月石高帳・東日本篇」二二二頁）によれば、六百九十四石九斗九升六合であったことになる。また、「下野国旧高旧領取調帳」（『栃木県史』「史料編・近世七」八九四頁～九四五頁、所収）の九一五頁や『旧高旧領取調帳』（近藤出版社『旧高旧領取調帳 関東編』五三二頁）によれば、西場村の幕末期の収穫高は六百九十四石九斗九升六合（ただし、そのうちの六百六十六石九斗九升六合は人見亦七郎の知行地、二十三石は牧野田三郎の知行地、五石は雲龍寺領）で、維新後は日光県の管轄下となったことがわかる。

【二里】「（武蔵国足立郡下大久保村と下野国足利郡西場村の）二村」という意味である。なお、人見氏は正保二年十二月二十六日（一六四六年二月十一日）に武蔵国埼玉郡北根村（現埼玉県鴻巣市北根）（の支配権）を賜り、「二里」（二村）の主から「三里」（三村）の主となっている。ただ、桃原の代の元禄九年七月九日（一六九六年八月六日）付でその北根村（の支配権）を弟の行高（楷、玄徳）に分与し、以後又人見氏（の本案）は「二里」（二村）の主に戻っ

ている。なお、北根村はその元禄九年から明治維新まで（分家）人見氏の領地であった（07）。

【為大夫】「（徳川家に雇い入れて、幕府のお抱え）医師（「竹千代君」後の家綱公担当の小児科医。なお、幕府直接のお抱えとなったのであるから格式はもちろん、旗本格）とした。（08）」という意味である。

【曾祖竹洞】「（我が）曾祖父にあたる竹洞（友元、宜郷。鶴山。寛永十四年十二月八日・一六三八年一月二十二日生、延宝二年十二月三日・一六七四年十二月二十九日家督相続、元禄九年一月十四日・一六九六年二月十六日没）」という意味である。

【以文学名】「学問、とりわけ儒学を修めているということでもって有名でもあったので、」という意味である。なお、この句は南宋の朱熹（晦菴、一一三〇年～一二〇〇年）の『四書集註』論語集註、卷第一、学而第一（国学叢書本、五十一頁）に「子夏以三文学一名。」（子夏文学を以て名あり。）とあるのによったものである。なお、これは北宋の游酢（字は定夫）の説の引用である。

【遷為学士】「任用替えて（もって、寛文元年・一六六一年の陰暦九月に幕府のお抱え儒者となり（09）、寛文二年・一六六二年の陰暦の十二月には）学士（なお、幕府直接のお抱えであることには変わりはない）だったので格式はもちろん、旗本格のまま）に任じられた。（10）」という意味である。

【祖桃原及大人】「（我が）祖父にあたる桃原（行充。沂。魯南。寛文十年四月十六日・一六七〇年六月三日生、元禄九年七月九日・一六九六年八月六日家督相続、享保十六年九月九日・一七三一年十月九日没）と父（にあたる美在。活。雪江。実函。貞享四年十月十日・一六八七年十一月十四日生、享保十六年十二月二日・一七三一年十二月三十日家督相続、宝暦九年四月六日・一七五九年五月二日没）」という意味である。なお、「大人」を父という意味で使用した例は『孔子家語』六本に見える（11）。

【昭先烈】「先祖の功業を継承し、」という意味である。なお、この句は『書経』罔命（新釈漢文大系本、下冊、五二六頁）に「繩愆糾謬、格其非心、俾三克紹先烈。」（愆を繩し、謬を糾し、其の非心を格して、克く先烈を紹が俾めよ。）とあるのによったものである。なお、「紹」については実際の石には「昭」と切り刻んである。しかし、本来は「紹」と切り刻むべきであった筈であると思われるので、本稿では第三節以下では「紹」としておいた。なお、「昭先烈」であれば「先烈を昭らかにし、」と訓読し、「先祖の功業をはつきりとさせ、」「先祖の功業をはつきりと輝かせ、」といったような意味に解釈できる。

【程功積事不求厚禄】「（父祖の）功績を（正確に）計量し、（そこに自分たちの）事績を積み重ねて（更に発展させたが、その発展に見合うような）高い禄高は欲しがらなかった。」という意味である。

なお、この句は『孔子家語』卷第一、儒行解第五（新釈漢文大系本、六十三頁）に「程^レ功積^レ事、不^レ求^二厚禄^一。」（功^{こう}を程^{はか}り事^{こと}を積^つみ、厚^{こうろく}禄^{もと}を求^{もと}めず。）とあるのによつたものである。

【求】「（私）求」という意味である。求本人。美至（鶴川、克己、興隆。享保十二年四月八日・一七二七年五月二十八日生、寛延二年十二月十八日・一七五〇年一月二十五日家督相続。天明六年五月二十七日・一七八六年六月二十三日没）のことである。

【血氣未定】「血氣盛んでなかなか落ち着かず、」という意味である。なお、この句は『論語』季氏第十六（新釈漢文大系本、三六九頁）に「孔子曰、君子有^二三戒^一。少之時、血氣未^レ定、戒^レ之在^レ色。」（孔子曰く、君子に三戒有り。少き時は、血氣未^{さだ}まらず、之^{これ}を戒^{いまし}むる色^{いろ}に在^あり。）とあるのによつたものである。

【耽樂之徒】「（ただ）快樂に耽ることだけを追及するばかりであり、」という意味である。なお、この句は『書経』無逸（新釈漢文大系本、上冊、二六五頁）に「不^レ聞^二小人之勞^一、惟耽樂之徒。」（小人の勞^{らう}を聞^きかず、惟^これ耽^{たんらく}樂^を之^これ^ほし^いま^ます。）とあるのによつたものである。

【日酗于酒徳】「毎日のように飲酒という行為（そのもの）に酔い痴れ、」という意味である。なお、この句は『書経』無逸（新釈漢文大系本、上冊、二六九頁）に「無^レ若^二殷王受之迷乱^一、酗^二于酒徳^一也。」（殷王受^{いんわうじゆ}の迷^{めい}乱^{らん}して、酒^{しゆとく}徳^に酗^よひしが若^{ごと}くする無^なかれ。）と

あるのによつたものである。

【卒遇佚先祖光】「どうとう（我が人見家の）御先祖様の（輝くような）榮譽を忘失してしまった。」という意味である。なお、この句は『書経』君奭（新釈漢文大系本、上冊、二七三頁）に「罔^二尤^二違^一惟人^一。在^二我後嗣子孫^一、大弗^二克恭^二上下^一、遇^二佚前人光^一在^レ家、不^レ知^二天命不^レ易、天難^レ謀、乃其墜^レ命、弗^四克^三經^二歷^一前人恭^二明德^一。」（惟^これ人^{ひと}を尤^い違^あする罔^なし。我^わが後^{こう}嗣^し子^し孫^{そん}に在^おいて、大^おいに克^よく上下^{じやうか}を恭^{きやう}せずして、前人^{ぜんじん}の光^{ひかり}家^{いへ}に在^あるを遇^{あつ}佚^{いつ}し、天命^{てんめい}の易^{やす}からざるを知らずんば、天^{てん}謀^{まこと}とし難^{がた}く、乃^{すなは}ち其^いれ命^{のち}を墜^おと^し、克^よく經^{けい}歴^{れき}して前人^{ぜんじん}の徳^{とく}を恭^{きやう}明^{めい}せしを嗣^つがざらん。）とあるのによつたものである。

【陷於不義】「人の踏み行うべき正しい道を踏み外し、」という意味である。なお、この句は『孝経』諍^{かん}諫^{かん}章^{しやう}第二十（新釈漢文大系本、三一七頁）に「父有^二争子^一、則身不^レ陷^二於不義^一。」（父^{ちち}に争^{さう}子^し有^あれば、則^{すなは}ち身^み、不^ふ義^ぎに陷^{おち}らず。）とあるのによつたものである。また、『後漢書』卷第十五、王常伝（中華書局本、第三冊、五七九頁）にも「吾属幾陷^二於不義^一。」（吾^わが属^{ともがら}幾^{ほとん}ど不^ふ義^ぎに陷^{おち}らん。）とある。

【既有年矣】「既に（相当の長い）年月を経てしまっていた。」という意味である。なお、この句の用例は『抱朴子』遐^か覽^{らん}に見える（12）。また、「有年」の用例は東晋の陶淵明の「移居」詩や北宋の欧陽脩

の「昼錦堂記」などに見える(13)。

【孟軻所謂不孝五】「孟軻(孟子)が唱えたいわゆる五つの「不孝」というものが有る。(それはすなわち、一つ「自分の身体を使って労働することを怠り、(それで収入が乏しくなり、その結果)父母に優しく接したり、父母が安心して生活できるように一生懸命奉仕したりする余裕が無くなってしまふこと。」、二つ「ばくちに興じたり大酒を飲んだりして、(無駄なお金を使い、その結果)父母に優しく接したり、父母が安心して生活できるように一生懸命奉仕したりする余裕が無くなってしまふこと。」、三つ「金儲けが大好きで、(それでお金は貯まることは貯まるのだが、それを)妻子にだけ偏って使い、父母に優しく接したり、父母が安心して生活できるように一生懸命奉仕したりする余裕が無くなってしまふこと。」、四つ「自分の目や耳の欲だけを追い求め、(その結果、世間の笑われ者となり、)それで父母にまでその恥が及ぶようになってしまふこと。」、五つ「やたら勇を好み、喧嘩をしたり暴れたりして、それで父母にまで危険が及ぶようになってしまふこと。」。以上の五つであるが、)」という意味である。なお、この文は『孟子』離婁下(新釈漢文大系本、三〇九頁)に「孟子曰、世俗所謂不孝者五。惰^ニ其四支^一、不^レ顧^ニ父母之養^一、一不孝也。博^レ弈、好^レ飲^レ酒、不^レ顧^ニ父母之養^一、二不孝也。好^ニ貨財^一、私^ニ妻子^一、不^レ顧^ニ父母之養^一、三不孝也。從^ニ耳目之欲^一、以^レ為^ニ父母戮^一、四不孝也。好^レ勇鬪^レ、以^レ危^ニ

父母^一、五不孝也。」(孟子曰く、世俗の所謂不孝なる者五あり。其の四支を惰^レり、父母の養を顧みざるは、一の不孝なり。博^レ弈、好^レんで酒を飲^レみ、父母の養を顧みざるは、二の不孝なり。貨財を好^レみ、妻子に私^レして、父母の養を顧みざるは、三の不孝なり。耳目の欲を從^レにし、以^レて父母の戮を為^スは、四の不孝なり。勇を好^レみて鬪^レ甚し、以^レて父母を危^クするは、五の不孝なり。)とあるのによつたものである。

【求罪浮于之】「(私)求の罪はこれを(遙かに)越えている。」という意味である。なお、この句は『書経』泰誓中(新釈漢文大系本、下冊、四六〇頁)に「惟受罪浮^ニ于桀^一。」(惟れ受の罪桀に浮^ク。)とあるのによつたものである(14)。

【孔子曰言必信行必果】「孔子は言った。「一旦口にしたことは必ず偽りなく(前に進めようとし)、一度やりかけたことは必ず成し遂げようとする。」と。」という意味である。なお、ここは『論語』子路第十三(新釈漢文大系本、二九五頁)に「言必信、行必果。硜硜然小人哉。」(言^{へば}必ず信^に、行^{へば}必ず果^を。硜硜然として小人なるかな。)とあるのによつたものである。また、『孟子』離婁下(新釈漢文大系本、二八八頁)にも「孟子曰、大人者、言不^レ信、行不^レ必果。惟義所^レ在。」(孟子曰く、大人なる者は、言^{はず}しも信^{ならず}、行^{はず}しも果^{ならず}。惟だ義の在る所のままなり、と。)とある。

【又曰君子名之必可言也言之必可行也】「また、（孔子は）言った。

「（ものの呼び名とその中身とは完全に一致していなければならぬ。だから、）人の上に立つ者は或ることや物に呼び名を付けたならば、必ずそれを口で言えるようにする。（また、それを）口で言ったならば、必ずそれを実行できるようにする。」と。という意味である。なお、ここは『論語』子路第十三（新釈漢文大系本、二八三頁）に「故君子名之、必可言也。言之、必可行也。」（故に君子之を名づれば、必ず言ふ可くす。之を言へば、必ず行ふ可くす。）とあるのによつたものである。

【大夫】「大夫（階級の二員であつた孔子）」という意味である。なお、孔子が大夫階級の二員であつたことについては『論語』先進第十一や『論語』憲問第十四や『春秋左氏伝』哀公十四年伝で裏付けを取ることが可能である（15）。

【志道】「自分が理想と考える道を行こうと志して、」という意味である。なお、『論語』述而第七（新釈漢文大系本、一五五頁）には「子曰、志於道、執於徳、依於仁、游於芸。」（子曰く、道に志し、徳に拠り、仁に依り、芸に遊ぶ。）とある。また、『国語』巻第九、晋語三（新釈漢文大系本、下冊、四三二頁）にも「志道者勿忘、将及矣。」（道を志す者は忘るる勿れ、将に及ばんとす。）とあるが、これは全く意味を異にする用例である。

【晦菴勸学文】「（あの）謂ふこと勿かれ。今日学ばずとも、而も来日

有り、と。謂ふこと勿かれ。今年学ばずとも、而も来年有り、と。日月逝きぬ。歳我と延びず。嗚呼老いぬ。是れ誰の愆ぞや。

（16）「という有名な朱」晦菴（すなわち、南宋の朱熹。一一三〇年～一二〇〇年）の「勸学の文」（いわゆる「朱文公勸学文」）という意味である。

【鮑魚之肆】「魚の干し物を売っているお店（悪臭が強烈なことから、不善の人が集まる場所）」という意味である。なお、この句の用例は『孔子家語』六本や『宋書』顔延之伝や南朝宋の顔延之の『顔氏家訓』慕賢に見える（17）。

【得寿已七旬】「既に七十歳という長寿を得たので、」という意味である。なお、「得寿」云々の用例は『抱朴子』至理に見える（18）。

【今茲仲春】「今年（すなわち宝暦六年・一七五六年）の仲春（つまり、旧暦の二月）に」という意味である。

【孟軻曰老吾老以及人老】「孟子は言った。「自分の身近にいる老人のことを（ちゃんと）老人（、すなわち敬い養うべき対象）であると見なし（て、その人のために一生懸命奉仕し）、その上で（その対象を）他人の身近にいる老人にまで拡大して行く。」と。」という意味である。なお、ここは『孟子』梁惠王上（新釈漢文大系本、三十三頁）に「老吾老以及人之老、幼吾幼以及人之幼、天下可運於掌。」（吾が老を老として以て人の老に及ぼし、吾が幼を幼として以て人の幼に及ぼさば、天下は掌に運らす可

し。」とあるのによつたものである。なお、朱熹は『孟子』のこの部分を『大学』（『礼記』大学第四十二）の「上老老」の部分の解釈に用いている（19）。以後、『孟子』の「老吾老」云々の部分は宋代以後の学者たち、とりわけ朱子学者たちによつて『大学』（『礼記』第四十二大学）の「上老老」と関連付けられて考えられ、より重きを置かれることになつて行つたのである。

【則是述先王之徳矣。】「これはすなわち、昔の（立派な）帝王（例えば周の文王）の（とりわけ養老に関する）こと、すなわち衣料品や食物を勧めるなどして老人に優しく接し、彼らにいつまでもその生命や健康を保持してもらおうなどといった）立派な政治（の一端）を（そのまま孟子が）言葉で表現したものである。」という意味である。なお、この「先王」という言葉について「例えば周の文王」と訳し、主に周の文王のことのみを指す言葉であるとし、『孟子』に見える「老吾老」云々を周の文王のみに関連付ける筆者の見解等については後述する。

【富哉】「（実に）内容が豊富であるなあ。」「（実に）内容が豊富であることよ。」という意味である。なお、この句の用例は『論語』顔淵第十二に見える（20）。

【従今以往】「今後、」「今後は、」「これから先は、」「という意味である。なお、この句の用例は『管子』大匡や『史記』蔡沢列伝に見える（21）。

【七十以上】「七十歳以上」という意味である。なお、「老」とは『礼記』曲礼上（新釈漢文大系本、上冊、十六頁・十七頁）に「人生

十年曰レ幼。学。二十曰レ弱。冠。三十曰レ壮。有レ室。四十曰レ強。而仕。五十曰レ艾。服レ官政。六十曰レ耆。指使。七十曰レ老。而伝。八十九十曰レ耄。七年曰レ悼。悼与レ耄雖レ有レ罪、不レ加レ刑焉。百年曰レ期。頤。」（人生れて十年を幼と曰ふ。学ぶ。二十を弱と曰ふ。

冠す。三十を壮と曰ふ。室有り。四十を強と曰ふ。而して仕ふ。五十を艾と曰ふ。官政に服す。六十を耆と曰ふ。指使す。七十を老と曰ふ。而して伝ふ。八十九十を耄と曰ふ。七年を悼と曰ふ。悼と耄とは罪有りと雖も、刑を加へず。百年を期と曰ふ。頤ふ。）とあるのによれば、七十歳を指して言う言葉ということになる。なお、それはあくまでも周代の法制下でのことということになる。例えば、唐代の法制下では六十歳を指して言う言葉ということになる。「養老令」の注釈書である平安時代の学者、惟宗直本の

『令集解』卷第二十八、儀制令、春時祭田之日条（国史大系本、第三冊、七二三頁）に「但唐以三六一為レ老。」（但し唐は六十を以て老と為す。）とある通りである。

【半之】「それを（ちょうど）半分に（して与えることに）する。」という意味である。なお、この用例は『後漢書』明帝紀に見える（22）。

【使頌白者負戴於道路】「白髪頭の老人に道路（の真ん中）で重い荷物

を背負わせる(といったようなこと)」「という意味である。なお、

ここは『孟子』梁惠王上(新釈漢文大系本、四十二頁)に「謹

庠序之教、申レ之以孝悌之義、頒白者不_三負_二戴於道路」矣。老者衣

帛食_レ肉、黎民不_レ飢不_レ寒、然而不_レ王者、未_二之有_一也。」(庠序

の教を_レ謹み、之に申ぬるに孝悌の義を以てせば、頒白の者道路に

負_レ戴せず。老者帛を衣、肉を食ひ、黎民飢えず寒えず、然り而し

て王たらざる者は、未_レ之有らざるなり。)とあるのによつたもの

である。また、『礼記』祭義第二十四(新釈漢文大系本、中冊、七

二四頁)にも「斑白者不_下以_二其任_一行乎道路上、」(斑白の者は其

の任を以て道路を行かず、)とある。なお、「戴」については実際

の石には「載」と切り刻んである。しかし、本来は「戴」と切り刻

むべきであった筈であると思われるので、本稿では第三節以下では

「戴」としておいた。

【罪之】「罰を与える」「それに罰を与える」という意味である。なお、

これの用例は『春秋左氏伝』文公十四年伝に見える(23)。

【有父母朝死夕葬者】「もし、父や母が朝亡くなり、(その日の)夕方

には(早くも)埋葬してしまおうなどという者が出た場合には、「

という意味である。

【甚哉】「(それは)非常に極端(で非常識)」ということになるなあ。

(なぜならば、人が亡くなった場合には周囲の人たちはちゃんと喪

に服し、少なくとも三日間は喪礼を肅々と行うというのが、世の礼

儀という常識だからである。(24)」「という意味である。

【止之三日而可矣】「(だから私はそのような場合には)三日間それに

は待ったを掛け、(亡くなって三日経てば埋葬して)良いというこ

とにする。」「という意味である。

【久亦害】「(なお、反対に三日以上の)長い時間が過ぎてから(埋葬

する)ということになるとなるとこれまた(それは逆に遅すぎると

いうことになるので)差し障りが有る。」「という意味である。

【不是先王之法】「(実は天子については七ヶ月過ぎたら埋葬、諸侯に

ついては五ヶ月過ぎたら埋葬、士大夫階級については三ヶ月過ぎた

ら埋葬という決まりは有るが、庶民についてはそのような決まりは

一切ない。従って、(25)これは昔の(立派な)帝王(例えば周

の文王)らが定めた決まりではないのではあるが、」という意味で

ある。

【言依土也時也人也貧也富也】意味不明。取り敢えずここでは「言依_二土

也・時也・人也・貧也・富也。」(言は土なる・時なる・人なる

・貧しきなる・富めるなるに依るなり。)と訓読し、「(この)

言葉は土地柄はどのようなものかとか、時勢はどのようなかとか、人

物は何のような人物かとか、貧しいものであるかとか、裕福である

か(とかいったようなもの)にのっとったものである。」「という解

釈を試してみた。なお、「言」については「言ふところは、」と訓読

しても良いと思われる。また、「也」については清の王引之(一七

六六年（一八三四年）の『経伝积詞』巻第四、也（香港太平書局本、九十七頁）や裴学海（一八九九年～一九七〇年）の『古書虚字集

积』巻第三、也（広文書局本、二三五頁）に「也、猶ほ者也。」

（也は、猶ほ者のごときなり。）とある通り、「者」と殆ど同じ意味で使用されることもあるという説がある。この説に従い、ここでは「也」を「者」と解釈してみた。ただ、「也」を「もの」と訓読するわけにも行かないのでここは「なる」と訓読してみた。もちろん、この「なる」は「なる（物・者）」ということである。

【无稽之言弗詢之謀】「歴史に裏打ちされていないような言葉やみんなから意見を聞くということ無しに立案されたような計画（26）」という意味である。なお、この句は『書経』大禹謨（新釈漢文大系本、下冊、三七一頁）に「人心惟危、道心惟微。惟精惟一、允執厥中。无レ稽之言勿レ聴。弗レ詢之謀勿レ庸。」（人心惟れ危く、道心惟れ微なり。惟れ精惟一、允に厥の中を執れ。稽ふる無きの言は聴くこと勿かれ。詢はざるの謀は庸ふること勿かれ。）とあるのによつたものである。

【汝速告之】「（そういつたものはたった一人の人間の私的な心から生み出されたものであり、必ずや政治に悪影響を与える筈の物であると思われるので（27）、）お前たちにはすぐにでもそのことについて（「だめです。いけません。」というふう）に訴え出てもらいたい。」という意味である。

【縊殺之】「絞殺する。」という意味である。なお、この句の用例は

『春秋公羊伝』僖公元年伝に見える（28）。

【嗚呼哀哉此事。】「嗚呼、心が傷むなあ。このこと（すなわち、妊娠中絶をしたり、間引きをしたりしている者がいること）については。」という意味である。なお、「此事」の部分は「このこと（すなわち、私が全八ヶ条から成る約束を交わしたこと）」については、「という意味であると解釈することも可能かもしれない。なお、「嗚呼哀哉」の用例は『礼記』檀弓上第三に見える（29）。

【為家貧失其義】「（彼らは）家が貧しいために人の道を踏み外してしまっているのだ。」という意味である。なお、前項の中で「此事」の部分を「このこと（すなわち、私が全八ヶ条から成る約束を交わしたこと）」については、「という意味であると解釈した場合には、ここは「家が（元徳の時代、寛永十八年・一六四一年・四二年から五百石、そして正保二年十二月二十六日・一六四六年二月十一日から七百石となったが、桃原の時代の元禄九年七月九日・一六九六年八月六日から五百石に戻る（30）といったように小禄で相当）貧しかったために、貧しかったために、（私）求はその本来の意味（や価値）を見失ったままで（ここまで来てしまつて）いた。」という意味とせねばならなくなる。

【皆聴之】「皆の者、これをよく聞け。」「皆の者、これをよく聞いてくれ。」という意味である。なお、この句の用例は『周礼』地官司

徒、鄧長や『周礼』地官司徒、旅師に見える(31)。

六、「養老碑文」(現代語訳)

謹んで過去のことを振り返ってみると、大猷公(徳川家光公。慶長九年・一六〇四年〜慶安四年・一六五一年)が將軍職に在った時期(すなわち、元和九年・一六二三年から慶安四年・一六五一年)のことである。我が高祖父に当たる元徳(玄徳、賢知。慶長九年八月十八日・一六〇四年九月十一日〜天和四年一月二日・一六八四年二月十七日)は立派な人格を備えていて、(そして小児科医で元和七年・一六二一年には朝廷のお抱え医師となり、寛永十四年・一六三七年五月には後水尾天皇の皇子・豊宮様に投薬を施し、それで宮様は程なく御平癒遊ばされたということなども有って、)優れた医師であるという評判が天下に轟いていた。それで(大猷)公は(武蔵国足立郡下)大久保村と(下野国足利郡)西場村の二村(の支配権)を与え、(徳川家に雇い入れて、幕府のお抱え)医師(「竹千代君」後の家綱公担当の小児科医。なお、幕府直接のお抱えとなったのであるから格式はもちろん、旗本格)とした。(また、我が)曾祖父にあたる竹洞(友元、宜郷。鶴山。寛永十四年十二月八日・一六三八年一月二十二日〜元禄九年一月十四日・一六九六年二月十六日)もまた(延宝二年十二月三日・一六七四年十二月二十九日付で)その(幕府のお抱え医師という)役職を継襲したが、学問とりわけ儒学を修めているということでもって有名でもあったので、任用替えで(もつ

て、寛文元年・一六六一年の陰暦の九月に幕府のお抱え儒者となり、寛文二年・一六六二年の陰暦の十二月には)学士(なお、幕府直接のお抱えであることには変わりは無かったので格式はもちろん、旗本格のまま)に任じられた。(また、我が)祖父にあたる桃原(行充。沂。魯南。寛文十年四月十六日・一六七〇年六月三日〜享保十六年九月九日・一七三一年十月九日)と父(にあたる美在。活。雪江。実函。貞享四年十月十日・一六八七年十一月十四日〜宝暦九年四月六日・一七五九年五月二日)もみなそれぞれその(幕府のお抱え儒者という)役職を(祖父は元禄九年七月九日・一六九六年八月六日付で、父は享保十六年十二月二日・一七三一年十二月三十日付)で継襲した。(二人とも)上手く先祖の功業を継承し、(父祖の)功績を(正確に)計量し、(そこに自分たちの)事績を積み重ねて(更に発展させたが、その発展に見合うような)高い禄高は欲しがらなかった。父が(年老い)病氣(がち)となり辞職する時が来て、(私)求(美至、鶴川、克己、興隆。享保十二年四月八日・一七二七年五月二十八日〜天明六年五月二十七日・一七八六年六月二十三日)は遂にその(幕府のお抱え儒者という)役職を(寛延二年十二月十八日・一七五〇年一月二十五日付で)継襲した。時に(私は)二十三歳。血氣盛んでなかなか落ち着かず、(ただ)快樂に耽ることだけを追及するばかりであり、毎日のように飲酒という行為(そのもの)に酔い痴れ、とうとう(我が人見家の)御先祖様の(輝くような)榮譽を忘失してしまった。代々お家に伝わって来た教え(とい

うか戒め)は有ったことは有ったが、まだそれを実行することができな
いでいた。まるで雨の日のようにもやもやと暗く、人の踏み行うべき正
しい道を踏み外し、既に(相当の長い)年月を経てしまっていた。孟軻
(孟子)が唱えたいわゆる五つの「不孝」というものが有る。(それは
すなわち、一つ「自分の身体を使って労働することを怠り、(それで収
入が乏しくなり、その結果)父母に優しく接したり、父母が安心して生
活できるように一生懸命奉仕したりする余裕が無くなってしまふこと
と。」「二つ「ばくちに興じたり大酒を飲んだりして、(無駄なお金を
使い、その結果)父母に優しく接したり、父母が安心して生活できるよ
うに一生懸命奉仕したりする余裕が無くなってしまふこと。」「三つ
「金儲けが大好きで、(それでお金は貯まることは貯まるのだが、それ
を)妻子にだけ偏って使い、父母に優しく接したり、父母が安心して生
活できるように一生懸命奉仕したりする余裕が無くなってしまふこと
と。」「四つ「自分の目や耳の欲だけを追い求め、(その結果、世間の
笑われ者となり、)それで父母にまでその恥が及ぶようになってしまふ
こと。」「五つ「やたら勇を好み、喧嘩をしたり暴れたりして、それで
父母にまで危険が及ぶようになってしまふこと。」。以上の五つである
が、)今、(私)求の罪はこれを(遥かに)越えている。嗚呼、畏
れ畏まらないではいられようか。(あれこれと)思い考えないではい
られようか。(私は)今現在既に三十歳、(ここにきて)やっと人の
踏み行うべき正しい道を踏み外していることを(きちんと)認識した。

孔子は言った。「一旦口にしたことは必ず偽りなく(前に進めようと
し)、一度やりかけたことは必ず成し遂げようとする。」。と。また、
(孔子は)言った。「(ものの呼び名とその中身とは完全に一致してい
なければならぬ。だから、)人の上に立つ者は或ることや物に呼び名
を付けたならば、必ずそれを口で言えるようにする。(また、それを)
口で言ったならば、必ずそれを実行できるようにする。」。と。大夫(階
級の一員であった孔子)は自分が理想と考える道を歩んで行こうと志し
て、以上のように言ったのか。以上のように言ったのか。(恐らくは以
上のように言ったのであろう。)(孔子の以上のような言葉には)

(私)求のような父祖に似ない愚か者であっても何かしら感じる所
が有る(と、そういうことであらうか)。(あの「謂ふこと勿かれ。今
日学ばずとも、而も来日有り、と。謂ふこと勿かれ。今年学ばずとも、
而も来年有り、と。日月逝きぬ。歳我と延びず。嗚呼老いぬ。是れ誰の
愆ぞや。」という有名な朱)晦菴(すなわち、南宋の朱熹。一一三〇
年〜一二〇〇年)の「勸学の文」(いわゆる「朱文公勸学文」)はた
だ単に魚の干し物を売っているお店(悪臭が強烈なことから、不善の人
が集まる場所)から結局外に飛び出すことができなことを憂えただけ
のものであろうか。(決してそうではあるまい。やるべきことは今すぐ
にやる。なぜならば時は人を待ってはくれないから、ということを強く
訴えたものであった筈である。)(それはさておき、(私)求にもま
た(思いがけない)幸せが廻って来た。父が既に七十歳という長寿を得

たので、(我々は)今年(すなわち宝暦六年・一七五六年)の仲春

(つまり、旧暦の二月)に祝宴を開催して、親戚・家臣領民更に知人まで招待してお祝いをやったのである。これは天が(私)求(もとむ)のような

父祖に似ない愚か者のことを(まだ)見捨ててはいないということ(の証拠)であろうか。孟子は言った。「自分の身近にいる老人のことを

(ちゃんと)老人(、すなわち敬い養うべき対象)であると見なし(て、

その人のために一生懸命奉仕し)、その上で(その対象を)他人の身近にいる老人にまで拡大して行く。」と。これはすなわち、昔の(立派

な)帝王(例えば周の文王)の(とりわけ養老に関する)こと、すなわち

衣料品や食物を勧めるなどして老人に優しく接し、彼らにいつまでもその生命や健康を保持してもらおうなどといった)立派な政治(の一端)を

(そのまま孟子が)言葉で表現したものである。(実に)内容が豊富で

あるなあ。(この中で孟子は)先ず第一に実行しなければならない所を(きちんと)述べている。それで(私は我が)家臣たち及び(下大久保

・西場)二村の領民たちに御触れを出し、全八ヶ条から成る約束を交わしたのである。

その第一条は次の通りである。「今後、七十歳以上の男性には(その食い扶持として一律)米一人前を与え、女性にはそれを(ちようど)半

分に(して与えることに)する。(なお、)男性で出家した者については女性と同じ(つまり米半人前を与えること)にする。」と。

その第二条は次の通りである。「自分の身近にいる老人のことを(ち

ゃんと)老人(、すなわち敬い養うべき対象)であると見なし(て、その人のために一生懸命奉仕し)、その上で(その対象を)他人の身近にいる老人にまで拡大して行こう。」と。

その第三条は次の通りである。「白髪頭の老人に道路の(真ん中)で重い荷物を背負わせる(といったようなこと)は(絶対に)するな。」と。

その第四条は次の通りである。「親孝行(な人間であるということ)で(もって)有名になっている者には、その者が耕作している土地に掛

かる税をそのまま本人に還付し、それでもって(ますます)老人を安心

させる。(また、その反対に)親不孝(な人間であるということ)で(もって)有名になっている者には、罰を与える。」と。

その第五条は次の通りである。「もし、父や母が朝亡くなり、(その

日の)夕方には(早くも)埋葬してしまおうなどという者が出た場合には、(それは)非常に極端(で非常識)ということになるなあ。(なぜ

ならば、人が亡くなった場合には周囲の人たちはちゃんと喪に服し、少なくとも三日間は喪礼を肅々と行うというのが、世の礼儀というか常識

だからである。)(だから私はそのような場合には)三日間それには待ったを掛け、亡くなって三日経てば(埋葬して)良いということにする。

(なお、反対に三日以上の)長い時間が過ぎてから(埋葬する)ということになるとこれまた(それは逆に遅すぎるということになるの

で)差し障りが有る。」と。(実は天子については七ヶ月過ぎたら埋葬、

諸侯については五ヶ月過ぎたら埋葬、士大夫階級については三ヶ月過ぎたら埋葬という決まりは有るが、庶民についてはそのような決まりは一切ない。従って、これは昔の（立派な）帝王（例えば周の文王）らが定めた決まりではないのではあるが、（ここの）言葉は土地柄はどのようなものかとか、時勢はどのようかとか、人物はどのような人物かとか、貧しいものであるかとか、裕福であるか（とかいったようなもの）にのっとったものである。

その第六条は次の通りである。「（私）^{わたくし} 求^{もとむ}（つまり私本人）や私の代行者が、歴史に裏打ちされていないような言葉やみんなから意見を聞くということ無しに立案されたような計画を持ち出して来て、それをお前たちにやらせようとするようなことが有った際には、（そういうものは）たった一人の人間の私的な心から生み出されたものであり、必ずや政治に悪影響を与える筈の物であると思われるので、お前たちにはすぐにでもそのことについて（「だめです。いけません。」というふうに）訴え出してもらいたい。何の遠慮も不要である。」と。

その第七条は次の通りである。「年老いた後で仏門に入ろうという人が出た場合にはそれには待ったを掛ける。（また、）若い人の場合は初めからそのような人は出なからうとは思われるが、（そういう場合には）これまたいよいよ（厳しく）待ったを掛ける。」と。

その第八条は次の通りである。「妊婦でその夫と結託し、そのお腹の中にいる胎児を葉殺した者、（また）或いは（生まれ出て来て今まさに

生きている幼子^{おきなご}を）生きているにもかかわらず（いわゆる「口減らし」のために）絞殺した者、（もしもそのような者が出た場合には、）そのような者には罰を与える。」と。

嗚呼^{ああ}、心が傷むなあ。このこと（すなわち、妊娠中絶をしたり、間引きをしたりしている者がいること）については。（彼らは）家が貧しいために人の道を踏み外してしまっているのだ。（私）^{わたくし} 求^{もとむ}は小さな村の領主であるので、貧民を救済する（といった）ことも（なかなか）充分ではない。だから、待ったを掛けるべきものが有ったとしても（なかなか）その全部にまでは及んではない（というのが現状なのである）。（それでしかたがなく、全八ヶ条の中から）一ヶ条か二ヶ条を（取り出して、その意味を十分に噛みしめて、）学習し、それでもって自らを戒めるばかりである。皆の者、（よく）これを聞け。これ（すなわち、このような碑を建てたのは、私）^{わたくし} 求^{もとむ}のような父祖に似ない愚か者（、そんな愚か者が自分一人の思い付きの考え）でもってお前達を導こうということではない。ただ、代々お家^{いえ}に伝わって来た教え（というか戒め）を（そのまま私が）言葉で表現し（、それを碑に切り刻んでみんなに示そうとした）ものなのである。

結 語

「養老碑碑文」についての私の読みは以上の通りである。「養老碑碑文」（「養老碑」碑文）とはいっても碑文中に「養老」という言葉が有

るわけではない。しかし、その中身の核心になっている部分は人見求が家臣や西場の領民たちと交わした八つの約束の部分、特にその中でもその第一条の「今より以往は、年七十以上の男子に米一口を与へ、女子は之を半ばにす。男子の穢門に入る者は、女子に同じ。」、その第二条の「吾が老を老として以て人の老に及ばさん。」、その第三条の「頌白の者をして道路に負載せしむること勿かれ。」という求自ら「養老」の実践を表明したり、領民たちに対して「養老」を疎かにしてはならないと戒めた部分であり、その第四条の「孝を以て聞こゆる者は、其の耕す所の田賦を与へ、以て其の老を安んぜしむ。不孝を以て聞こゆる者は、之を罪す。」という「養老」と密接な関係にある「孝」について親孝行者がいればそれを奨励し、親不孝者がいればそれを改めさせると宣言している部分あたりであろう。なお、第二条の「吾が老を老として」云々は第三条の「頌白の者をして」云々とともに『孟子』からそのまま引き抜いて来たものであるが、八つの約束が掲げられるその前段の中でも掲げられ、二箇所度二度掲げられているので、これを核心の中の更に核心と見ることもできるであろうと思われる。また、「養老碑文」には『孟子』をはじめ、『書経』や『論語』や『孔子家語』に依拠した語句が非常に多い、いかにも幕府お抱え儒者が撰文した作品らしい作品であるということも改めて指摘しておきたい。

ここでは六つのことを述べて本稿の結びとしたい。

一つ目はこの「養老碑」の建設者であり、「養老碑文」の撰文者で

もある人見求、その求が強く意識していたであろう、またもちろん非常に大きな影響を受けていたであろう人見氏の系譜、すなわち求の先祖たちについてである。

碑文は大猷公（徳川家光）の時代、求の高祖父に当たる元徳の代の時のことから記述を始めているが、人見氏の系譜はもちろんもつと古い時代にまで遡ることができる。

先ず最初に人見氏の系譜について述べておきたい。人見氏の系図は幾本か伝わって来ているが、そのうち幕府の旗本としての人見氏の公式な系図は「人見氏系図（寛永諸家系図伝所収）」と「人見氏系図（寛政重修諸家譜所収）」の二本である。人見氏は前者では「藤原姓」、後者では「藤原支流」となっているが、後者には

今捧るところの家伝に、小野氏にして河匂野五郎政基が三男四郎政経頼朝將軍に仕へ、武蔵国人見村に住居し、人見を称す。五代の孫紀伊守長俊武名あり。

とあって、元々は小野氏であったこと、その小野氏の末裔に河匂野五郎政基という人がいて、その政基の三男の四郎政経という人が源頼朝に仕え、武蔵国人見村に住居して、「人見」を名乗ったこと、その政経の五代目の末裔の紀伊守人見長俊という人が武勇でその名を轟かせていたことなどが記述されている。これを手がかりに人見氏の系譜を太古まで遡ることができる系図に「人見氏系図（横山）」（『統群書類従』巻第一六六、統群書類従完成会本、第七輯上系図部、七十七頁〜八十七頁、所

収」と「人見氏系図（猪俣）」（『続群書類従』巻第一六六、続群書類従完成会本、第七輯上系図部、八十七頁〜九十六頁、所収）の二本が有る。この二本、及び「人見氏系図（寛永諸家系図伝所収）」や「人見氏系図（寛政重修諸家譜所収）」によれば、人見氏の太古から近世中期までの系譜はおおむねたどることができるようである。

「人見氏系図（横山）」によれば、第三十代敏達天皇には春日皇子という第七皇子がおられた。その子の妹子いもこが小野姓を名乗って小野氏となり、以後小野を名乗った。その後、小野氏は毛人・毛野・永見・峯守・篁たかむら・保衡・忠範・義村・忠時・時仲・時季・孝泰（隆泰）・義孝と続き、孝泰（隆泰）や義孝の時代に横山姓を名乗って横山氏となった。

（なお、「人見氏系図（内閣文庫本）」や「人見氏伝（内閣文庫本）」は「義村」を「美材」としている。）また、義孝の弟に時資がいたが、この時資は最初は横山姓を名乗っていたが、途中で猪俣姓を名乗り、その後猪俣氏の元祖になったということである。（なお、「人見氏系図（内閣文庫本）」や「人見氏伝（内閣文庫本）」は横山姓を名乗ったのは義孝の代からであるとし、また時資は義孝の弟ではなく子だとしている。）

「人見氏系図（横山）」は時資を猪俣氏の元祖とし、「人見氏系図（猪俣）」も猪俣氏を時資から始めているが、その猪俣氏は時資の後、時範・忠兼・忠基・政基と続き、その政基が河匂姓を名乗って河匂政基となり、その子の政経が人見姓を名乗って、人見氏となった。それが人

見氏の始まりである。そしてその後、人見氏は行経・行景・長氏・長俊と続いている。また、「人見氏系図（内閣文庫本）」や「人見氏伝（内閣文庫本）」によれば、また「人見氏系図（寛政重修諸家譜所収）」に（政経の）五代の孫紀伊守長俊武名あり。丹波国桑田郡馬路村くはた うまぢに居す。男東条兵衛道德が時、くく。

とあるのによれば、長俊の子が道德ということになり、その道德の後は道加・道西・友徳と続き、更に元徳・竹洞・桃原・雪江・求・在恭と続いて来たということになる。もし、長俊の子を道德ということにすれば求は敏達天皇から第三十四代目ということになる。また、足利市西場町六九二番地に有る曹洞宗雲龍寺の左裏手に有る人見家墓所内に有るその正面に「故国学講官謹謙先生小野府君之墓」と切り刻まれた桃原の墓碑、その左側面には「相公小野篁廿六世之孫也」と切り刻まれているが、小野篁は敏達天皇の第八代目の末裔であり、桃原は求の二代前であるから、これによっても求はやはり敏達天皇の第三十四代目の末裔ということになる。ただ、敏達天皇から求までが三十四代というのは計算するとあまりにも代が少な過ぎる。「養老碑」には「敏達天皇四十三代子」（敏達天皇の第四十三代目の末裔）と切り刻まれているので、やはり四十三代が正しいのではあるまいか。実は「人見氏系図（寛政重修諸家譜所収）」には

のち東条兵衛尉なるものあり。勢やうやく強大にして同国にをいて土地を領す。道德にいたりてますます食品を加ふ。

ともあるが、これをもって東条兵衛尉と道德を別人であると解釈し、道德を長俊の子とはせず、何代か後の末裔ということにし、十代後の末裔ということにすれば求は敏達天皇から第四十三代目ということになり、辻棲は合わせる事ができそうである。なお、「小野氏系図」（『群書類従』巻第六十三、続群書類従完成会、第五輯、二九五頁・二九六頁、所収）では篁と保衡の間に葛絵という人が挿入されている。もし、それによるならば、長俊の子を道德ということにすると求は敏達天皇から第三十五代目ということになり、長俊の九代後の末裔を道德ということすると求は敏達天皇から第四十三代目ということにすることができることになる。

実は問題は桃原や求が小野篁や敏達天皇から数えて何代目に当たるかということではない。人見氏が「養老碑」に敏達天皇の末裔であることを示す文字を切り刻んだり、桃原の墓碑の正面に「小野姓」の略称である「野」という文字を切り刻んだり、その左側面に小野篁の末裔であることを示す言葉を切り刻んだりしていることである。また、雲龍寺の左裏手に有る人見家墓所内に有るその他の墓碑、その正面に「随祥院大府卿法印野老先生之墓」と切り刻まれた元徳の墓碑やその正面に「儒官法眼安節野老先生之墓」と切り刻まれた竹洞の墓碑、それらの正面に

「野」という文字を切り刻んだり、その正面に「関東故学士靖安先生人見君墓」と切り刻まれた雪江の墓碑、その左側面に「其先出敏達天皇三世妹子」。賜小野姓。廿五世政経、」（其の先は敏達天皇三世の妹子

より出づ。小野姓を賜る。廿五世の政経は、）云々と切り刻んだりしていることである。また、埼玉県さいたま市桜区大久保領家三六三番地の曹洞宗大泉院に有るその正面に「故御船手興隆先生人見府君墓」と切り刻まれた求の墓碑、その左側面に「其先出敏達帝三世妹子」。賜小野姓。遠祖政経、」（其の先は敏達帝三世の妹子より出づ。小野姓を賜る。遠祖政経は、）と切り刻んだり、その正面に「景義先生人見府君之墓」と切り刻まれた求の曾孫の在知（寛政七年四月十五日・一七九五年六月二日）安政四年八月十七日・一八五七年十月四日）の墓碑、その左側面に「姓小埜氏」（姓は小埜氏）と切り刻み、その墓碑の建設者である在知の子の行知（文化十年閏十一月十七日・一八一四年一月八日）安政六年五月二十日・一八五九年六月二十日）がその背面に「小埜行知」と切り刻んだり、その正面に「清義先生人見府君之墓」と切り刻まれた行知（文化十年閏十一月十七日・一八一四年一月八日）安政六年五月二十日・一八五九年六月二十日）の墓碑にもその墓碑の建設者である行知の子の美行がその左側面に「小野美行」と切り刻んだりして来たことである。人見氏には敏達天皇・小野妹子・小野篁の末裔であるとの伝承があった。そしてそれを系図等の中にしっかりと記述し、碑塔等の中にもしっかりと切り刻んで明らかにして来たこと、そこには非常に大きな意味が有るのである。

さて、遠い先祖に天皇、遣隋使の一員として隋に渡った小野妹子（32）、また、『続日本後紀』巻十二、仁明天皇、承和九年八月乙丑

(四日)の条(国史大系本、一四二頁)に「正五位下小野朝臣篁為_二学士_一。」「(正五位下小野朝臣篁_二学士_一と為る。)」とある通り、承和九年八月四日(八四二年九月十一日)付で学士に任じられ、しかもその後、更に足利学校を創設したとされて来た(33)小野篁がいたとして来た人見氏、その人見氏の近い先祖はどのような人たちであったのか。碑文は元徳の代の時のことから記述を始めているが、その四代前の道徳・三代前の道加の代の時のことから一人ひとり辿ってみたい。

「人見氏系図(寛永諸家系図伝所収)」に

丹波国馬瀬郷出雲里に住居す。のち東条兵衛尉なるものあり。勢やうやく強大にして同国にをいて土地を領す。道徳にいたりてますます食邑を加ふ。男道加が時織田右府明智光秀をして丹波国を略せしむ。こゝにをいて領地をうしなひ、退て洛西嵯峨に閑居す。子孫みな医を以て業とすといふ。

とあるのによれば、丹波国(現・京都府の一部、現・兵庫県の一部)に居住していた人見氏は道徳の代になってますますその領地を拡大させて勢力を張ったが、その次の道加の代の時、織田信長の家臣・明智光秀の突然の丹波侵略によって領地を失い、京の都の西の嵯峨に逃れ、以後子孫はみなそこで医者として生きて行くことになったということである。光秀の丹波侵略は天正三年(一五七五年)と天正六年・天正七年に二度に亘って行われているので、道加は天正年間には存命であり、京の都の西の嵯峨で生きていたということになる。

ただ、「人見氏系図(内閣文庫本)」の道嘉の条には

属_二右京大夫細川晴元麾下_一。天文末、与_二隣邑篠山長備前守内藤元定_一戦争。十四年乙巳、元定来_二襲馬地_一。道嘉兵尽矢竭、力戦而死。(右京大夫細川晴元の麾下に属す。天文の末、隣邑篠山の長備前守内藤元定と戦争あり。十四年乙巳、元定馬地に来襲す。道嘉兵尽き矢竭き、力戦して死す。)

とある。これによれば、道嘉(道加)は細川晴元(一五一四年～一五六三年)の配下にいた武士であったが、天文十四年(一五四五年)に内藤元定に攻められて戦死してしまっていたということになり、天正三年(一五七五年)から天正七年に行われた光秀による丹波侵略はもちろん経験してはいなかったことになる。また、「人見氏系図(寛政重修諸家譜所収)」には

その男又右衛門道嘉細川晴元に属し、天文十四年三好長慶が兵と戦て討死す。その男又左衛門道西父戦死のち、山城国嵯峨にうつり住すといふ。

ともあって、天文十四年に三好長慶(一五二三年～一五六四年)に攻められて戦死したと記述する一方、前述の通り光秀の丹波侵略によって領地を失い、京の都の西の嵯峨に逃れ、以後子孫はみなそこで医者として生きて行くことになったとしている。また、嵯峨に逃れたのは道嘉(道加)の子の道西だとしてもいる。また、「人見氏伝(内閣文庫本)」は天文十四年に三好長慶に攻められて戦死したと記述する一方、光秀の丹

波侵略の際には武士として充分な手柄を立てたとし、出雲国の大明神社に隠れ住んだともしている。以上の通り、実は道嘉（道加）の死についてははっきりとはしていない。例えば「人見氏系図（寛政重修諸家譜所収）」は前述した通り、相矛盾する情報を併記している。ただ、人見氏がこの道嘉（道加）の代、或いはその次の道西の代になって丹波国から京の都の西の嵯峨に移住したことだけは確かなようである。

道嘉（道加）の次は道西であるが、その道西については「人見氏系図（内閣文庫本）」の道西の条に

天龍寺長老策彦、与道嘉有旧故。厚遇道西。天文十六年丁未、策彦承將軍義晴之命、使于大明。道西年十七従之。庚戌夏、帰本国。

（天龍寺の長老の策彦、道嘉と旧故有り。道西を厚遇す。天文十六年丁未、策彦將軍義晴の命を承け、大明に使す。道西年十七にして之に従ふ。庚戌の夏、本国に帰る。）

とある。また、「人見氏伝（内閣文庫本）」の道西の条に

天文十六年丁未、承將軍義晴命、従策彦使明。居北京。十九年庚戌夏、帰朝。

（天文十六年丁未、將軍義晴の命を承け、策彦に従つて明に使す。北京に居る。十九年庚戌の夏、帰朝す。）

とある。これらによれば、京都天龍寺に策彦（周良、一五〇一年〜一五七九年）という僧がいて、その策彦は道西の父の道嘉（道加）と親し

くしていた。またそれで策彦は道西のことも可愛がつっていた。その策彦が將軍足利義晴の命を受けて天文十六年（一五四七年）に明に渡ることになると、道西もそのお供をすることになり、北京に住み、天文十九年の夏に帰国したということである。なお、「人見氏伝（内閣文庫本）」の道西の条には

道西為人順能愛人。邑人皆称、斯人有隱德。後昆必有榮福者一。

（道西人と為り和順にして能く人を愛す。邑人皆称す、斯の人に隱徳有り。後昆に必ず榮福者有らん。）

とある。これによれば、道西は穏やかで素直で非常に他人に優しくした人であった。それで村人はみな「この道西という人には人に知られない隠れた善行が（たくさん）有る。（それは何れは表に出て来るであろう。彼の）子孫の中には必ず（たいへんな）榮譽や幸福を手にする人が出て来るであろう。」と云っていた、ということである。

また、道西の次の友徳は「人見氏系図（内閣文庫本）」の友徳の条に
幼而在策彦之側、稍識字。弱冠乘商舶浮海入明、来往於吳越之間。又嘗適朝鮮。既反而居京師。

（幼くして策彦の側に在りて、稍く字を識る。弱冠にして商舶に乗りて海に浮かび明に入り、吳越の間を来往す。又嘗て朝鮮に適く。既に反りて京師に居る。）

とあるのと、「人見氏伝（内閣文庫本）」の友徳の条に

幼而在^二策彦側^一、稍習^レ書。弱冠乘^二商船^一往^レ明、遊^二于吳越間^一。又遊^二朝鮮^一、歸朝。

(幼くして策彦の側に在りて、稍く書を習ふ。弱冠にして商船に乗りて明に往き、吳越の間に遊ぶ。又朝鮮に遊んで歸朝す。)

とあるのによれば、二十歳の時商船に乗って明に渡り吳越(江蘇省・浙江省)のあたりを行き来し、朝鮮にも行っている。人見氏は道西や友徳の代には非常に国際的であったのである。なお、「人見氏系図(寛政重修諸家譜所収)」は友徳は京の都で医者をしていたとし、「人見氏伝(内閣文庫本)」も医者と呼ばれていたとするが、「人見氏系図(内閣文庫本)」が人見氏を医者としているのは元徳からである。なお、「人見氏伝(内閣文庫本)」の友徳の条には

家貧。然有^二窮困之人^一、分財救^レ之。以^二三人之患^一為^二己之患^一、有^二病児^一、則与^レ藥。

(家貧し。然れども窮困の人有れば、分財して之を救ふ。人の患を以て己の患と為し、病児有れば、則ち薬を与ふ。)

とある。これによれば、友徳は貧しい暮らしをしていた。それでも友徳は生活に困っている人がいると、自分の財を分与してそれを救済してやるといような人であった。また、他人の難儀をまるで自分の難儀のように捉え、病気の子供がいるとすぐに薬を与えてしまうといった人であった、ということである。

友徳の次は元徳であるが、その元徳は「人見氏系図(内閣文庫本)」の元徳の条に

随^二幼科医津田幸菴^一、而読^二保嬰之書^一。勤^レ業投薬即瘥。人以^レ為^レ神。寛永十六年己卯、有^レ命来^二于江戸^一、診^二姫君之疾^一、献^レ藥大有^レ効。大君悦、即日賜^二年俸五百^一。

(幼科医の津田幸菴に随つて、保嬰の書を読む。業に勤め投薬すれば即ち瘥ゆ。人は以て神と為す。寛永十六年己卯、命有りて江戸に來り、姫君の疾を診て、薬を献じて大いに効有り。大君悦びて、即日年俸五百を賜ふ。)

とあるのによれば、津田幸菴という小児科医に師事して小児科医になっている。元徳が投薬すると病人は即快復したので世間の人たちは元徳のことを「神」と見なした。その後、寛永十四年五月(一六三七年)五月には後水尾天皇の皇子豊宮様の御病気を全快させて評判となり、遂に寛永十六年には幕府の命令を受けて江戸に來て、姫君(千代姫、寛永十四年閏三月五日〜元禄十一年十二月十日。徳川家光の娘、後に名古屋藩主徳川光友夫人。(34))を診察して施薬したところ、たいへんな効果があったので、家光公は大いに喜び、元徳は即日五百を賜るといふことになったというのである。五百とは何か。もし仮に五百石のことだとするとそれを裏付ける具体的な領地はどこか。はっきりとしない。それがはっきりするのはその二年後の寛永十八年のことである。その年、元徳は西場・下大久保の二村、五百石の支配権を賜り二村の領主となっている。

また、その約四年後の正保二年には武蔵国埼玉郡北根村、二百石を賜り、都合三ヶ村の領主となっている。幕府お抱えの小児科医として五百石を賜り、更に其の四年後には二百石を追加された元徳、元徳がそれほどの厚遇を受けたのは「人見氏伝（内閣文庫本）」の玄徳の条に

大猷公称先生事曰、彼匪啻有保嬰之妙、而療大人亦如神。

（大猷公先生の事を称して曰く、彼は啻に保嬰の妙を有するに匪ず、大人を療すにも亦神の如し。）

とあることも明らかな通り、家光公を初めとする幕府の上層部から高い評価を得ていたからであると思われる。なお、その正面に「随祥院大府卿法印野老先生之墓」と切り刻まれた元徳の墓碑には「性□学有仁愛以誠惠」と切り刻まれている。石質や字体の関係で判読しにくい所があるが、これによれば、元徳は人を思いやる心を持ち、まごころでもって人に接し人に恵み施す人であった、ということであったようである。また、「人見氏伝（内閣文庫本）」の玄徳の条には「先生惠貧困者特孜々。療之謝物皆不レ受。」（先生は貧困者に恵むこと特に孜々たり。之を療すも謝物は皆受けず。）とある。これによれば、元徳は貧困者に熱心に物を恵み与える人であった。また、他人の病気を治してあげた際には御礼は一切受け取らない人であった、ということである。また、「人見氏伝（内閣文庫本）」の玄徳の条には

村中有二寺。号二雲竜寺。先生附二田園、特賜二朱印、為二永世。

附二寺之地、以掌二村民之墓林。令下村中子弟入レ寺、而得中文字

一之道上。

（村中に一寺有り。雲竜寺と号す。先生は田園を附し、特に朱印を賜りて永世と為す。寺の地に附して、以て村民の墓林を掌する。村中の子弟をして寺に入れて、而して文字を学ぶの道を得さしむ。）

という元徳が支配していた時代（寛永十八年・一六四一年・一六四二年）延宝二年十二月三日・一六七四年十二月二十九日）の西場の様子や元徳による西場支配の実際の様子の一端を記述した一節が有る。これによれば、当時西場村内には今も現存するが雲龍寺という一つの寺が有った。元徳はその寺に田畑を寄進し、お上から朱印をいただいて永世の寺有の田畑とした。また、更に寺有地として田畑を寄進してそれで村民たちの墓地とした。また、村中の子供たちを寺に入れてそれで彼らに文字を学ぶ機会を与えた、つまり領民たちの子弟の教育に力を注いだということである。

元徳の次は竹洞であるが、その竹洞は「人見氏系図（内閣文庫本）」の友元の条に「弱冠、遊二林羅山之門。」（弱冠にして、林羅山の門に遊ぶ。）とある通り、二十歳前後の頃、林羅山に学んでいる。そして、万治三年（一六六〇年）には幣籠一個を製作して昌平坂の孔子廟に納め、以後それは同廟での祭礼に使用されるようになっていく（35）。また、最初はお抱え医者であったが寛文元年九月に任用替えによってお抱え儒者となり、寛文二年十二月には学士に任じられている。また、

『徳川実紀』殿有院殿御実紀卷四十九、延宝二年十二月三日の条（国史大系本、第五篇、一九八頁）に

留守居番久貝惣左衛門正信子書院番伊兵衛俊忠。先手頭井戸三十郎
覚弘子書院番十右衛門良弘。成瀬吉右衛門正芳養子書院番藤右衛門
正章。寄合松平彦大夫正勝子小姓組十大夫政直。儒員人見玄徳賢知
子友元宜卿初め。父致仕して子家つぐもの十七人。惣左衛門正信。
三十郎覚弘。吉右衛門正芳。彦大夫正勝。玄徳賢知には。子の蔭料
をそのまゝに養老料に賜ふ。

とあるのによれば、延宝二年の十二月三日（一六七四年十二月二十九日）に父から子への代替わりが行われた十七家の幕臣の家の子の一人として父元徳から子竹洞への代替わりにあたつてということで幕府から父の「養老料」を賜っている。幕府はそれを与えることによって幕臣に対して養老の奨励を行っていたのである。また、延宝八年八月二十三日（一六八〇年九月十五日）、徳川綱吉が將軍職に就任したが、その四十八日後の九月十一日（十一月二日）には林大学頭信篤はやしだいがくの かみのぶあつとともに御前に召され、経書の討論を行い、それ以後そういった討論は毎月二三回行われるようになっていた（36）。また、同年十月十六日（一六八〇年十二月六日）には林信篤とともに「御文庫」（いわゆる「紅葉山文庫」）の目録を完成させて幕府に提出している（37）。また、天和三年十一月十二日（一六八三年十二月二十九日）には林信篤・木下順庵とともに『三河記』の校正を命じられ、貞享三年九月十八日（一六八六年十一月三

日）に『武徳大成記』（全三十巻）という形で完成させている（38）。また、元禄四年（一六九一年）には江戸の昌平坂に大成殿が建設されたが、その三年後の元禄七年の春、竹洞はその昌平坂の大成殿で年五十八で『書経』の講義を行っていたが、その時の観覧者はまるで垣根のように多く、受講者はみな顔をほころばせたということである（39）。なお、元禄六年八月六日（一六九三年九月五日）に孔廟で挙行された積奠には竹洞が関わっている（40）。また、竹洞は「人見氏系図（寛政重修諸家譜所収）」の宜郷よしむらの条に

冊府元龜太平御覽、陸状元通鑑、漢魏百家詩文集、性理大全、武経直解、左氏伝、十三経等をたまふ。

とあるのによれば、幕府から『冊府元龜』（全一千巻）・『太平御覽』（全一千巻）・陸状元本の『資治通鑑』（全百二十巻）・『漢魏百家詩文集』・『性理大全』（全七十巻）・『武経七書直解』（全十二巻）・『春秋左氏伝』・『十三経』など大部な書物を数多く賜っている。なお、綱吉の時代の幕府の文教政策、またそれへの竹洞の関わりについては後述する。なお、その正面に「儒官法眼安節野老先生之墓」と切り刻まれた竹洞の墓碑にはその左側面に

其為_レ人也、温恵朴厚、舎_レ己従_レ人。自_レ少好_二文学_一、孜孜不_レ止。
（其_レの人と為_リや、温恵朴厚、己_レを舎_テて人_ニ従_フ。少_キより文学_ヲを好_ミ、孜孜として止_マず。）

と切り刻まれている。これによれば、竹洞は温かくて優しく素朴で人

情に厚い人であった。また、自分のことは二の次にし、他人のことを優先にして頑張った人であった。また、少年の頃から学問好きで、休まずに真面目に学習を続けた人であった、ということである。なお、「舎己従人」(己を捨てて人に従ふ)は『書経』大禹謨、及び『孟子』公孫丑上に見える言葉である(41)。

竹洞の次は桃原であるが、桃原は元禄九年七月九日(一六九六年八月六日)付で北根村、二百石を弟の行高(楷、玄德)に分与したため人見氏はまた五百石に戻っている。また、天和二年(一六八二年)と正徳元年(一七一一年)の二回に亘って朝鮮通信使と交流している(42)。享保元年(一七一六年)、徳川吉宗が第八代將軍に就任すると桃原は畏れ多くも江戸城御座の間で吉宗に拝謁し、「中庸」の講義を行っている。そして「国学講官」の職を賜り、以後毎月大成殿で経書の講義を行い、命を受けて『令集解』に句詠を切っている(43)。享保三年九月三日(一七一八年九月二十六日)には林信如・木下寅亮・荻生観らといった他の儒者たちとともに順々に交代で経書の講義を昌平坂の聴堂で行い、それがそういった催しの最初となっている(44)。なお、享保七年の陰暦の二月と同八月四日(一七二二年九月十四日)に挙行された積奠には桃原が関わっている(45)。なお、その正面に「故国学講官謹謙先生小野府君之墓」と切り刻まれた桃原の墓碑にはその背面に

先生為_レ人、温恭愛_レ人、廉讓寡_レ欲。口不_レ好_レ言_二米貨之事_一、手不_レ捨_二百家之篇_一。

(先生のひとと為りは、温恭にして人を愛し、廉讓にして欲寡し。口に米貨の事を言ふを好まず、手にも百家の篇を捨かず。)

と切り刻まれており、「人見氏伝(内閣文庫本)」の沂の条には

其為_レ人、温恭愛_レ人、廉讓寡_レ欲。口不_レ言_レ利、手不_レ捨_レ篇。
(其のひとと為り、温恭にして人を愛し、廉讓にして欲寡し。口に利を言はず、手にも篇を捨かず。)

とある(46)。これらによれば、桃原は温かくて謹み深くて心清く遠慮がちで欲深くない人であった。また、食料やお金のこと、つまり世俗的な利益に繋がる話はしない人であったが、いつも書物を手にして書物を手から離すということはしない人であった、ということである。なお、「温」「恭」「讓」は『論語』学而第一に見える言葉である(47)。

桃原の次は雪江であるが、雪江も享保四年(一七一九年)に朝鮮通信使と交流している(48)。また、享保十六年十二月十一日(一七三二年一月八日)付でやはり「国学講官」の職を賜っている(49)。なお、「人見氏伝(内閣文庫本)」の活の条には

其為_レ人、質直好_レ義、能敬_レ人。くく。非_二公事_一、不_レ至_二権門_一。多端_レ義、千變万化、皆能判断。

(其のひとと為りは、質直にして義を好み、能く人を敬ふ。くく。公事に非ざれば、権門に至らず。多端義に応じ、千變万化、皆能く判断す。)

とあり、その正面に「関東故学士靖安先生人見君墓」と切り刻まれた雪

系図（内閣文庫本）もその内容からして、求が原著者であると考えられる史料である。求は先祖に対する尊敬の念がことのほか強かった。それで先祖の「伝」や「系図」を作成し、足利学校に納めたのである。また、それが明治十年代になって内務省の職員によって書写され、その書写本が内閣文庫（国立公文書館）の所蔵になっているということなのである。先祖人見氏の「伝」や「系図」を作成し、足利学校に納めたほどであるから、求は先祖一人ひとりのことを充分認識していたし、その偉大さや功績や光栄に浴していたこともよく意識していたし、またそれらと自分とを比較してそこから相当な精神的重圧を受けていたことであろうということも容易に想像できる。

求が碑文の中で「求不肖」（求の不肖）という言葉を二度も使用していること、また「時年二十有三、血氣未レ定、耽樂之徒、日酗于酒徳一、卒過三佚先祖光」。雖レ有遺訓、未レ能レ行之。濛々然陥于不義、既有年矣。孟軻所謂不孝五。今求罪浮于之。嗚呼、可レ不レ畏哉。可レ不レ思哉。今已三十歳、纒知三其不義。」（時に年二十有三、血氣未だ定まらず、耽樂を之れ從にし、日々酒徳に酗ひ、卒に先祖の光を過佚す。遺訓有りと雖も、未だ之を行ふこと能はず。濛々然として不義に陥り、既に年有り。孟軻の所謂不孝なるもの五あり。今求の罪之に浮ぎたり。嗚呼、畏れざる可けんや。思はざる可けんや。今已に三十歳、纒かに其の不義を知る。）という表現をしている所からは求が若い時、立派な先祖から相当なプレッシャーを受け、相当苦しんでいたことが容

易に想像できるのである。

ただ、求はそういったものを見事に克服し、先祖の名を汚さぬ立派な人間になって行ったようである。求は享保十八年（一七三三年）六歳で父から『孝経』の学を授けられている（52）。また、元文二年六月二十日（一七三七年七月十一日）の徳川家治の生誕時には父雪江とともにお祝いの詩を奉り、褒美として時服を賜っている（53）。また昌平坂で積奠に関わっている（54）。また、延享二年十二月（一七四六年一月二日）の徳川吉宗から徳川家重への代替わりの時にはお祝いの言葉を奉り、褒美として御章衣を賜っている（55）。寛延二年十二月十八日（一七五〇年一月二十五日）には家督を相続し、父雪江の跡を嗣いで幕府お抱えの儒者となっている。また、宝暦四年（一七五四年）の徳川家治の婚礼の時にはお祝いの律詩を奉り、褒美として御章衣を賜っている（56）。そして宝暦六年（一七五六年）には西場に「養老碑」を建てている。その後、宝暦九年十一月二十一日（一七六〇年一月八日）には小普請になっている。また、明和六年十一月二十七日（一七六九年十二月二十四日）には御書物奉行となり、天明三年七月二十四日（一七八三年八月二十一日）には御船手に昇進している。

また、その正面に「故御船手興隆先生人見府君墓」と切り刻まれている求の墓碑の背面に

其為レ人、剛毅廉潔、好レ学愛レ人、不レ恥三下問、不レ悔三卑幼。好施
二憐困、臣民无レ不三思服。

(其の人と為りは、剛毅廉潔、学を好み人を愛し、下問を恥ぢず、卑幼を侮らず。好んで憐みを困に施し、臣民思服せざる無し。)

と切り刻まれているように立派な人格を有するまでに至ったようである。これによれば、求は強くて清潔で学問好きで他人に優しく、目下の人に教えを乞うことを恥とせず、身分の低い者や幼少の者を決して馬鹿にしない人であった。また、生活に困っている人を救済することが大好きであったということもあつて、家臣領民で付いて来ない人は誰一人としていなかった、ということである。なお、「不恥下問」(下問を恥ぢず)は『論語』公冶長第五に見える言葉である(57)。

また、その正面に「故御船手興隆先生人見府君墓」と切り刻まれている求の墓碑の右側面の左端に「銘」として

因不_レ失_レ親、人皆宗_レ之。忠信奉_レ上、家亦中興。隆焉大洼之丘、維神之所_レ惊。

(因ること親を失はざれば、人皆之を宗とす。忠信もて上に奉じ、家も亦中興す。隆焉たる大洼の丘、維れ神の惊しむ所。)

と切り刻まれているように大洼(下大久保)でも領民たちの尊敬を集めていたということであるようである。これによれば、求は人との交際に於いて親しくすべき人を間違えるということの無い人であった。それで誰からも尊敬された、ということである。なお、「因不_レ失_レ親、人皆宗_レ之。」(因ること親を失はざれば、人皆之を宗ぶ。)は『論語』

学而第一に見える句によつた表現である(58)。
三つ目は江戸時代の領主というものはいかなる存在であつたかということについてである。

人見氏は求の高祖父に当たる元徳の代の寛永十八年(一六四一年・一六四二年)以来、西場の領主となり、「養老碑」を建てた求の代にもそれであり続け、明治維新までそうであつたわけであるが、領主とは一体どのような存在であつたのか。江戸時代は長い間、封建時代と言われて来た。支配者と被支配者、搾取する側と搾取される側がはっきりとしていた時代とされて来た。もし、そうであるならば、領主とは下の者、つまり領民たちを支配し、彼らから厳しく搾取し続ける。そのような存在であつたのであろうか。もちろん、そういう面も皆無ではなかつたであらう。ただ、そうでもない一面も有つたようである。

江戸時代前期の史料である『本佐録』百姓仕置の事(『日本教育文庫——家訓篇——』六三〇頁)には「心を尽して民を育ひ、栄花を止めて、国家を治、則天の道なり、」とある。これは人の上に立つ者(、つまり領主)は一生懸命に心をこめて民(、つまり領民たち)を育て、自分自身の贅沢は抑えて、領国を経営する。それが天のつとめた理想的な人の上に立つ者(、つまり領主)の領国経営である、ということである。また、『本佐録』百姓仕置の事(『日本教育文庫——家訓篇——』六三二頁)には「天下の万民の悦ぶ心を、君の楽としてこそ、誠の楽みにて候へ、」ともある。これは人の上に立つ者(、つまり領主)は天下の万民

(、つまり領民たち)に喜んでもらえるような領国経営をすることを心掛ける。それで天下の万民(、つまり領民たち)が喜んでくれたならば、その彼らの喜びをまるで自分たちの喜びのように受け止める。それが人の上に立つ者(、つまり領主)にとつての本当の喜びである筈である、ということである。なお、この「天下の万民の悦ぶ心を、君の樂としてこそ、誠の樂みにて候へ、」は『孟子』梁惠王下に見える言葉や北宋の范仲淹の「岳陽樓記」等に見える言葉を踏まえた何事も民優先に考える孟子流の儒教思想、民本主義思想に裏打ちされた言葉である(59)。

また、江戸時代後期の史料である『地方凡例録』近藤出版社本、上巻、二十七頁にも

俗語に地方と唱るは政務のことにて、強ち田畑の収納、諸帳面取調等の取計ひのみに限ることにあらず、都て經濟の儀なれば聖賢の道の本とし理世安民の志を忘れず、地理に委しく用水・川除修復等の弁利を考へ、稼穡の道を知り、国を富し風俗を善することに心をを用ひ、上下の損益を勘弁し、農業の時を失ハざるやうに教導して民を撫育し、公事訴訟等の取計ひに私なく、是非を決断して国家安泰に治るべきことを旨とし、当前の時務をも程よく取扱ふを地方功者とも云べきことなるに、今の地方功者と用ひらるゝ人を見るに、

とある。これは人の上に立つ者(、つまり領主)は「安民の志」を忘れてはならない、民を撫育して行かなければならない、ということである。

江戸時代の領主たち、その領地・領国経営の基本には領民たちをいたわろうという非常に領民思いの儒教的精神(特に孟子に代表されるような民本主義的精神)が有った。西場等の領主・人見氏にもそれは有った。なぜならば、人見氏はただの領主ではなかった。幕府お抱えの儒者、つまり幕府内に於ける儒教の担当官でもあったからである。

四つ目は碑文中の「則是述先王之徳矣」の中の「先王」について周の文王のことのみを指す言葉であるとし、「例えば周の文王」と訳し、『孟子』に見える「老吾老」云々を周の文王のみに関連付ける筆者の見解についてである。「先王」とは通常、唐(堯)や虞(舜)や夏(禹)や殷(湯)までを含めた意味で使用されることが多い言葉である。しかし、どうして筆者は周の文王のことのみを指す言葉であるとするのか。その点についての見解を述べておきたい。

『礼記』王制第五(新釈漢文大系本、上冊、二一八頁・二一九頁)に有虞氏養_レ国老於上庠_一、養_レ庶老於下庠_一。夏后氏養_レ国老於東序_一、養_レ庶老於西序_一。殷人養_レ国老於右学_一、養_レ庶老於左学_一。周人養_レ国老於東膠_一、養_レ庶老於虞庠_一。虞庠在_レ国之西郊_一。有虞氏皇而祭、深衣而養_レ老。夏后氏収而祭、燕衣而養_レ老。殷人皐而祭、縞衣而養_レ老。周人冕而祭、玄衣而養_レ老。凡三王養_レ老、皆引_レ年。八十者、一子不_レ從_レ政、九十者、其家不_レ從_レ政、

(有虞氏は国老を上庠に養ひ、庶老を下庠に養ふ。夏后氏は国老を東序に養ひ、庶老を西序に養ふ。殷人は国老を右学に

養ひ、庶老を左学に養ふ。周人は国老を東膠に養ひ、庶老を虞庠に養ふ。虞庠は国の西郊に在り。有虞氏は皇して祭り、深衣して老を養ふ。夏后氏は収して祭り、燕衣して老を養ふ。殷人は罍して祭り、縞衣して老を養ふ。周人は冕して祭り、玄衣して老を養ふ。凡そ三王の老を養ふ、皆年を引く。八十の者は、一子政に従はず、九十の者は、其の家政に従はず。

とある。(60) ここには、虞(舜)・夏・殷・周の四代、養老の礼がそれぞれどこで行われていたかということやどのような服装等で行われていたかということ、つまり場所の違いや服装の違い等が記述されている。また、夏・殷・周の三代には養老の礼を受ける人に対して年齢の確認が行われていたこと、またそれらを受けて後世にはということであろうが、老人がいる家の人には労役の免除が有ったことなどが記述されている。

また、『礼記』王制第五(新釈漢文大系本、上冊、二一六頁・二一七頁)には

凡養老、有虞氏以三燕礼、夏后氏以三饗礼、殷人以三食礼、周人脩而兼二用之。凡五十養於郷、六十養於国、七十養於学。達於諸侯。八十拜君命、一坐再至。瞽亦如之。九十使二人受。五十異糲。六十宿肉。七十式膳。八十常珍。九十飲食不離寝、膳飲從於遊可也。六十歲制、七十時制、八十月制、九十日脩。唯絞紛衾冒、死而后制。五十始衰、六十非肉不飽、七十非帛不煖、八

十非人不煖、九十雖得人不煖矣。五十杖於家、六十杖於郷、七十杖於国、八十杖於朝。九十者天子欲有問焉、則就其室以珍從。七十不俟朝、八十月告存、九十日有秩。五十不從力政、六十不與服戎、七十不與賓客之事、八十齊喪之事弗及也。五十而爵。六十不親学。七十致政。唯衰麻為喪。

(凡そ老を養ふ、有虞氏は燕礼を以ひ、夏后氏は饗礼を以ひ、殷人は食礼を以ひ、周人は脩めて之を兼ね用ふ。凡そ五十は郷に養ひ、六十は国に養ひ、七十は学に養ふ。諸侯に達す。八十は君命を拜するに、一たび坐して再至す。瞽も亦之の如くす。九十は人をして受けしむ。五十は糲を異にす。六十は肉を宿にす。七十は式膳あり。八十は常珍あり。九十は飲食、寝を離れず、膳飲遊ぶに従ひて可なり。六十は歳に制し、七十は時に制し、八十は月に制し、九十は日に脩む。唯絞紛衾冒は、死して后に制す。五十は始めて衰ふ、六十は肉に非ざれば飽かず、七十は帛に非ざれば煖らず、八十は人に非ざれば煖ならず、九十は人を得と雖も煖ならず。五十は家に杖つき、六十は郷に杖つき、七十は国に杖つき、八十は朝に杖つく。九十は天子問ふこと有らんと欲すれば、則ち其の室に就き珍を以て從ふ。七十は朝を俟たず、八十は月ごとに存を告ふ、九十は日に秩有り。五十は力政に従はず、六十は戎に服くに与らず、七十は賓客の事に与らず、八十は齊喪の事及ばざるなり。五十にして爵す。六十に

して親ら学ばず。七十は政を致す。唯衰麻を喪と為すのみ。

とある(61)。ここには、虞(舜)・夏・殷・周の四代の養老の礼に於ける礼法の違いが記述されている。またそれを受けて後世にはということであろうが、養老の礼が年齢ごとに行われる場所を異にしていたことや五十・六十・七十・八十の人への食事の与え方や五十・六十・七十・八十・九十と年齢によってどのように身体が衰えて行くかとか、それに伴って彼らに与えられる特権のようなものも記述されている。

また、『礼記』祭義第二十四(新釈漢文大系本、中冊、七二三頁・七二四頁)には

昔者有虞氏貴徳而尚齒、夏后氏貴爵而尚齒、殷人貴富而尚齒、周人貴親而尚齒。虞夏殷周、天下之盛王也。未有三遺年者。年之貴乎天下久矣。次乎事親也。是故朝廷同爵則尚齒。七十杖於朝、君問則席。八十不俟朝、君問則就之。而弟達乎朝廷矣。行肩而不併、不錯則隨。見老者則車徒辟、斑白者不下以其任。行中乎道路、而弟達乎道路一矣。居郷以齒、而老窮不遺、強不犯弱、衆不暴寡、而弟達乎州巷一矣。

(昔者有虞氏は徳を貴びて齒を尚び、夏后氏は爵を貴びて齒を尚び、殷人は富を貴びて齒を尚び、周人は親を貴びて齒を尚ぶ。虞夏殷周は、天下の盛王なり。未だ年を遺るる者有らず。年の天下に貴きこと久し。親に事ふるに次ぐなり。是の故

に朝廷、爵を同じくすれば則ち齒を尚ぶ。七十は朝に杖つく、君問へば則ち席す。八十は朝を俟たず、君問へば則ち之に就く。而して弟、朝廷に達す。行くに肩して、併べず、錯らざれば則ち隨ふ。老者を見れば則ち車徒辟け、斑白の者は其の任を以て道路を行かず、而して弟、道路に達す。郷に居るには齒を以てし、老窮遺れず、強は弱を犯さず、衆は寡を暴さず、而して弟、州巷に達す。)

とある。ここには虞(舜)・夏・殷・周の四代に亘って年齢が重視されて来たことや年長者が尊ばれて来たことなどが記述されている。また、道で老人に出会えば、車も歩行者もこれに道を譲るといったようなこと、また『孟子』梁惠王上や「養老碑文」に見える頒白者(斑白者)の道路での話も記述されている。また、年老いて生活に困っている人が見捨てられることなく、強い者が弱い者のことを脅かすことが無く、多数が少数を苦しめるようなことが無いこと、それは(儒教が説く)「弟」が(遍く全体に)広がった姿であることが記述されている。

また、『礼記』郷飲酒義第四十五(新釈漢文大系本、下冊、九二四頁・九二五頁)には

郷飲酒之礼、六十者坐、五十者立侍以聽政役、所以明尊長也。六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也。民知尊長養老、而后乃能入孝弟。民入孝弟、出尊長養老、而后成教。成教而后国可安也。君子之所謂孝者、非一家至而

日見^レ之也。合^二諸郷射^一、教^二之郷飲酒之礼^一、而孝弟之行立矣。

(郷飲酒の礼、六十の者は坐し、五十の者は立ちて侍し、以て政役を聴くは、長を尊ぶことを明にする所以なり。六十の者は三豆、七十の者は四豆、八十の者は五豆、九十の者は六豆なるは、老を養ふことを明にする所以なり。民、長を尊び老を養ふことを知りて、而して后に乃ち能く入りて孝弟あり。民入りては孝弟あり、出でては長を尊び老を養ひ、而して后に教を成す。教を成して而して后に国安かる可し。君子の所謂孝とは、家々に至りて日々に之を見ずに非ざるなり。諸を郷射に合せ、之を郷飲酒の礼に教へて、孝弟の行立つ。)

とある。ここにはいつの世のことであるのかその記述はないが、いわゆる「郷飲酒の礼」についてそれが民に年長者や老人を尊敬し、いたわり養うことの大切さを知らしめ、(儒教が説く)「孝」や「弟」の徳あらしめるための催しであったこと等が記述されている。

ところで、王制・内則・祭義・郷飲酒義などといった『礼記』の諸篇の最終的な成立時期はいつごろか。また、それらの諸篇に見える虞(舜)・夏・殷・周の四代、特に殷代以前の三代の礼制について記述の信憑性はどの程度のものであろうか。結論だけを言えば、前漢時代初期の学者たちによる理想化、脚色が相当加えられているあまり信憑性の高くない記述と見なさざるを得ないのではあるまいか。

なお、『書経』盤庚(新釈漢文大系本、上冊、一一一頁)に

予告^三汝于^レ難、若^二射之有^レ志。汝無^三老^二侮成人^一。無^三弱^二孤有^レ幼^一。
(予汝に難に于ては、射の志有るが若くせんことを告ぐ。汝成人を老侮する無かれ。有幼を弱孤とする無かれ。)

とある。殷代後期の王盤庚(殷王朝第十九代の盤庚王)の戒めの言葉の一部であるが、ここには成人について年老いているとして侮ってはいけないぞと述べられ、幼少の者についてもか弱い孤児として軽く見てはならないぞと述べられている。この史料の信憑性はどの程度か。殷の盤庚の時代、老人を侮るなどという戒めが果たして有ったのか。無かったのか。誰にも何とも言えない微妙な所であろう。

ただ、『論語』八佾第三(新釈漢文大系本、六十九頁)に

子曰、夏礼吾能言^レ之、杞不^レ足^レ徵也。殷礼吾能言^レ之、宋不^レ足^レ徵也。文献不^レ足^レ故也。足^レ則吾能徵^レ之矣。

(子曰く、夏の礼は吾能く之を言ふも、杞徴するに足らざるなり。殷の礼は吾能く之を言ふも、宋徴するに足らざるなり。文献足らざるが故なり。足らば則ち吾能く之を徴せん。)

とある通り、夏代・殷代の礼制については孔子の時代に既に文献不足より、相当解らなくなっていた。従って孔子の時代の約三百年後に成立した『礼記』の諸篇に見える殷代以前の礼制についての記述の信憑性についてはあまり高いと考えるわけには行かないと結論付けるより他にしかたがないのである。

それでは前掲の『礼記』の諸篇より確実な信憑性の高いと思われる史

料は有るか。それは強いて挙げるのであれば、『礼記』より約百年以上古いと思われる『孟子』の諸篇であろう。

『孟子』離婁上（新釈漢文大系本、二六〇頁）に

孟子曰、伯夷辟_レ紂、居_二北海之浜_一。聞_二文王作興_一、曰、盍_レ帰乎来。

吾聞、西伯善養_レ老者。太公辟_レ紂、居_二東海之浜_一。聞_二文王作興_一、

曰、盍_レ帰乎来。吾聞、西伯善養_レ老者。

（孟子曰く、伯夷は紂を辟けて、北海の浜に居る。文王作興すと

聞き、曰く、盍ぞ帰せざるや。吾聞く、西伯は善く老を養ふ者

なり、と。太公は紂を辟けて、東海の浜に居る。文王作興すと

聞き、曰く、盍ぞ帰せざるや。吾聞く、西伯は善く老を養ふ者

なり、と。）

とあり、『孟子』尽心上（新釈漢文大系本、四五八頁〜四六〇頁）に

孟子曰、伯夷辟_レ紂、居_二北海之浜_一。聞_二文王作興_一、曰、盍_レ帰乎来。

吾聞、西伯善養_レ老者。太公辟_レ紂、居_二東海之浜_一。聞_二文王作興_一、

曰、盍_レ帰乎来。吾聞、西伯善養_レ老者。天下有_二善養_レ老、則仁人以

為_二己_レ帰_一矣。五畝之宅、樹_二牆下_一以_レ桑、匹婦蚕_レ之、則老者足_二以_レ衣

之_レ帛矣。五母雞、二母彘、無_レ失_二其時_一、老者足_二以_レ無_レ失_レ肉矣。百

畝之田、匹夫耕_レ之、八口之家、可_二以_レ無_レ飢矣。所謂西伯善養_レ老者、

制_二其田里_一、教_二之樹畜_一、導_二其妻子_一、使_レ養_二其老_一。五十非_レ帛不

煖。七十非_レ肉不飽。不_レ煖不_レ飽、謂_二之凍餒_一。文王之民、無_二凍

餒之老_一者、此之謂也。

（孟子曰く、伯夷は紂を辟けて、北海の浜に居る。文王作興すと

聞き、曰く、盍ぞ帰せざるや。吾聞く、西伯は善く老を養ふ者

なり、と。太公は紂を辟けて、東海の浜に居る。文王作興すと

聞き、曰く、盍ぞ帰せざるや。吾聞く、西伯は善く老を養ふ者

なり、と。天下に善く老を養ふもの有れば、則ち仁人以て己

が帰と為す。五畝の宅、牆下に樹うるに桑を以てし、匹婦之に

蚕すれば、則ち老者以て帛を衣るに足る。五母雞、二母彘、其

の時を失ふこと無ければ、老者以て肉を失ふこと無きに足る。

百畝の田、匹夫之を耕せば、八口の家、以て飢うるに無かる

可し。所謂西伯は善く老を養ふとは、其の田里を制して、これ

樹畜を教へ、其の妻子を導いて、其の老を養はしむればなり。

五十は帛に非ざれば煖かならず。七十は肉に非ざれば飽かず。

煖かならず飽かざるをば、之を凍餒と謂ふ。文王之民には、凍

餒の老無しとは、此の謂なり、と。）

とある。『孟子』の諸篇にも堯や舜や夏代や殷代のことは記述されてい

る。ただ、養老ということに関連する記述については『孟子』では周代、

特に周代初期の文王の代のみである。『孟子』には伯夷や太公が周の文

王のことを老人をいたわり養うことがとりわけ上手い為政者であること見

なしていたことや養蚕や畜産を上手に行えば老人の衣食は足りることや

農業を上手く行えば人々が飢えに苦しむようなことも無くなること、周

の文王が老人をいたわり養うことがとりわけ上手かったのは、田畑を造

成するなどした上で農業や畜産の指導を行い、食糧を確保した上で人々を老人をいたわり養うように導いたからであるということ、そのために周の文王の時代には寒い思いをしたり、飢えに苦しんだ人は一人もいなかったことなどが記述されている。また、『孟子』梁惠王上（新釈漢文大系本、四十二頁）には

五畝之宅、樹之_レ以_レ桑、五十者可_二以_レ衣_レ帛矣。雞豚狗彘之畜、無_レ失_二其時_一、七十者可_二以_レ食_レ肉矣。百畝之田、勿_レ奪_二其時_一、八口之家、可_二以_レ無_レ飢矣。謹_二庠序之教_一、申_レ之_二以_レ孝悌之義_一、頌白者不_三負_二戴於道路_一矣。老者衣_レ帛食_レ肉、黎民不_レ飢不_レ寒、然而不_レ王者、未_二之有_一也。

（五畝の宅、之に樹うるに桑を以てせば、五十の者以て帛を衣る可し。雞豚狗彘の畜、其の時を失ふ無くんば、七十の者以て肉を食ふ可し。百畝の田、其の時を奪ふ勿くんば、八口の家、以て飢うる無かる可し。庠序の教を謹み、之に申ぬるに孝悌の義を以てせば、頌白の者道路に負戴せず。老者帛を衣、肉を食ひ、黎民飢えず寒えず、然り而して王たらざる者は、未だ之有らざるなり。）

とある。この「謹_二庠序之教_一、」（庠序の教を謹み、）以下については「語句解説」の中の「使頌白者負戴於道路」の項の所にも引用しておいたが、孟子は五十歳の者が絹の衣服を着られるような政治、七十歳の者が肉を食べられるような政治、それができれば立派な王となるこ

とができる。それができて王となったのは誰か。ここには周の文王であるとは記述されていないが、暗にそうであると匂わせて有るのである。『礼記』の諸篇には養老ということに関連する虞（舜）・夏・殷の三代の記述が有るので、『礼記』の諸篇の見解では養老については虞（舜）・夏・殷の三代にまで遡ることができることになるが、『孟子』の諸篇の見解では周代、文王の代にまでしか遡ることができないということになるのである。

なお、『周礼』地官司司徒、大司徒（菜根出版本、上冊、一〇四頁）には

以_二保息六_一、養_二万民_一。一曰慈幼、二曰養老、三曰振窮、四曰恤貧、五曰寬疾、六曰安富。」
（保息六を以て、万民を養ふ。一に曰く慈幼、二に曰く養老、三に曰く振窮、四に曰く恤貧、五に曰く寬疾、六に曰く安富。）

とある。これによれば、周の時代には大司徒という役人がいて、六つの仕事でもって万民をいたわり養うことを本業としていた。その六つの仕事の中に「養老」が有り、「恤貧」（貧しい者を憐れみ恵む）があり、「寬疾」（病気の者に恵む）が有ったということである。また、この大司徒（司徒）については『礼記』王制第五（新釈漢文大系本、上冊、二〇六頁）にも

養_二耆老_一以_レ致_レ孝、恤_二孤独_一以_レ逮_レ不_レ足、上_レ賢以_レ崇_レ德、簡_二不_レ肖_一以

細レ悪。」

（耆老を養ひて以て孝を致し、孤独を恤みて以て足らざるに逮ばし、賢を上げて以て徳を崇び、不肖を簡びて以て悪を細け、）

とある。これによれば、老人には優しく接すること、孤児や身寄りの無い者たちには十分に憐れみを施すこと、それが大司徒（司徒）の仕事であったということである。儒教の基本、それは人の上に立つ者は下の人たちが、特に弱い者たちをいたわり彼らに優しくすることであるわけであるが、周代にはそれを実際に実行する人間として大司徒（司徒）という役人が存在していたということなのである。

「養老碑文」、その中には『礼記』の諸篇に見える殷代以前の養老に関連する記述の引用は一切無い。『周礼』や『礼記』に見える大司徒（司徒）の仕事についての記述の引用も無い。引用してあるのは『孟子』梁惠王上に見える「老吾老一以及人之老。」（吾が老を老として以て人の老に及ぼす）という部分だけである。これは撰文者の求が『礼記』の見解ではなく、『孟子』のそれによったということである。それで「養老碑文」の中に見える「先王」という言葉の意味を唐（堯）・虞（舜）・夏・殷などのことは含まない周の文王のことのみを指す言葉であると解釈してみたのである。

なお、天明六年（一七八六年）に石見国津和野藩主・亀井矩賢（一七六六年～一八二一年）が同藩の藩校「養老館」を津和野（現島根県鹿足郡津和野町）に創建した際、藩の儒者の山口剛斎（景德、山崎闇斎のひ

孫弟子。一七三四年～一八〇一年）に命じて撰文させた「養老館記」

（『日本教育史資料』「第五」六五四頁。『津和野町史』第四卷、七十五頁～七十七頁、所収）には

府之有レ学也、出於我侯之特旨。而二三大夫、從而贊成之、取孟子養老之言、以名焉、乃賜以親筆之額。蓋文王之養老也、老吾老一以及人之老、幼吾幼一以及人之幼。先王有至徳要道、以順天下、是之謂也。〳〵、天明丙午夏四月、臣山口景德謹撰。府の学有るや、我が侯の特旨より出づ。而して二三の大夫、從ひて之に賛成し、孟子の養老の言を取りて、以て焉に名づけ、乃ち賜ふに親筆の額を以てす。蓋し文王の老を養ふや、吾が老を老として以て人の老に及ぼし、吾が幼を幼として以て人の幼に及ぼす。先王、至徳要道有つて、以て天下を順はしむ、是を之れ謂ふなり。〳〵、天明丙午夏四月、臣山口景德謹んで撰す。）

とある。これによれば、津和野藩の藩校「養老館」の「養老」は『孟子』告子下に見える「養老尊賢」（老を養ひ賢を尊ぶ）から取つたということである。また、『孟子』に見える「老吾老」（吾が老を老として）云々は同藩の解釈では周の文王の養老について述べたものとのことである。実は『孟子』には「老吾老」（吾が老を老として）云々の主語は周の文王だとは記述されていない。だが、同藩ではそう解釈し、同藩の「学館記」の中にそれを記述しているのである。なお、津和野侯

亀井矩賢が揮毫した「養老館」という額は『津和野町史』第四巻、六十
六頁に掲載されている。また、「養老館」という校名を持つ藩校は陸奥
国守山藩（現福島県郡山市）や周防国岩国藩（現山口県岩国市）にもあ
った。

五つ目は儒教の影響を受け、敬老・養老の大切さを表現しようとして
表現した為政者は勿論人見氏が初めてではない。例えば、漢の文帝や桓
武天皇もそうであったということ、また桓武以前に施行された法令であ
る「養老令」や恐らくは「大宝令」にも「養老」の道をしめしめるため
に郷飲酒の礼を行えとの条文があったということについてである。

『漢書』文帝紀（『漢書』巻第四、文帝紀、中華書局本、第一冊、一
一三頁）に

詔曰、〳〵。又曰、老者非帛不煖、非肉不飽。今歳首、不四時使

三人存問長老、又無布帛・酒肉之賜。将何以佐天下子孫孝養
其親。今聞吏稟当受鬻者、或以陳粟。豈称養老之意哉。

具為令。有司請令。具・道。年八十已上、賜米人月一石、肉二十
斤、酒五斗。其九十已上、又賜帛人二疋、絮三斤。賜物及当稟
鬻・米者、長吏閱視、丞若尉致。不滿九十一、嗇夫・令史致。二
千石遣都吏循行、不称者督之。刑者及有罪耐以上、不用此令

一。
（詔して曰く、〳〵。又曰く、老者は帛に非ざれば煖かならず、
肉に非ざれば飽かず。今は歳の首にして、時に人をして長老を

存問せしむるにあらず、又布帛・酒肉の賜無し。将た何を以て
天下の子孫を佐け其の親を孝養せしめん。今聞く吏当に鬻を受く
べき者に稟ふに、或ひは陳粟を以てす、と。豈に老を養ふの意
に称はんや。具に令を為せ。有司請ふて具・道に令す。年八十
已上には、米人ごとに月に一石、肉二十斤、酒五斗を賜へ。其
の九十已上には、又帛人ごとに二疋、絮三斤を賜へ。物を賜は
る及び当に鬻・米を稟はるべき者には、長吏閱視して、丞若し
くは尉致す。九十に満たざるには、嗇夫・令史致す。二千石は
都吏を遣はして循行せしめ、称はざる者は之を督す。刑者及び
有罪耐以上には、此の令を用ひず。）

とある。これは漢の文帝がその元年（紀元前一七九年）に出したいわゆ
る「養老詔」である。この中には八十歳以上の人には一律米・肉・酒を
支給することや九十歳以上の人には一律絹・綿を支給するといったよう
なことが謳われている。また、『後漢書』明帝紀（『後漢書』巻第二、
顕宗孝明帝紀、中華書局本、第一冊、一〇二頁・一〇三頁）には

冬十月壬子、幸辟雍、初行養老礼。詔曰、光武皇帝建三朝之礼
一、而未及臨饗。眇眇小子、属当聖業。間暮春吉辰、初行大射
一、令月元日、復踐辟雍。尊事三老、兄事五更。安車輶輪、供
綏執授。侯王設醬、公卿饌珍、朕親袒割、執爵而酌。祝嘏在前、
祝嘏在後。升歌鹿鳴、下管新宮、八佾具脩、万舞於庭。朕固
薄德、何以克当。易陳負乘、詩刺彼己、永念慙疚、無忘厥心

一。三老李躬、年耆学明。五更桓荣、授朕尚書。詩曰、無德不報、無言不酬。其賜采爵閔内侯、食邑五千戸、三老・五更皆以三千石禄養終厥身。其賜天下三老、酒人一石、肉四十斤。有司其存者、恤幼孤、惠鰥寡、称朕意焉。

(冬十月壬子、辟雍に幸し、初めて養老の礼を行ふ。詔して曰く、光武皇帝三朝の礼を建つるも、未だ臨饗するに及ばず。眇眇たる小子、聖業に属当せり。間暮春の吉辰、初めて大射を行ひ、令月元日、復た辟雍を踐む。三老を尊び事へ、五更に兄とし事ふ。安車には輦輪もてし、綏を供へ執り授く。侯王醬を設け、公卿珍を饌し、朕親ら祖きて割き、爵を執りて酌ぐ。祝哽は前に在り、祝嘏は後に在り。鹿鳴を升歌し、新宮を下管し、八佾具に脩まり、庭に万舞す。朕固より薄徳なれば、何を以てか克く当らん。易は負乗を陳ね、詩は彼己を刺り、永く念ひ慙ち疚み、厥の心を忘るること無し。三老の李躬は、年耆い学明らかなり。五更の桓荣は、朕に尚書を授く。詩に曰く、徳として報ひざる無く、言として酬ひざる無し、と。其れ采爵を閔内侯に賜ひ、食邑は五千戸、三老・五更は皆二千石の禄を以て養ひて厥の身を終らしめよ。其れ天下の三老に賜ふこと、酒人ごとに一石、肉四十斤。有司其れ耆耄を存し、幼孤を恤み、鰥寡に恵み、朕の意に称へ。)

とある。これは後漢の明帝が永平二年十月五日(五十九年十一月二十八

日)に行つた「養老礼」についての記述である。儒教の本場である支那大陸のことであるから、漢代以降清代までの歴代王朝が頻繁に養老に関する詔を出している。また、文献豊富な同大陸のことであるから、それらは各正史等に記述されその分量は膨大である。また、いわゆる類書の中などにも整理されても来ている(62)。ただ、本稿では紙面の都合によりこれ以上の史料の引用は控えることとする。

また、『続日本紀』卷第三十九、桓武天皇、延暦六年三月の条(国史大系本、後篇、五二四頁)に

○甲辰。詔曰。養老之義著自前修。歴代皇王率由斯道。方今時属東作。人赴南畝。洒瞻生民。情深矜恤。其左右京・五畿内・七道諸国。百歳已上各賜穀二斛。九十已上一斛。八十已上五斗。鰥寡孤独及廢疾之徒者。量其老幼。三斗已下。一斗已上。仍令下本国長官親至郷邑存情賑贍上。

(○甲辰。詔して曰く、老を養ふの義は前修より著れ、歴代の皇王率ね斯の道に由れり。方今時は東作に属し、人は南畝に赴く。洒ち生民を瞻て、情深く矜恤す。其れ左右の京・五畿内・七道の諸国、百歳已上には各々穀二斛を賜ひ、九十已上には一斛、八十已上には五斗、鰥寡孤独、及び廢疾の徒は、其の老幼を量つて、三斗已下、一斗已上。仍つて本国の長官をして親ら郷邑に至り情を存して賑贍せしめよ。)

とある。これは非常に有名な桓武天皇が延暦六年三月二十日(七八七年

四月十二日)に出された「養老詔」である。この中には百十歳以上の人・九十以上の人・八十歳以上の人や妻のいない男性・夫のいない女性・みなしご・子供のいない老人・不治の病に罹った者には一律米を支給するといったようなこと、また役人は自ら村落に向き実情を調査した上で救済すること、といったようなことが謳われている。なお、「養老詔」としてはこれが我が国では最初であるかもしれないが、「養老」の道を知らしめるために郷飲酒の礼を行えとの法令は既に遠く「大宝

令」「養老令」の時代から有った。『令集解』巻第二十八、儀制令、春時祭田之日条(国史大系本、第三冊、七二二頁・七二三頁)の本文に

凡春時祭田之日。集郷之老者。一行郷飲酒礼。使三人知尊長養老之道。其酒肴等物、出公廨供。

(凡そ春の時の祭田の日には、郷の老者を集めて、一たび郷飲酒の礼を行へ。人をして長を尊び老を養ふ道を知らしめよ。其の酒肴等の物は、公廨より出して供せよ。)

とある通りである。これは天平宝字元年(七五七年)に施行された「養老令」の本文、恐らくは大宝元年(七〇一年)に施行された「大宝令」の本文でもある。

六つ目は綱吉の時代、幕府が推し進めて行った文教政策、またそれへの竹洞の関わり、また全国諸藩の動きなどについてである。

延宝八年八月二十三日(一六八〇年九月十五日)、綱吉は將軍職に就任した。そしてその四十八日後の九月十一日(十一月二日)には林信篤

や人見竹洞を御前に召して、経書の討論を行わせている。また、その六日後の九月十七日(十一月八日)には林信篤を御前に召して「大学」

(恐らくは『大学章句』)を講義させ、それ以後そういった講義は毎月二三回行われるようになって(63)。將軍職は公務だけでも非常に多忙であったが、綱吉はその公務の他にも古典籍になみなみならぬ関心を寄せ、それが度を越していたために心身の力が抜けていつ病気が出てもおかしくないほどにもなったから、学問好きもほどほどにという忠告も周囲から受けたほどであったが(64)、常に経書を声を出して読み、公務で忙しい時にも病気になった時にもいつも書物を手にして書いて書物を手から離すということはしなかった(65)。学問の基礎はそれを支える資料全体の正確な把握に有る。それで綱吉は林信篤や竹洞にそれらの整理やそれらの目録作りを命じたようである。延宝八年十月十六日(一六八〇年十二月六日)、林信篤や竹洞らは「御文庫」(いわゆる「紅葉山文庫」)の目録を完成させて幕府に提出している。綱吉は特に『孝経』と「大学」については読み慣れていて流暢に口ずさんだ。また、先祖の祭祀が行われる日の前日の夕べには仮眠すらせずに『孝経』を唱えた。そして、書物の取り扱いには頗る丁寧であった(66)。綱吉は「孝」を重んじ、先祖を大切にしようとした。それでいわゆる三河以来の先祖の事績をまとめようとして天和三年十一月十二日(一六八三年十二月二十九日)に林信篤や竹洞や木下順庵に『三河記』の校正を命じた。そしてそれは貞享三年九月十八日(一六八六年十一月三日)に『武徳大成

記』(全三十卷)という形で完成を見ている。

延宝・天和・貞享と来ればその次は元禄、いわゆる元禄文化が花開いたと言われる時代である。元々学問好きで儒学が得意であった綱吉であったが、元禄年間に入るとその学力はますます本物になった。

綱吉は自ら経書の講義を始めた。まずは四書を片っ端から、そして五經へと進んだ。綱吉が五經の一つである『易経』の講義を始めたのは元禄六年四月二十一日(一六九三年五月二十五日)であった。以後綱吉自らの講義は毎月六回行われるようになっていく(67)。

『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録巻中(国史大系本、第六篇、七三六頁)には

天下の為には。何ほども精神をつくし給ふべきはいふまでもなし。さて政務の資となるべきは。第一文学にすぎたるはあらじ。くく。將軍家のかく政事に勤勞し。文学に心をもちひ給ふよし。遍く国々に宣播しなば。四海のはてまでも其風采を傾慕し。文学に向化する事となりなん。

とあり、『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録巻中(国史大系本、第六篇、七三五頁)には

汝等儒学を何と心得たるや。いにしへの堯舜。禹湯。文武などいひし聖人だちは皆儒者なり。今のごとく読書をもて業とする者のみを儒といふは後世の事にて。大なる誤なり。是は務めて聖人の道を狭隘にするなりと仰られけり。くく。是も人々に躬行実践の道をしら

しめんとての御事なるべし。

とある。前者は綱吉の生母桂昌院の言葉である。為政者は天下の為に生懸命に政治を行うべきである。為政者の政治、その基礎となるのは学問であるが、將軍が一生懸命に政治を行っていること、また良き政治の基礎となる学問を尊重していることが天下に広まれば、全国がそれになり、延いては学問の向上にも繋がって行くということにもなるであろう、といったような意味である。また、後者は綱吉の言葉である。「おまえたちは儒学をどのようなものであると捉えているか。昔の堯・舜・禹・湯・文武などといった聖人たちは実は儒者であった。昔は儒者とは領民思いの理想的な政治を自ら行う人でもあったのである。だが、今の儒者はただ本を読むだけの人ということになってしまっている。これは後世になってから生じたたいへんな誤った解釈であり、聖人の守備範囲を非常に狭めてしまった解釈である。」という綱吉公の御言葉は儒者・儒学の道は本来は実践躬行の道であった筈だということを世に知らしめようとして発せられたものである、という意味である。綱吉は儒者や儒学をそう捉えた。そして、儒者の身なりや身分を一変させたのである。

『徳川実紀』常憲院殿御実紀卷二十三、元禄四年正月の条(国史大系本、第六篇、九十五頁)に

十三日くく。儒臣林弘文院信篤束髮命ぜられ、従五位下に叙し大学頭と改称す。抑本邦中頃兵革打つぎしより。学政荒廢しければ。室町將軍の頃。文学五山縉流の手に落しより。儒をもて業とするも

のみな剃髪し。釈徒と同じ姿となりし弊習。数百年をへてあらたむる事を得ざりしに。当代聖人の道を尊崇あつく。しきりに学政を振起したまふあまり。御英断ありてかくぞ仰出されける。これより旧年の弊風一時に改り。官儒は更にもいはず。諸侯の門下に経をよこたへ。郷党に冊を挟む輩まで。みな汗俗を変じ。四海の内儒者の道は即ち王侯士大夫の道にして。かの道釈の徒とは涇渭の別明らかにするこゝなりぬ。誠に希代の盛挙といひつべし。

とあり、『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録卷中（国史大系本、第六篇、七三七頁）にも

本邦中古よりこのかた騒乱打ちつゞき。干戈やむ時なかりしかば。学校の設廢絶し。菅江の儒家等も。徒に其祀を奉ずるのみなり。まして室町殿の頃となりては。文学の事皆五山緇流の手に帰せしより。儒を業とするものも悉く剃髪して。釈徒と同じ姿になり。弊風数百年をへて改らざりしが。当代聖道を御尊崇のあまり。元禄四年正月の頃。林弘文院信篤に束髪命ぜられ。従五位下に叙し大学頭と改称せしめられ。その外の儒官等も皆束髪せしめらる。これより積年の弊風一変して。官儒はさらなり。諸侯の門に経を抱き。閭巷に冊を挟むともがらまで。皆汗俗を変じければ。天下の聖賢の道を講ずるものは。かの道釈の徒と涇渭の別あることをしるにいたれり。これぞ非常の盛挙と申奉るべきにぞ。

とある。元禄四年一月十三日（一六九一年二月十日）、林信篤は髪型を

剃髪から束髪に変えるように命じられ、従五位下^{じぶごいのげ}大学頭に叙任された。

寛文元年閏八月六日（一六六一年九月二十九日）に儒者の林春斎と一緒
に勤務するように命じられて剃髪なつて以来（68）、ずっと剃髪であつ
た竹洞もこの時束髪になつたのである。振り返ってみれば我が国では平
安の末あたりからか戦が絶えず、古代以来の学校教育行政も衰退し、足
利時代に入ると学問はみな僧侶のものとなり、儒者も皆剃髪していわゆる
坊主頭の僧侶と同じ風体になつてしまつた。そしてそのおかしな状態
は数百年もそのまま続いてしまつたのであるが、綱吉公は儒学をあ
つく尊崇され、学校教育行政の復興を目指され、大英断を下され、儒者
の身なりや身分を一変させたのである。そしてそれは瞬く間に世間に広
まつていった。儒学は僧侶のものでもなければ僧侶と同じ風体もした旧
儒者のもでもない、新儒者のももの・將軍や大名や武士のものになつた、
ということである。また、『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録卷中（国史
大系本、第六篇、七三五頁）に

儒臣等賞賜行はれ。林大学頭信篤は殊に加秩給はりけり。其頃のこ
とかきしものゝうちに。博士はむかしより貧しきものゝためしにお
もひたるに。今の世には。

とある通り、昔から学者は薄禄と決まっていたものが、この時代から厚
禄を取るようになったのである。また、全く新しい誰もが目を見張るよ
うな学校教育行政が打ち立てられていったのである。

『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録卷中（国史大系本、第六篇、七三六

頁)には

林大学頭信篤が忍岡宅中の孔廟は。そのかみ尾張大納言義直卿好文の御志篤く。信篤が祖父道春信勝が時助修ありて。寛文年中大猷院殿も御親拝ありしなり。当代その芳蹤を慕はせられ。元禄元年九月信篤を御前にめして。御参拝あるべきあいだ。時日を考へ。儀注を定め聞え上奉るべきむね仰下され。事どもととのひければ。おなじ十一月廿一日御親参あり。

とあり、『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録卷中(国史大系本、第六篇、七三六頁・七三七頁)にも

元禄三年七月弘文院信篤をめして。その家の孔廟は私造にして。規模狭隘なるのみにあらず。寺刹に逼近して。崇聖の御素意にかなはず。こたび新に城北神田台の地に引うつされ。公より御構造あるべき旨仰下され。老臣松平右京大夫輝貞を惣督とし。蜂須賀飛騨守隆重に助役命ぜられ。同十一月大成殿の三大字を御染筆ありて。あらたに掲べき旨仰下され。御自画の聖像をも下したまはりぬ。明る四年二月落成により。老臣はじめ忍岡にまかり。聖像を大成殿に遷し奉り。その月御参あり。御拝はてゝ積菜の式ども見そなはし。御みづからも講書なし給ひ。年毎祭奠及び番衛の者の費用とて。祠田千石下し賜りぬ。そのち年々御参拝絶ることなし。六年八月に至り積菜の式両度に定められ。春丁には大駕臨ませたまふ事もあり。万石以下のものらは。秋丁にまかりて拝観すべき旨命ぜらる。是より

さき神田台の地を。かの魯国に准へて昌平坂と唱へ。相生橋(一説芋洗橋)を昌平橋と唱ふべきよし令したまひ。三家はじめ諸大名より。典籍。祭器等あまた寄納し奉る。かくてぞ学政大に振ひけり。寛政にいたりことさら学校の制度を弘廓せられ。全く官地と定め。国学となして。永世天下育英の地となされしは。全くこの御盛慮をおしひろめたまひしなり。

とある。ここには昌平坂学問所が次第に立派なものになって行く過程が述べられている。学問所には綱吉自らが描いた孔子像が掲げられた。また、「神田台」は孔子の郷里の名を採って「昌平坂」と呼ばれるようになり、「相生橋(芋洗橋)」も「昌平橋」と改称された。そしてその昌平坂では元禄七年の春に竹洞が『書経』の講義を行い好評を博していたのである。また、元禄六年八月六日(一六九三年九月五日)には積奠が行われ、それには竹洞が関わっていたのである。また、学問所は国学と呼ばれた。なお、桃原・雪江が賜った「国学講官」という役職は平たく言えつてしまえば幕府立大学の教授ということである。幕府はその強大な力によって古代の儒学が盛んだった時代を復活させた。そのような中、平安時代の承和九年八月四日(八四二年九月十一日)付で「学士」に任じられた小野篁、その末裔を名乗る桃原が享保元年(一七一六年)、雪江が享保十六年(一七三三年)に「国学講官」に就任したということなのである。

綱吉が主導する幕府、その幕府が元禄期に儒学を再興させたこと、そ

れがたいへんな快挙であったことは、朱子学者がよく口にする「道統の伝」の復興という主張、すなわち堯・舜・禹・湯・文武周公の道、それは非常に立派な物であったが、孔子がいわゆる素王であったために孔子の時には上手く行かなくなり、残念ながら孟子の時に途絶えてしまった。しかし、宋代になって見事に復興された。その復興された新儒学こそが宋学（程朱学・朱子学）である。何という快挙であろうかという主張。

あの朱熹が南宋の淳熙十六年二月十六日（一一八九年三月五日）に書き上げた「大学章句序」（『晦庵先生朱文公文集』巻第七十六、四部叢刊本、下冊、一四〇〇頁・一四〇一頁、所収）に

大学之書、古之大学所以教人之法也。……三代之隆、其法浸備。然後王宮・国都以及閭巷、莫不有学。人生八歳、則自王公以下、至於庶人之子弟、皆入小学。而教之以灑掃・應對・進退之節、礼・樂・射・御・書・數之文。及其十有五年、則自天子之元子・衆子、以至三公・卿・大夫・元士之適子、与凡民之俊秀、皆入大学。……夫以下学校之設、其広如此、教之之術、其次第・節目之詳、又如上此。……及三周之衰、賢聖之君不作、学校之政不修、教化陵夷、風俗頹敗。時則有若孔子之聖、而不得君師之位、以行其政教。……及孟子没、而其伝泯焉。則其書雖存、而知者鮮矣。……晦盲否塞、反覆沈痼、以及五季之衰、而壞乱極矣。天運循環、無往不復。宋德隆盛、治教休明。於是河南程氏兩夫子出、而有以接乎孟氏之伝、実始尊信此篇、而表

二章之。既又為之次其簡編、發其歸趣。然後古者大学教人之法、聖經賢伝之指、粲然復明於世。……

（大学の書は、古への大学にて人に教ふる所以の法なり。……）
三代の隆なる、其の法浸く備はれり。然る後に王宮・国都より以て閭巷に及ぶまで、学有らざるは莫し。人生れて八歳なれば、則ち王公より以下、庶人に至るまでの子弟は、皆小学に入る。而して之に教ふるに灑掃・應對・進退の節、礼・樂・射・御・書・數の文を以てす。其の十有五年に及んでは、則ち天子の元子・衆子より、以て公・卿・大夫・元士の適子に至るまでと、凡民の俊秀とは、皆大学に入る。……夫れ学校の設、其の広きこと此くの如く、之を教ふるの術、其の次第・節目の詳なること、又此くの如きを以てす。……周の衰ふるに及びて、賢聖の君作らず、学校の政修まらずして、教化陵夷し、風俗頹敗す。時に則ち孔子の聖の若き有りしも、君師の位、以て其の政教を行ふを得ず。……孟子没するに及んで、其の伝も泯びたり。則ち其の書は存すと雖も、知る者は鮮し。……晦盲否塞、反覆沈痼して、以て五季の衰ふるに及んで、壞乱極まる。天運の循環して、往いて復らざること無し。宋の徳は隆盛にして、治教は休明なり。是に於て河南の程氏兩夫子出でて、以て孟氏の伝を接ぐこと有りて、実に始めて此の篇を尊信して、之を表章す。既にして又之が為に其の簡編を次し、其の歸趣を發

す。然る後に古者大学にて人を教ふるの法、聖經賢伝の指、粲然として復た世に明かなり。(くく。)

と謳われていることとよく似ている。堯・舜・禹・湯・文武周公の道、それは孔子・孟子の時代になって衰退し一時滅びた。しかし、宋儒がそれを復活させた。同じように幕府は奈良朝・平安朝以来、例えば桓武天皇の「養老詔」以来、上手く行っていない物を見事に復活させたのである。すべては民のため、弱い者・恵まれない者のためという儒教がよみがえったということであったのである。

なお、綱吉が將軍職に就任した僅か十日後の延宝八年閏八月三日(一六八〇年九月二十五日)に幕府が出した「御触書」(『御触書寛保集成』二十三、御代官え被仰渡部、岩波書店本、第一三二二号、六八八頁、所収)の第一条は「一民は国之本也、御代官之面々常に民之辛苦を能察し、飢寒等之愁無之様ニ可被申付事、」である。これはもちろん、一般民衆は国家の大本である。だから、それを治める役人たちはいつも一般大衆の辛さや苦しさを理解するように努め、彼らが飢えたり寒がったり心配事であったりになったりしないようにしなければいけないのだぞ、ということである。

もちろん、こういった精神、また幕府が儒学を重んじたことの影響は全国に波及した。そして、全国諸藩が似たような動きに出た。

例えば、貞享三年(一六八六年)八月に常陸国土浦藩主松平信興が出した「五十二カ条(『五人組仕置帳』指上申一札之事)」(『土浦市

史編集資料』「第6篇」三頁〜十二頁、所収)の第一条には

第一御年貢諸役など大切に相守り、親に孝行をつくし、下人は主に随ひ、夫婦中能くし、兄弟志たしく、友立は老たるをうやまい、老たるは若き者を阿われみとり、くく、村中勝れて孝行なるもの有之候てとくとその様子を見届け申上べく候、不孝の者有之候はば随分異見仕るべく候、

とある。この中には親には孝行とか、夫婦仲良くとか、兄弟は親しくとか、友達は老いたるを敬いとか、老いたるは若き者を憐れみとか、村に非常な親孝行者がいたらそれをよく観察して手本にし、親不孝者がいたらそれはとか、といったようなことが謳われている。なお、蛇足かもしれないが、夫婦仲良く・兄弟親しくはあの「教育勅語」の一部を彷彿とさせる部分である。

また、宝暦十三年(一七六三年)十一月に下総国古河藩が出した「家中並町郷御条目(規格集・下)」(『古河市史』「資料近世編(藩政)」二四九頁〜二六二頁、所収)の二六二頁には「一孝并不孝者有之候ハ、可申出事」とある。これは親孝行者や親不孝者がいたら訴え出よ、というものである。もちろん、前者は褒め称え、後者には改めせよということであろうと思われる。

また、宝暦年間(一七五一年〜一七六四年)には守山藩が藩校「養老館」を開校させている。

また、天明六年(一七八六年)には津和野藩が藩校「養老館」を開校

させ、寛政五年八月二十七日（一七九三年十月一日）には出羽国秋田藩主・佐竹義和（安永四年・一七七五年〜文化十二年・一八一五年）が藩校「明道館」で積奠を行い、養老式を行っている（69）。

また、文化五年（一八〇八年）七月に上野国伊勢崎藩が出した「御条目（村方諸事心得につき触）」（『伊勢崎市史』「資料編1近世I（伊勢崎藩と旗本）」九十頁〜九十二頁、所収）には「一 不孝之輩於有之者、品により追放、或者可為斬罪事」とある。これは親不孝者に対する厳しい処分を謳ったものである。

また、文化八年十一月二十八日（一八一二年一月十二日）に下野国黒羽藩主・大関増業（一七八一年〜一八四五年）が出した「農民并町人共への仰渡書」（『栃木県史』「史料編・近世四」一三一頁〜一三三頁、所収）には「八十以上之老人杯をハ随分憐憫を加へ飢寒に不苦様にすへし」とある。これは八十以上の老人に対しては充分に憐れみいたわり、彼らが飢えたり寒がったり心配事でいっぱいになったりしないようにしなければいけない、ということである。

また、文政七年（一八二四年）三月に陸奥国二本松藩主・丹羽長富（一八〇三年〜一八六六年）が出した「御条目」（『二本松藩史』五二二頁・五二三頁、所収）には

一、九十歳以上の者は稀なる長寿に付、其身暖りの為、以来は絹着
用指免候間、老年の者をば大切に取扱、孝養の本意相立候様精
々可心掛候。」

とある。これは九十歳以上の老人は珍しい存在である。それで寒い思いをさせないためにも絹織物を身にまとえ、また年寄りは大切に扱え、子は親に対して孝養の道を尽くせ、ということである。

また、弘化三年（一八四六年）には岩国藩が藩校「養老館」を開校させている。

最後に「養老碑碑文」、その中身の中心部分になっている人見求が家臣や西場の領民たちと交わした八つの約束の部分、その一つひとつについて、私の現代語訳を引用しながらその特徴などについて述べ、そこから浮かび上がって来る領主人見氏による旧西場村等支配の一面、また求が自ら碑文を撰文しこの「養老碑」という碑を建てた意味、また価値といったことについて述べて本稿を終わりにしたい。

先ず、その第一条は次の通りであった。

「今後、七十歳以上の男性にはその食い扶持として一律米一人前を
与え、女性にはそれをちょうど半分にして与えることにする。な
お、男性で出家した者については女性と同じ（つまり米半人前を
与えること）にする。」

この第一条の要点は七十歳以上の人には一律米を支給するということがある。漢の文帝や桓武天皇では八十歳以上であった。なお、黒羽侯でも八十歳以上についてはいたわるべしということであった。これらと比較すると人見氏が米を支給する対象者を八十歳以上とせず七十歳以上として支給対象者の年齢を十歳ほど引き下げている所が興味深い。西場は

他と比較するとかなりの福祉先進地区であった可能性が浮上して来るのである。

また、その第二条は次の通りであった。

「自分の身近にいる老人のことをちゃんと老人（、すなわち敬い養うべき対象）であると見なして、その人のために一生懸命奉仕し、その上でその対象を他人の身近にいる老人にまで拡大して行こう。」

この第二条の要点は養老の精神（つまり、老人をいたわり養いましょうという心）を身近な所から起こしてそれを遠い所にまで広めて行こうということである。前述したように、これは『孟子』に見える言葉であり、津和野藩でも大切にされていた言葉である。

また、その第三条は次の通りであった。

「白髪頭の老人に道路の真ん中で重い荷物を背負わせるといったようなことは絶対にするな。」

この第三条の要点は老人が重い荷物を背負うなどという光景は絶対に表に出してはいけないということである。前述したように、これも『孟子』に見える言葉である。

また、その第四条は次の通りであった。

「親孝行な人間であるということでもって有名になっている者には、その者が耕作している土地に掛かる税をそのまま本人に還付し、それでもってますます老人を安心させる。また、その反対に親不

孝な人間であるということでもって有名になっている者には、罰を与える。」

この第四条の要点は親孝行者と親不孝者への賞罰を実施して親孝行を奨励し、親不孝を改めさせるということである。前述したように、土浦侯・古河侯・伊勢崎侯なども類似した内容の御触れを出している。これは関東はもろんのこと全国に広く見られた領民たちへの上からのお達しであったものと思われる。

また、その第五条は次の通りであった。

「もし、父や母が朝亡くなり、その日の夕方には早くも埋葬してしまおうなどという者が出た場合には、それは非常に極端で非常識ということになるなあ。（なぜならば、人が亡くなった場合には周囲の人たちはちゃんと喪に服し、少なくとも三日間は喪礼を粛々と行うというのが、世の礼儀というか常識だからである。）

（だから私はそのような場合には）三日間それには待ったを掛け、亡くなって三日経てば（埋葬して）良いということにする。（なお、反対に三日以上の）長い時間が過ぎてから（埋葬する）というようにするとなるとこれまた（それは逆に遅すぎるということになるので）差し障りが有る。（実は天子については七ヶ月過ぎたら埋葬、諸侯については五ヶ月過ぎたら埋葬、士大夫階級については三ヶ月過ぎたら埋葬という決まりは有るが、庶民についてはそのような決まりは一切ない。従って、）これは昔の（立派

な) 帝王(例えば周の文王^{ぶんおう})らが定めた決まりではないのではあるが、(ここ)の言葉は土地柄はどのようなものかとか、時勢はどのようなかとか、人物はどのような人物かとか、貧しいものであるかとか、裕福であるか(とかいったようなもの)にのっとったものである。」

この第五条の要点は葬儀の日取りを決めることについて先例に寄らずに柔軟に対応するということである。政治には臨機応変ということが大切であるということである。

また、その第六条は次の通りであった。

「(私^{わたくし})求^{もとむ}(つまり私本人)や私の代行者が、歴史に裏打ちされていないような言葉やみなから意見を聞くということ無しに立案されたような計画を持ち出して来て、それをお前たちにやらせようとするようなことが有った際には、(そういったものは)たった一人の人間の私的な心から生み出されたものであり、必ずや政治に悪影響を与える筈の物であると思われるので、)お前たちにはすぐにでもそのことについて(「だめです。いけません。」「というふう)に)訴え出してもらいたい。何の遠慮も不要である。」

この第六条の要点は「歴史に裏打ちされていないような言葉や上が独断で立案したような計画をやらせせそうになった場合には遠慮せず「ノー」と言ってもらいたいということである。前述したように、これ

は『書経』に見える言葉であり、非常に重い意味を持つ言葉である。

また、その第七条は次の通りであった。

「年老いた後で仏門に入ろうという人が出た場合にはそれには待たを掛ける。また、若い人の場合は初めからそのような人は出なからうとは思われるが、そういった場合にはこれまたよいよ厳しく待ったを掛ける。」

この第七条の要点は出家の制限、禁止についてである。

また、その第八条は次の通りであった。

「妊婦でその夫と結託し、そのお腹の中にいる胎児を薬殺した者、また或いは生まれ出て来て今まさに生きている幼子^{おきなご}を生きている(もしもそのような者が出た場合には、)そのような者には罰を与える。」

この第八条の要点は妊娠中絶や間引きの禁止についてである。なお、間引きの禁止についての領民たちへの上からの指導はよくあった。例えば、大田原市須賀川一五九二番地一号の佐藤一郎家に伝わっている「人面獣心の壁書」(栃木県指定文化財。昭和四十二年十月二十日指定。『黒羽町の文化財』二十二頁・七十三頁・七十四頁。『大田原市の文化財』二〇一二』五十八頁、所収)は黒羽藩主大関増備^{ますとも}の重臣、鈴木武助(正長、為蝶軒。享保十七年・一八三二年)文化三年一月三十日・一八〇六年三月十九日)が天明九年(一七八九年)一月に領内に配布した「間引きの

禁止」を謳った壁書（ポスター）である。

以上、まとめると求が家臣や西場の領民たちと交わした八つの約束は第一条・第二条・第三条が「養老」、第四条が「孝行」、第五条が「葬儀の日取り」、第六条がお上（領主）への訴えの奨励、第七条が「出家の制限・禁止」、第八条が「妊娠中絶や間引きの禁止」ということである。この八つの約束、その中身からは領主人見氏による旧西場村等支配の側面が浮かび上がって来る。人見氏が旧西場村等をどのように支配したかったのか、支配するに当たっては何を一番大切にしていたのか、領民たちには何を求めたかったのかが見えて来るのである。人見氏は江戸時代という封建時代、旧西場村等を支配した封建領主、それはただ領民たちを支配し、彼らからただ搾取するだけの存在であったのであろうか。そんなことはない。江戸時代の領主たちには領民たちをいたわろうという非常に領民思いの儒教的精神（特に孟子に代表されるような民本主義的精神）が少なからず有ったが、人見氏は幕府お抱えの儒者、つまり幕府内に於ける儒教の担当官でもあったということもあってとりわけそれが強かったということが見えて来るのである。

思えば、旧西場村等の領主になった人見元徳は領民たちの子弟の教育に力を注ぐなど領民たちに優しくかった。また、元徳の次の竹洞、竹洞の次の桃原、桃原の次の雪江、雪江の次の求も、それぞれの墓碑銘に刻まれたその人と為りに竹洞に於いては『書経』と『孟子』、桃原に於いては『論語』、雪江に於いては『論語』と『書経』、そして求に於いては

『論語』といったように経書、すなわち儒教の經典の中の言葉でもってその人格が総括されるなど、歴代の当主が領民に優しく接しようとした儒教道徳の或る意味実践者たちであった。

全国を見渡せばいわゆる「お触れ」等を出したりすることで領民たちに対して「養老」の実践を表明したり、「養老」を疎かにしてはならないと戒めたり、親孝行を奨励したり、親不孝者を戒めたり、間引きの禁止を訴えたりした領主はもちろん他にもたくさんいた。ただ、黒羽侯は間引きの禁止の訴えと「養老」の実践の表明だけであった。また、二本松侯は「養老」の実践の表明だけ、古河侯や伊勢崎侯は親孝行の奨励と親不孝者への戒めだけであった。それを考えれば人見氏の約束は一つや二つでなくもつと多くのものを含むものであった。しかも、人見求はそれをわざわざ石に切り刻んで「養老碑」として建てた。それには非常に大きな意味があった。しかも、それが約二百六十三年後の今も西場町の道端に現存している。そこにはたいへんな価値がある。

この「養老碑文」という史料は近世中期、十八世紀中葉の北関東の一農村、僅か五百石たらずの旗本人見氏領であった下野国足利郡旧西場村の領主人見氏による支配の側面を今に伝えてくれている。しかし、今まで詳細に本格的に解説されるということは無かった。従って、全国の近世史研究者、特に地方史研究者にその中身が伝えられるということも無かった。ただ、たった三ヶ月半という短期間の解説作業・調査研究ではあったが、今回の解説及び調査研究により、それができそうになっ

て来た。これが全国に伝えられれば、全国では栃木県足利市西場地区を一例に位置付けた上での近世領主の領地経営実態の研究解明が大いに進むことになるかもしれない。そういったことになって欲しい。私はそれを心の底から願望望む者である。

注 記

(01) この「あきしげ」という読みは堀越一郎氏の「人見氏について

(下) —— 養老碑と人見氏遺稿 ——」(『足利文林』第八号、八頁

〜十一頁、所収)の中のそれによった。また、出井の諱や没年月日は足利市西宮町二八八四番地の曹洞宗長林寺に有る出井咬重(観水怒見居士)の墓石に「先考出井正詮藤原咬重者、野州佐野西場の産也。事于地主人見君、為累代之旧臣。」(先考出井正詮藤原咬重は、野州佐野西場の産なり。地主の人見君に事へて、累代の旧臣と為る。)と切り刻まれ、「今茲明和丁亥春、罹病鍼藥不建、夏四月初十日、享年六十有六歳而易簣。因葬于遺骸於大祥山、追慕之余、勒于事跡於石碑、而以備不朽者乎。居諸 孝子出井元詮恭重誌焉。」(今茲明和丁亥の春、病に罹り、鍼藥建たずして、夏四月初十日、享年六十有六歳にして簣を易へたり。因りて遺骸を大祥山に葬る。追慕之余、事跡を石碑に勒し、以て不朽に備ふる者か。居諸 孝子出井元詮恭重誌す。)と切り刻まれているのによった。

(02) この意味解釈は『漢語大詞典』上巻、五三四頁、伯に「称覇、做諸侯的盟主。」とあるのによった。なお、『漢語大詞典』が記述しているように『国語』巻第十、晋語四(新釈漢文大系本、下冊、五一九頁)に「於是乎遂伯。」(是に於いてか遂に伯たり。)とある中の「伯」は「天下に覇を唱えた諸侯の盟主」といったような意味である。

(03) ここは「人見氏系図(寛永諸家系図伝所収)」の元徳の条に「寛永十四年五月、仙洞第三の御子豊宮貴恙ある時、元徳をして療せしめたまひ、日を遂て御平癒あり。」とあり、「人見氏系図(寛政重修諸家譜所収)」の賢知の条に「小児科の医を業とし、元和七年禁裏の医師となり、寛永十四年五月仙洞第三の御子豊宮不予のとき療治の事を奉はり、ほどなく御平癒あり」とあるのによった。なお、豊宮とは『系図綜覧』「第一冊」帝系図、三十七頁によれば、性承法親王(寛永十四年・一六三七年〜延宝六年・一六七八年)のことである。

(04) ここは文化七年(一八一〇年)に編纂が開始され、文政五年(一八二二年)頃に完成した『新編武蔵風土記稿』巻之一五四、足立郡之二十、植木谷領、上大久保村(大日本地誌大系、雄山閣本、第八巻、一一五頁)に「此村上下に分れし年代を伝へざれど、正保のものには一村となし、元禄の改に今の如く二村に分ち載たれば、分村せし年代も推て知べし、」とあるのによった。

- (05) この「早ければ」は「人見氏系図（内閣文庫本）」の元徳の条に「寛永辛巳八月、厳有大君降誕、急召侍レ之。冬十二月、有恩命一、叙大府卿法印一、号随祥院一。改三年俸一、特賜下野国築田郡西場・武蔵国足立郡下大久保二村五百石一、為食邑一。」（寛永辛巳八月、厳有大君降誕のとき、急に召されて之に侍る。冬十二月、恩命有りて、大府卿法印に叙せられ、随祥院と号す。年俸を改めて、特に下野国築田郡西場・武蔵国足立郡下大久保の二村五百石を賜ひて、食邑と為す。）とあるのによつた。これによれば、寛永十八年の陰暦の十二月（一六四二年一月）から人見氏の領地とすることになる。また、「遅くとも」は『新編武蔵風土記稿』巻之一五四、足立郡之二十、植木谷領、上大久保村（大日本地誌大系、雄山閣本、第八巻、一一五頁）に「正保年中は御料所の外打越次右衛門・玉虫七之助・人見玄徳等の知行なりしことものに見ゆ、これ未だ上下に分れざりし以前にて、」とあるのによつた。これによれば、遅くとも正保期から人見氏の領地であつたということになる。
- (06) ここは「人見氏系図（寛永諸家系図伝所収）」の元徳の条に「同年九月六日、下野国梁田郡西場村にをひて五百石の地を領す。」とあるのによつた。
- (07) 「元禄郷帳」武蔵国埼玉郡（『関東甲豆郷帳』一二六頁）によれば、北根村の元禄期の収穫高は四百十八石四斗六升で人見高栄及び夏目左衛門及び久保長三郎及び林大学頭の知行地で（実は人見・夏目・久保・林四氏の相給で）あつた。また、「天保郷帳」武蔵国埼玉郡（『関東甲豆郷帳』四九五頁）や『武蔵国郷帳』下（『天保郷帳』「天保五年申午十二月石高帳・東日本篇」二九六頁）によれば、北根村の天保期の収穫高は六百十二石九斗二升三合五勺であつた。また、『武蔵国改革組合村々石高・家数取調書』「新編埼玉県史資料編14・近世5・付録」の四十五頁によれば、北根村の天保末・弘化初期の収穫高は五百九十九石九斗二升五合二勺で戸数は七十五軒（ただし、そのうちの百四十一石七升八合五勺・二十三軒のみが人見玄徳の知行地）であつた。また、『旧高旧領取調帳』（近藤出版社本『旧高旧領取調帳 関東編』一二四頁）によれば、北根村の幕末期の収穫高は六百十二石九斗八升三合四勺七才（ただし、そのうちの百四十八石七升八合五勺のみが人見友雲の知行地）で、維新後は浦和県の管轄下となつたことがわかる。
- (08) ここは「人見氏系図（寛永諸家系図伝所収）」の元徳の条に「（寛永）十八年八月三日、竹千代君御誕生あり。時に御養生のために御薬を献ず。これより御医師となりて、常に営中に侍す。」とあるのによつた。なお、『漢語大辞典』上巻、一三〇〇頁、大夫に「宋医官別設官階、有大夫、郎、医効、祇候等。見宋洪邁《容齋三筆・医職冗濫》。後称医生為大夫。《紅樓夢》第十回……」とある通り、「大夫」には「医師」という意味が有る。なお、「大夫」は中国で人間の身分階級を表して来た幾つかの言葉、例え

ば『孟子』離婁上（新釈漢文大系本、二四四頁）に「天子不仁、不保四海」。諸侯不仁、不保社稷。卿大夫不仁、不保宗廟。士庶人不仁、不保四体。」（天子不仁なれば、四海を保たず。諸侯不仁なれば、社稷を保たず。卿大夫不仁なれば、宗廟を保たず。士庶人不仁なれば、四体を保たず。）とある通り、また『孝経』の章立ての通り、「天子」「諸侯」「卿大夫」「士庶人」。或いは『礼記』曲礼下第二（新釈漢文大系本、上冊、六十九頁）に「天子穆穆、諸侯皇皇、大夫濟濟、士蹠蹠、庶人僬僬。天子之妃曰后、諸侯曰夫人、大夫曰孺人、士曰婦人、庶人曰妻。」（天子は穆穆たり、諸侯は皇皇たり、大夫は濟濟たり、士は蹠蹠たり、庶人は僬僬たり。天子の妃を后と曰ひ、諸侯は夫人と曰ひ、大夫は孺人と曰ひ、士は婦人と曰ひ、庶人は妻と曰ふ。）とある通り、「天子」「諸侯」「大夫」「士」「庶人」。或いは『尚書注疏』皋陶謨、自我五礼有庸哉、孔疏（十三經注疏本、六十三頁）に「王肅云、五礼謂王・公・卿・大夫・士。」（王肅云ふ、五礼とは王・公・卿・大夫・士を謂ふ。）とある通り、「王」「公」「卿」「大夫」「士」。或いは『漢書』卷第四十八、賈誼伝第十八（中華書局本、第八冊、二二五四頁）には「故古者、聖王制為三等列、内有三公・卿・大夫・士、外有三公・侯・伯・子・男、然後有官師・小吏。」（故に古者、聖王制して等列を為り、内に公・卿・大夫・士有り、外に公・侯・伯・子・男有り、然る後に官師・小吏有り

り。）とある通り、「公」「卿」「大夫」「士」といった言葉の一つであるが、これを近世の我が国で人間の身分階級を表して来た幾つかの言葉、例えば「天皇」「將軍」「大名」「旗本」「陪臣」「農工商」等の中のどれに相当するか考えてみると、やはり「旗本」が一番適当であると考えられ、また実際人見氏は旗本であったのでここは「旗本格」とも解釈しておいた。なお、『礼記』曲礼下の「大夫曰孺人。」（大夫は孺人と曰ふ。）によれば「孺人」と呼ばれるのは大夫の奥方ということになるが、人見竹洞の「先小妣碑銘」（『人見竹洞詩文集』汲古書院本、三五四頁、所収）は「孺人」という言葉から始まっている。貞享三年十一月二十二日（一六八七年一月五日）に他界した竹洞の母、その亡き母を竹洞が「孺人」と呼んでいたというそのことから人見氏が我が家を「大夫」の家であると認識していたことがわかって来るのである。また、「天子」「諸侯」「大夫」「士」「庶人」は三国魏の王肅（一九五〇〜二五六年）が言う所のいわゆる「五礼」であり、『尚書注疏』の孔疏が引用している王肅の言葉は清の馬國翰の『玉函山房輯佚書』（文海出版社本、第一冊、四〇五頁）にも見える。

(09) ここは「人見氏系図（内閣文庫本）」の友元の条に「寛文元年辛丑九月、有台命、改医業為儒業。」（寛文元年辛丑九月、台命有りて、医業を改めて儒業と為す。）とあるのによつた。なお、『徳川実紀』厳有院殿御実紀卷二十二、寛文元年閏八月六日の

条(国史大系本、第四篇、三九六頁)に「人見玄徳賢知子友玄宜卿儒役となり。林春斎春勝に差添つかふまつるべしと命ぜらる。」とあり、「人見氏系図(寛政重修諸家譜所収)」の宜郷の条に「寛文元年閏八月六日林春斎とおなじく勤仕すべきむね仰を蒙り、剃髪して友元と称す。」とあるのによつて、「(寛文元年閏八月六日・一六六一年九月二十九日付でもつて幕府のお抱え儒者となり」という意味であると解釈することも可能ではある。

(10) ここは「人見氏伝(内閣文庫本)」の節の条に「二年冬十二月、く、以^レ長^レ学^レ為^二学士^一。」(二年冬十二月、く、学^レに長^レずるを以^テ学士と為^ス。)とあるのによつた。

(11) 『孔子家語』卷第四、六本第十五(新釈漢文大系本、二〇七頁)に「進^ニ於^レ曾^レ皙^一曰、嚮也參、得^レ罪^ニ於^レ大人^一。大人用^レ力教^レ參。得^レ無^レ疾乎。」(曾^レ皙に進^{ミテ}曰く、嚮に參、罪を大人に得たり。大人力を用ひて參に教ふ。疾無きを得んや、と。)とある通りである。

(12) 『抱朴子』内篇卷第十九、遐覽(四部叢刊本、一一〇頁)に「思守^レ此、既有^レ年矣。」(思^を尽くして此を守り、既に年有り。)とある通りである。

(13) 東晋の陶淵明の「移居」詩(『靖節先生集』卷第二、四部備要本、卷二、第十二丁、所収)に「懷^レ此頗有^レ年、今日從^ニ茲役^一。」(此を懷つて頗る年有り、今日茲の役に従ふ。)とあり、北宋の歐陽脩(一〇〇七年〜一〇七二年)の「昼錦堂記」(『古文真宝』(後

集)』卷第四、新釈漢文大系本、一六九頁〜一七六頁、所収)に「聞^ニ下風^一而望^ニ余光^一者、蓋亦有^レ年矣。」(下風を聞いて余光を望む者、蓋し亦年有り。)とある通りである。

(14) この句については『書経』泰誓中(新釈漢文大系本、下冊、四六一頁)には「さて、受^ノ罪は桀以上に甚だしい。」と通釈してあり、『尚書』泰誓中(全釈漢文大系本、六一二頁)には「(とこで)受^ノ罪は桀に過ぎてゐる。」と通釈してある。

(15) 『論語』先進第十一(新釈漢文大系本、二三七頁)に「顔淵死、顔路請^ニ子^ノ車^一以^レ為^ニ之^ノ槨^一。子曰、才不才、亦各言^ニ其子^一也。鯉也死、有^レ棺而無^レ槨。吾不^ニ徒行^一以^レ為^ニ之^ノ槨^一、以下吾從^ニ大夫^一之後、不^ニ上可^レ徒行^一也。」(顔淵死す。顔路、子の車以て之が槨を為らんと請ふ。子曰く、才も不才も、亦各々其の子を言ふなり。鯉や死せしとき、棺有りて槨無し。吾徒行して以て之が槨を為らざりしは、吾が大夫の後に従ひて、徒行す可からざるを以てなり。)とあり、『論語』憲問第十四(新釈漢文大系本、三二〇頁)に「陳成子弑^ニ簡公^一。孔子沐浴而朝、告^ニ於^レ哀公^一曰、陳恒弑^ニ其君^一。請討^レ之。公曰、告^ニ夫^ノ三子^一。孔子曰、以^ニ吾從^ニ大夫^一之後、不^ニ敢不^レ告也^一。君曰、告^ニ夫^ノ三子^一者。之^ニ三子^一告。不^レ可。孔子曰、以^ニ吾從^ニ大夫^一之後、不^ニ敢不^レ告也^一。」(陳成子、簡公を弑す。孔子沐浴して朝し、哀公に告げて曰く、陳恒其の君を弑せり。請ふ之を討たんと。公曰く、夫の三子に告げよと。孔子曰く、吾大夫の後に従ふを以て、敢て

告げずんばあらざるなり。君は曰く、夫の三子者に告げよと。三子に之きて告ぐ。可かず。孔子曰く、吾大夫の後に従ふを以て、敢て告げずんばあらざるなりと。」とある通りである。また、『春秋

左氏伝』哀公十四年伝（新釈漢文大系本、第四冊、一八三二頁）に

も「甲午、齊陳恒弑其君壬于舒州」。孔丘三日齊、而請伐齊。三。

公曰、魯為齊弱久矣。子之伐之、將若之何。対曰、陳恒弑其

君、民之不_レ与者半。以_二魯之衆_一、加_二齊之半_一、可_レ克也。公曰、子

告_二季孫_一。孔子辞。退而告_レ人曰、吾以_レ從_二大夫之後_一也、故不_二敢不

レ言。」（甲午、齊の陳恒、其の君壬を舒州に弑す。孔丘、三日

齊して、齊を伐たんとを請ふ。三たびす。公曰く、魯、齊に弱

めらるること久し。子の之を伐つこと、將に之を若何せんとする、

と。対へて曰く、陳恒、其の君を弑して、民の与せざる者半ばなり。

魯の衆を以て、齊の半ばに加へば、克つ可きなり、と。公曰く、

子、季孫に告げよ、と。孔子辞す。退きて人に告げて曰く、吾、

大夫の後に従へるを以て、故に敢へて言はずんばあらず、と。」

とある。孔子はその生国の魯の国で大夫（重臣）の末席を汚して
たのである。

(16) これは漢文体（の句読点・返り点付）で表記すれば「勿_レ謂今日不

レ学而有_二来日_一。勿_レ謂今年不_レ学而有_二来年_一。日月逝矣。歳不_二我延

一。嗚呼老矣。是誰之愆。」となる。『古文真宝（前集）』卷第一、

新釈漢文大系本、上冊、十九頁・二十頁）に収録されている。なお、

これは詩ではないが、「年」「延」「愆」、つまり下平声一先の韻
で押韻がしてある。

(17) 『孔子家語』巻第四、六本第十五（新釈漢文大系本、二一四頁）

や『宋書』巻第七十三、顔延之伝（中華書局本、第七冊、一九〇〇

頁）に「与_二不善人_一居、如_レ入_二鮑魚之肆_一。」（不善の人と居るは、

鮑魚の肆に入るが如し。）とある通りである。また、南朝宋の顔延

之（三八四年～四五六年）の『顔氏家訓』巻之上、慕賢第七（四部

叢刊本、十二頁）に「与_二惡人_一居、如_レ入_二鮑魚之肆_一。」（惡人と

居るは、鮑魚の肆に入るが如し。）とある通りである。

(18) 『抱朴子』内篇巻第五、至理（四部叢刊本、二十九頁）に「得_レ寿

二百歳」（寿を得ること二百歳）とある通りである。

(19) 『四書集註』大学章句（国学叢書本、十頁）に「所謂平_二天下_一在

レ治_二其国_一者、上_レ老_レ老_レ而民興_レ孝、上_レ長_レ長_レ而民興_レ弟、上_レ恤_レ孤_レ而民

不_レ倍。是以君子有_二絜矩之道_一也。」（所謂天下を平かにすること

は其の国を治むるに在りとは、上老を老として民孝に興り、上長

を長として民弟に興り、上孤を恤しんで民倍かず。是を以て君子

には絜矩の道有るなり。）という本文、すなわち人の上に立つ者が

老人を老人としていたわり養い、年長者を年長者として敬い大切に

すれば、それは下の者たちに波及し下の者たちには「孝」の徳や

「弟」の徳が自然に湧いて来るといったようなことが述べられている

る本文について「長、上声。弟、去声。倍、与_レ背同。絜、胡結反。

○老レ老、所謂老ニ吾老一也。興、謂レ有レ所ニ感發而興起一也。孤者、幼而無レ父之稱。絜、度也。矩、所ニ以為レ方也。言此三者、上行下効、捷ニ於影響、所謂家齊而國治也。亦可ニ以見レ人心之所レ同、而不レ可レ使レ有レ一夫之不レ獲矣。是以君子必當因レ其所レ同、推以度物、使

三彼我之間各得二分願、則上下四旁、均斉方正、而天下平矣。」
 (長は、上声。弟は、去声。倍は、背と同じ。絜は、胡結の反。

○老を老とすとは、所謂吾が老を老とするなり。興は、感發して興

起する所有るを謂ふなり。孤とは、幼にして父無きの稱。絜は、度るなり。矩は、方を為す所以なり。言ふところは、此の三者は、上行ひて下効ふこと、影響より捷く、所謂家齊ひて國治まる、

となり。亦以て人心の同じき所にして、一夫の獲ざること有らしむ可からざるを見る可し。是を以て君子は必ず当に其の同じき所

に因りて、推して以て物を度り、彼我の間をして各々分願を得しむれば、則ち上下四旁、均斉方正にして、天下平かなり。」と

いう注が付いている通りである。

(20) 『論語』顔淵第十二に(新釈漢文大系本、二七七頁)に「子夏曰、富哉言乎。」(子夏曰く、富めるかな言や。)とある通りである。

(21) 『管子』第十八篇、大匡(新釈漢文大系本、上冊、三七〇頁)に

「從レ今以往二年、適子不レ聞レ孝、」(今從り以往二年、適子、孝を聞かず、)とあり、『史記』卷第七十九、蔡沢列伝十九(新釈漢文大系本、第九冊、列伝二、一九二頁)に「先生之寿、從レ今以往者

四十三歳。」(先生の寿は、今より以往は四十三歳、と。)とある通りである。

(22) 『後漢書』卷第二、顯宗孝明帝紀(中華書局本、第一冊、一〇九頁)に「賜三公帛五十匹、九卿、二千石半之。」(三公に賜ふ帛五十匹、九卿、二千石には之を半にせよ。)とある通りである。

(23) 『春秋左氏伝』文公十四年伝(新釈漢文大系本、第二冊、五三二頁)に「殺三其子、焉用三其母、請受而罪之。」(其の子を殺す、焉くんぞ其の母を用ゐん、請ふ受けて之を罪せん。)とある通りである。

(24) この挿入文は『礼記』雜記下第二十一(新釈漢文大系本、中冊、六三三頁)に「孔子曰、少連大連、善居レ喪。三日不レ怠、三月不レ解、期悲哀、三年憂。」(孔子曰く、少連大連、善く喪に居る。三日怠らず、三月解らず、期に悲哀し、三年に憂ふ。)とあるのによつた。

(25) この挿入文は『礼記』礼器第十(新釈漢文大系本、上冊、三五九頁)に「天子崩、七月而葬、五重八翬。諸侯五月而葬、三重六翬、大夫三月而葬、再重四翬。此以レ多為レ貴也。」(天子崩じて、七月にして葬る、五重八翬あり。諸侯は五月にして葬る、三重六翬あり。大夫は三月にして葬る、再重四翬あり。此れ多きを以て貴しと為すなり。)とあり、『礼記』雜記下第二十一(新釈漢文大系本、中冊、六四六頁)に「士三月而葬、是月也卒哭。大夫三月

- 而葬、五月而卒哭。諸侯五月而葬、七月而卒哭。」(士は三月にして葬る、是の月に卒哭す。大夫は三月にして葬る、五月に卒哭す。諸侯は五月にして葬る、七月にして卒哭す。)とあるのによつた。
- (26) ここは南宋の蔡沈(一一六七年〜一二三〇年)の注、つまり新儒教系の注に「無稽者、不考於古。弗詢者、不咨於衆。」(稽ふる無きとは、古に考へざるなり。詢はざるとは、衆に咨らざるなり。)とあるのを踏まえて解釈した。なお、「偽孔伝」、つまり旧儒教系の注に「無考、無信驗。不詢、專独。」(考ふる無きとは、信驗無きなり。詢はざるとは、專独なり。)とあるのを踏まえて「根拠の無い言葉や独断専行で一人で突つ走つたような計画」と解釈することも可能である。
- (27) ここは蔡沈の注に「言之無拠、謀之自専、是皆一人之私心。必非天下之公論」。皆妨政害治之王者也。」(言の拠る無きも、謀の自専も、是れ皆一人の私心なり。必ず天下の公論に非ざるなり。皆政を妨げ治を害するの大なる者なり。)とあるのを踏まえて解釈した。
- (28) 『春秋公羊伝』卷第十、僖公元年伝(十三経注疏本、一一二頁)に「桓公召而縊殺之。」(桓公召して之を縊殺す。)とある通りである。
- (29) 『礼記』檀弓上第三(新釈漢文大系本、上冊、一三二頁)に「嗚呼哀哉尼父」(嗚呼哀しいかな尼父)とある通りである。
- (30) ここは「人見氏系図(寛政重修諸家譜所収)」の賢知の条に「(寛永十八年)九月六日下野国梁田郡のうちをいて五百石をたまふ。のちこの采地を武蔵国足立、下野国足利二郡のうちにつさる。〳〳。正保二年十二月二十六日武蔵国埼玉郡の内にして二百石を加へられ、すべて七百石を知行す。」とあり、行充の条に「元禄九年七月九日遺跡を継、儒者となる。この日二百石を弟玄德行高に分ち与へ、行充は五百石を知行す。」とあるのによつた。
- (31) 『周礼』地官司徒、鄼長(菜根出版本、上冊、一五四頁)に「凡歳時之戒令皆聽之。」(凡そ歳時の戒令皆之を聴く。)とあり、『周礼』地官司徒、旅師(菜根出版本、上冊、一五五頁)に「凡新厖之治皆聽之。」(凡そ新厖の治皆之を聴いて。)とある通りである。
- (32) 『日本書紀』卷第二十二、推古天皇紀(国史大系本、後篇、一四八頁)には「(十五年)秋七月戊申朔庚戌、大礼小野臣妹子遣於大唐。」(十五年)秋七月戊申朔庚戌、大礼小野臣妹子大唐に遣さる。」とある。これによれば、小野妹子は推古天皇の十五年の七月三日(六〇七年八月一日)に隋に派遣されたということになる。
- (33) 小野篁は足利学校の創設者と見なされた来た人である。幕府の関係者も足利学校を小野篁が創設した学校と認識していた。幕府は寛文八年(一六六八年)、兵火等のために遺構だけが僅かに遺つてい

るといった状態であった足利学校を元足利の領主で後に三河国西尾藩の初代藩主となった土井利長を工事監督に任命して修復再建した。

そして、同校の祭式等を復活させた。幕府の手によって古代の学校が復元を見、またそこに於ける儀礼が復活したのである。なお、犬

冢遜(号は退翁、播磨国の人。)の『昌平志』第二・事実誌(『日

本教育文庫——学校篇——』五十頁)に「下野国足利聖廟、伝云、是

参議小野公創_レ焉、往歴_二兵燹_一、僅存_二遺構_一、寛文戊申命_二即_二故址_一脩_二

起廟宇_一、能_レ号_二土井利_一、_二長監工役_一、_二命_二祭告_一、以_二肅_二俎豆_一、此_レ為_二国朝遣使之始_一、

(下野国_一の足利の聖廟は、伝に云ふ、是れ参議小野公_一を創むと、

往_二に兵燹_一を歴て僅かに遺構を存す、寛文戊申命じて故址に即いて

廟宇を脩め起_二こす_一、献奠祭告_一して祭告す、以て俎豆を肅ふ、此を国朝

使を遣すの始と為す、)とある通りである。

(34) ここは『徳川実紀』大猷院殿御

実紀卷四十七、寛永十六年三月の条(国史大系本、第三篇、一三一

頁)に「京医人見玄徳賢知を召て千代姫君に御薬を奉らしめら

る。」とあることや「徳川幕府家譜」乾、家光(『徳川諸家系譜』

続群書類従完成会本、第一冊、四十七頁によった。

(35) ここは『昌平志』第二・事実誌(『日本教育文庫——学校篇——』

五十五頁)に「是年、野節_一置_二製幣篋_一一個、右近大夫永井尚征

磨旗二対、於_二三孔廟_一以_二充_二祭用_一、」(是の年、野節_一幣篋一個

を置製す、右近大夫永井尚征磨旗二対、孔廟に於て以て祭用に充

つ、)とあるのによった。

(36) ここは『徳川実紀』常憲院殿御実紀卷二、延宝八年九月十一日の

条(国史大系本、第五篇、三八一頁)に「十一日儒臣林春常信篤。

人見友元宜卿をめして。経書を討論し給ふ。此後毎月両三度づゝ常

例となさる。」とあり、『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録卷中(国

史大系本、第六篇、七三七頁)に「御承統のはじめ。林大学頭信篤。

人見友元宜卿をめして。御前にて討論をはじめ給ひ。これよりして

月毎に両三度づゝ常例となりぬ。」とあるのによった。

(37) ここは『徳川実紀』常憲院殿御実紀卷二、延宝八年十月の条(国

史大系本、第五篇、三八六頁)に「十六日。儒臣林春常信篤。

人見友元宜卿御文庫目錄編集して進覧す。」とあるのによった。

(38) ここは『徳川実紀』常憲院殿御実紀卷八、天和三年十一月の条

(国史大系本、第五篇、四九九頁)に「十二日。儒臣林春常信篤

并に人見友元宜郷。木下順庵貞幹に三河記校正の事命ぜらる。阿部

豊後守正武并に堀田下総守正仲。その事を惣裁せしめらる。」とあ

り、『徳川実紀』常憲院殿御実紀卷十四、貞享三年九月の条(国史

大系本、第五篇、五八五頁)に「十八日。先に命ぜられたる三

河記。校正成功して武徳大成と号し冊進覧す。よて惣裁阿部豊後

守正武に時服十。儒臣林春常信篤に銀廿枚。時服三。人見友元宜郷。

木下順庵貞幹に各銀二十枚。時服二。又助修せし徒弟五人に各銀十

枚給ふ。」とあり、『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録卷中(国史大

系本、第六篇、七三七頁)に「祖宗の御事蹟編輯せしめむおぼしめしにて。天和三年十一月林弘文院信篤。人見友玄宜卿。木下順庵貞幹に三河記校正の事仰下され。老臣阿部豊後守正武。并に堀田下総守正仲に惣裁命ぜられ。三河以来当家の事しるせし書籍。并に家々の記録。或は感状。御書など持伝へしたぐひは。家人迄も委しく調べ奉らしめ。貞享三年九月に至り其功竣りて。三十冊となして奉り。名付て武徳大成記といふ。惣裁はじめつぎつぎ賞賜あり。」とあるのによつた。

(39) ここはその正面に「儒官法眼安節野老先生之墓」と切り刻まれた竹洞の墓碑に「庚戌之春、歳已五十八、緡尚書於昌平坂講堂。觀者如堵、聽者無不_レ解顔也。」(庚戌の春、歳已に五十八にして、尚書を昌平坂の講堂に緡く。觀る者は堵の如く、聽く者は解顔せざる無きなり。)と切り刻まれているのと、人見沂(魯南)の「竹洞先生略譜」(『人見竹洞詩文集』汲古書院本、四〇四頁、所収)、及び「人見氏伝(内閣文庫本)」の節の条に「四年、江戸建大成殿。七年、始命_レ節講_二尚書于大成殿之講堂_一。」(四年、江戸江戸に大成殿を建つ。七年、始めて節に命じて尚書を大成殿の講堂に講ぜしむ。)とあるのによつた。なお、竹洞の墓碑に切り刻まれた「庚戌之春」(庚戌の春)は「甲戌之春」(甲戌の春)の誤りである。

(40) ここは『昌平志』第二、事实誌(『日本教育文庫——学校篇——』

六十四頁・六十五頁)の記述によつた。

(41) 『書経』大禹謨(新釈漢文大系本、下冊、三六一頁)に「稽于衆一、舍_レ己從_レ人」(衆に稽へ、己を捨てて人に從ひ、)とあり、『孟子』公孫丑上(新釈漢文大系本、一一六頁)に「善与人同、舍_レ己從_レ人、楽_二取_二於人_一以為_レ善。」(善、人と同じくし、己を捨てて人に從ひ、人に取りて以て善を為すを樂しむ。)とある通りである。

(42) ここは「人見氏伝(内閣文庫本)」の沂の条に「每朝鮮使到_二対応_一之。」(朝鮮の使の到る毎に之に対応す。)とあり、その正面に「故国学講官謹謙先生小野府君之墓」と切り刻まれた桃原の墓碑の左側面及び背面に「每韓客來聘、會_二其旅館_一、贈答酬唱。」(韓客の來聘する毎に、其の旅館に會して、贈答酬唱す。)云々と切り刻まれているのによつた。

(43) ここはその正面に「故国学講官謹謙先生小野府君之墓」と切り刻まれた桃原の墓碑の左側面に「今大公祚遷之始、辱謁_二御座間_一、講_二中庸_一。且蒙_二国学講之懇命_一。毎月到_二于先聖殿_一、講習。或有_レ命加_二訓点於令集解_一。」(今の大公の祚遷の始、辱くも御座の間に謁して、中庸を講ず。且つ国学講の懇命を蒙る。毎月先聖殿に到り、講習す。或ひは命有りて訓点を令集解に加ふ。)と切り刻まれているのと、「人見氏伝(内閣文庫本)」の沂の条に「有徳公嗣立之始、謁_二御座殿_一、講_二中庸_一。且蒙_二国学講官命_一。毎月講_二經書于

大聖殿之講堂^一。」(有徳公嗣立の始、御座殿に謁して、中庸を講ず。且つ国学講官の命を蒙る。毎月経書を大聖殿の講堂に講ず。)とあるのによつた。また、桃原の墓碑中の「国学講」(国学講)は「国学講官」(国学講官)、つまり「官」という文字の切り刻み忘れである可能性が有る。また、「人見氏伝(内閣文庫本)」の沂の条の中の「大聖殿」(大聖殿)は「大成殿」(大成殿)の誤写であると思われる。

(44) ここは『昌平志』第二・事実誌(『日本教育文庫—学校篇—』七十四頁)に「三年戊戌九月三日、命儒員林信如、人見行充^{一作木下寅亮^{字汝淵}、荻生觀等^一、通講^二聴堂^一、」(三年戊戌九月三日、儒員林信如、人見行充^{一作木下寅亮^{字汝淵}、荻生觀等に命じて、通ひに聴堂に講せしむ、)とあり、「遜按、〳〵、儒員講^二経聴堂^一、^二於此^一、」(遜按するに、〳〵、儒員の経を聴堂に講すること、此より昉まる、)とあるのによつた。}}

(45) ここは『昌平志』第二・事実誌(『日本教育文庫—学校篇—』七十五頁)の記述によつた。

(46) 「人見氏伝(内閣文庫本)」には「受人」とありまた「寡」を欠くが、ここは「愛人」とし「寡」を入れた。

(47) 『論語』学而第一(新釈漢文大系本、二十八頁)に「子貢曰、夫子温・良・恭・儉・讓、以得之。」(子貢曰く、夫子は温・良・恭・儉・讓、以て之を得たり。)とある通りである。

(48) ここはその正面に「関東故学士靖安先生人見君墓」と切り刻まれている雪江の墓碑の背面に「享保元年、謁有徳公^一。四年、朝鮮来聘、有^レ命^二応^三対^四其^五使^一。」(享保元年、有徳公に謁す。四年、朝鮮来聘、命有りて其の使に^二対^三す。〳〵)と切り刻まれているのによつた。

(49) ここは「人見氏伝(内閣文庫本)」の活の条に「(享保十六年冬十二月)十一日、命叙^二国学講官^一。」(享保十六年冬十二月)十一日、命ぜられて国学講官に叙せらる。〳〵)とあるのによつた。

(50) 『論語』顔淵第十二(新釈漢文大系本、二七五頁)に「夫達也者、質直而好^レ義、察^レ言而觀^レ色、慮以下^レ人。」(夫れ達なる者は、質直にして義を好み、言を察して色を觀、慮りて以て人に下る。〳〵)とある通りである。

(51) 『書経』説命中(全釈漢文大系本、五九九頁)に「有^二其善^一、喪^二厥善^一、矜^二其能^一、喪^二厥功^一。」(其の善を有すれば、厥の善を喪ひ、其の能に矜れば、厥の功を喪ふ。〳〵)とあり、『書経』説命中(新釈漢文大系本、下冊、四四一頁)に「有^二其善^一、喪^二厥善^一、矜^二其能^一、喪^二厥功^一。」(其の善を有りとせば、厥の善を喪ひ、其の能に矜れば、厥の功を喪ふ。〳〵)とある通りである。

(52) ここは「人見氏伝(内閣文庫本)」の求の条に「(享保)十八年、喪^二祖考^一。受^二孝経于考^一。」(享保)十八年、祖考を喪ふ。孝経を考より受く。〳〵)とあるのによつた。なお、「祖考」とは求の

祖父に当たる桃原のことと思われるが、桃原が亡くなったのは享保十八年ではなく享保十六年である。従って、ここの「十八年」は「十六年」の誤りである可能性が考えられる。

(53) ここはその正面に「故御船手興隆先生人見府君墓」と切り刻まれている求の墓碑の左側面に「今大君降誕之時、同講官君、献賀詩「賜時服」。(今大君降誕の時、講官君と同じく、賀詩を献り時服を賜る。)と切り刻まれているのによった。

(54) ここは「人見氏伝(内閣文庫本)」の求の条に「与昌平坂积奠事」。(又昌平坂の积奠の事に与る。)とあるのによった。

(55) ここは「人見氏伝(内閣文庫本)」の求の条に「延享二年冬十二月十一日、有徳公讓二位惇信公、命奉賀頌、賞賜御章衣。」(延享二年冬十二月十一日、有徳公惇信公に讓位し、命ぜられて賀頌を奉り、御章衣を賞賜さる。)とあるのによった。

(56) ここは「人見氏伝(内閣文庫本)」の求の条に「宝曆四年、大君婚礼命奉律詩、賞賜御章衣。」(宝曆四年、大君の婚礼に命ぜられて律詩を奉り、御章衣を賞賜さる。)とあるのによった。

(57) 『論語』公冶長第五(新釈漢文大系本、一一五頁)に「子曰、敏而好學、不恥下問。」(子曰く、敏にして學を好み、下問を恥ぢず。)とある通りである。

(58) 『論語』学而第一(新釈漢文大系本、三十二頁)に「因不失其親、亦可宗也。」(因ること其の親を失はざれば、亦宗ぶ可き

なり。)とある通りである。

(59) 『孟子』梁惠王下(新釈漢文大系本、五十四頁)に「樂民之樂者、民亦樂其樂。憂民之憂者、民亦憂其憂。」(民の樂を樂しむ者は、民も亦其の樂を樂しむ。民の憂を憂ふる者は、民も亦其の憂を憂ふ。)とあり、北宋の范仲淹(九八九年〜一〇五二年)の「岳陽樓記」(『古文真宝(後集)』卷第四、新釈漢文大系本、一八二頁〜一八七頁、所収)に「其必曰先天下之憂而憂、後天下之樂而樂歟。」(其れ必ず天下の憂に先ちて憂へ、天下の樂に後れて樂しむと曰はんか。)とある通りである。なお、「先天下之憂而憂、」(天下の憂に先ちて憂へ、)云々は范氏が自らの志としてよく唱えていた言葉であった。明の黄宗羲(一六一〇年〜一六九五年)の『宋元学案』卷第三、高平学案(夏学叢書本、上冊、七頁)に「嘗自誦其志曰、先天下之憂而憂、後天下之樂而樂。」(嘗て自ら其の志を誦へて曰く、天下の憂に先ちて憂へ、天下の樂に後れて樂しむ、と。)とある通りである。

(60) 『礼記』内則第十二にも(新釈漢文大系本、中冊、四三八頁)には「凡三王養老、皆引年。八十者一子不從政、九十者其家不從政。瞽亦如之。凡父母在、子雖老不坐。有虞氏養国老於上庠、養二庶老於下庠。夏后氏養国老於東序、養二庶老於西序。殷人養二国老於右学、養二庶老於左学。周人養二国老於東膠、養二庶老於虞

庠^一。虞庠在^二国之西郊^一。有虞氏皇而祭、深衣而養^レ老。夏后氏収而祭、燕衣而養^レ老。殷人罍而祭、縞衣而養^レ老。周人冕而祭、玄衣而養^レ老。」(凡^一そ三王の老を養ふや、皆年を引く。八十の者は一子^二政に從はず、九十の者は其の家^一、政に從はず。瞽亦之の如^二くす。凡そ父母在せば、子老いたりと雖も坐せず。有虞氏は国老を上庠に養ひ、庶老を下庠に養ふ。夏后氏は国老を東序に養ひ、庶老を西序に養ふ。殷人は国老を右学に養ひ、庶老を左学に養ふ。周人は国老を東膠に養ひ、庶老を虞庠に養ふ。虞庠は^二国之西郊に在り。有虞氏は皇して祭り、深衣して老を養ふ。夏后氏は収して祭り、燕衣して老を養ふ。殷人は罍して祭り、縞衣して老を養ふ。周人は冕して祭り、玄衣して老を養ふ。)という似たような記述が有る。

(61) 『礼記』内則第十二(新釈漢文大系本、中冊、四三六頁・四三七頁)にも「凡養^レ老、有虞氏以^二燕礼^一、夏后氏以^二饗礼^一、殷人以^二食礼^一、周人脩而兼^二用之^一。凡五十養^二於郷^一、六十養^二於国^一、七十養^二於学^一。達^二於諸侯^一。八十拜^二君命^一、一坐再至。瞽亦如^レ之。九十者使^二二人受^一。五十異^レ糧、六十宿^レ肉、七十式^レ膳、八十常^レ珍。九十飲食、不^レ違^レ寢、膳飲、從^二於遊^一可也。六十歲制、七十時制、八十月制、九十日脩。唯絞^レ衾衾冒、死而后制。五十始^レ衰、六十非^レ肉不^レ飽、七十非^レ帛不^レ煖、八十非^レ人不^レ煖、九十雖^レ得^レ人不^レ煖矣。五十杖^二於家^一、六十杖^二於郷^一、七十杖^二於国^一、八十杖^二於朝^一、九十者、天子欲

レ有^レ問焉、則就^二其室^一、以^レ珍從。七十不^レ俟^レ朝、八十月告^レ存、九十日有^レ秩。五十不^レ從^二力政^一、六十不^レ与^レ服^レ戎、七十不^レ与^二賓客之事^一、八十齊喪之事弗^レ及也。五十而爵、六十不^二親学^一、七十致^レ政。凡自^二七十二以上、唯衰麻為喪^一。」(凡そ老を養ふに、有虞氏は燕礼を以てし、夏后氏は饗礼を以てし、殷人は食礼を以てし、周人は脩めて之を兼用す。凡そ五十は郷に養ひ、六十は国に養ひ、七十は学に養ふ。諸侯に達す。八十は君命を拜すれば、一たび坐^二びき再び至る。瞽亦之の如くす。九十の者は人をして受けしむ。五十は糧を異にし、六十は肉を宿にし、七十は膳を弋へ、八十は常珍あり。九十は飲食、寢に違はず、膳飲遊に從ひて可なり。六十は歳に制し、七十は時に制し、八十は月に制し、九十は日に脩む。唯絞^レ衾衾冒は、死して后に制す。五十にして始めて衰ふ、六十は肉に非ざれば飽かず、七十は帛に非ざれば煖らず、八十は人に非ざれば煖らず、九十は人を得と雖も煖らず。五十は家に杖つき、六十は郷に杖つき、七十は国に杖つき、八十は朝に杖つき、九十の者は、天子問ふこと有らんと欲すれば、則ち其の室に就き、珍を以て從ふ。七十は朝を俟たず、八十は月に存を告ぐ、九十は日に秩有り。五十は力政に從はず、六十は戎に服ふに与らず、七十は賓客の事に与らず、八十は齊喪の事及らず。五十にして爵す、六十にして親ら学ばず、七十にして政を致す。凡そ七十より以上は、唯衰麻を喪と為すのみ。)とある。全く同

文であるが、ただ、こちらには「凡自二十七以上、」（凡そ七十より以上は、）という一句が付いている。

(62) 各正史等に見える養老関係の記述を整理しまとめてある類書には、例えば『冊府元龜』巻第五十五、帝王部、養老（中華書局本、第一冊、六一〇頁〜六二一頁）や『淵鑑類函』巻第一六一卷、養老一・養老二（新興書局本、第五冊、二八七〇頁〜二八七五頁）や『古今圖書集成』經濟彙編禮儀典、第三〇五卷・第三〇六卷、養老部彙考一・養老部彙考二（鼎文書局本、下冊、二九一四頁〜二九三三頁）が有る。また、清の江永（一六八一年〜一七六二年）の『礼書綱目』巻第八、嘉礼十三、養老（台聯国風出版社・中文出版社本、一五四頁〜一五八頁）の中にもまとめられている。ただ、前漢以来何度も出されて来た養老に関する詔についてはそれを「養老詔」と見なすかについて難しい点も有るようである。「詔曰、」（詔し曰く、）以下に続く言葉の中身は養老そのものではあってもその詔の正式名称が「くく詔」というものであったか、なかったかなど、微妙な問題等も横たわっているようである。例えば、三国魏の明帝の甘露三年八月四日（二五八年九月十八日）に出された詔については『古今圖書集成』には取られているものの、清の嚴可均の『全上古三代秦漢三国六朝文』には取られてはいない。なお、嚴氏によれば、上代から先唐の末までに出された「求賢詔」は漢の高祖のそれ、漢の武帝のそれ、南朝宋の文帝のそれなど幾つもあり、「勸農詔」

も漢の文帝のそれ、漢の成帝のそれなど幾つもあり、「勸学詔」も漢の武帝のそれ、隋の煬帝のそれなど幾つもあり、「恤民詔」も漢の成帝のそれ、南朝宋の文帝のそれなど幾つもあり、「養老詔」は漢の文帝のそれのみということであるようである。

(63) ここは『徳川実紀』常憲院殿御実紀巻二、延宝八年九月の条（国史大系本、第五篇、三八二頁）に「十七日儒臣林春常信篤大学を進講す。このうち毎月兩三度づゝの講筵常例となさる。」とあるのによった。

(64) ここは『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録巻中（国史大系本、第六篇、七三六頁）に「將軍家には機務の暇なくおはします御身もて。典籍に御心をつくされなば。はてには御精力衰耗して。御病のいでもはかりがたし。少しく節量し給はゞよろしからむと聞え上しに。」とあるのによった。

(65) ここは『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録巻中（国史大系本、第六篇、七三五頁）に「聖経を誦誦し給ふ事絶えず。機務のいとまなくおはしますにも。御病の折にも。巻を積させたまはず。」とあるのによった。

(66) ここは『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録巻中（国史大系本、第六篇、七三五頁）に「孝経。大学の二書は殊に慣熟し給ひ注文を併せて皆誦流るゝごとくにおはしけり。又御祖先を祭らせ給ふ前夕には。夜もすがら仮寝し給はで。孝経を誦せらるゝ。常の御事なりけり。

經典を繕き給ふにも。収めらるゝにも。必ず拝戴し給ひ。」とあるのによつた。

(67) ここは『徳川実紀』常憲院殿御実紀附録卷中(国史大系本、第六篇、七三五頁)に「御みづからの御講書は。四子の書はじめ。とりどりなりしうちに。周易は元禄六年四月廿一日より講筵開かれ。月毎に六回と定められ。」とあるのによつた。

(68) ここは「人見氏系図(寛政重修諸家譜所収)」の宜郷の条に「寛文元年閏八月六日林春齋とおなじく勤仕すべきむね仰を蒙り、剃髪して友元と称す。」とあるのによつた。

(69) ここは『天樹院佐竹義和公』一二六頁に「藩覺の面目全く備はれるを以て、寛政五年八月二十七日、始めて積奠及び養老式を執行せらる。」云々とあり、『秋田市史』「上巻」三八七頁に「八月十一日 今日於御学館御積菜並養老御執行有之候」云々とあるのによつた。

〈平成三十一年二月十一日稿了〉

参考文献

『秋田市史』「上巻」編纂：秋田市役所。発行所：歴史図書社(東京)。
昭和五十年十一月三十日発行。

『足利の文化財』編集・発行：足利市教育委員会。監修：足利市文化財
専門委員会。印刷：(株)松井ピ・テ・才印刷。昭和六十二年三月

二十日発行。

『伊勢崎市史』「資料編1近世I(伊勢崎藩と旗本)」編集発行：伊勢
崎市。印刷：ぎょうせい。発行：昭和六十三年十月三十一日。

『異体字解説字典』監修：山田勝美。編者：「難字大鑑」編集委員会。
発行所：柏書房株式会社。一九九三年二月十日。第三刷発行。

『浦和市史』「第三巻・近世史料編II」編者：浦和市総務部市史編さん
室。印刷所：東京印書館(東京)。発行：浦和市。昭和六十一年三
月三十一日発行。

『淵鑑類函』〔清〕張英。影清康熙四十九年・一七一〇年本。印行者：
新興書局有限公司(台北)。精装全十二冊本。中華民國六十七年三
月版。

『大田原市の文化財 二〇一二』編集：大田原市教育委員会生涯学習課。
発行：大田原市教育委員会。印刷：松井ピ・テ・才印刷(宇都宮)。
平成二十四年三月発行。

『御触書寛保集成』編者：高柳真三・石井良助。発行所：岩波書店(東
京)。昭和三十三年一月三十日。第二刷発行。

『晦庵先生朱文公文集』〔南宋〕朱熹撰。四部叢刊(上海涵芬樓影印明
嘉靖)本。精装上下全二冊本。印刷及発行所：台湾商務印書館(台
北)。中華民國六十八年十一月。台一版。

『角川日本地名大辞典』〔第11・埼玉県〕編者：「角川日本地名大辞
典」編集委員会。発行所：角川書店(東京)。昭和五十五年七月八

日発行。

『寛永諸家系図伝』「第十五冊」発行者・太田善麿。発行所・続群書類従完成会（東京）。平成六年二月十五日発行。

『漢語大詞典』編纂・漢語大詞典編輯委員会漢語大詞典編纂処。精装上中下全三冊縮印本。出版発行・世紀出版集団漢語大詞典出版社（上海）。二〇〇二年五月。第三次印刷。

『管子』「上冊」著者・遠藤哲夫。新釈漢文大系本。発行所・明治書院（東京）。平成元年十月二十五日。初版発行。

『顔氏家訓』「南朝宋」顔之推撰。四部叢刊（上海涵芬樓借江安傅氏雙鑑樓藏明遼陽傅氏刊）本。印刷及発行所・台湾商務印書館（台北）。中華民國六十八年十一月。台一版。

『漢書』「後漢」班固撰。「唐」顔師古注。平装全十二冊本。中華書局出版（北京）。新華書店北京發行所發行。上海新華、群衆印刷廠印刷。一九七五年四月第三次印刷。

『^訂寛政重修諸家譜』「第十七冊」編集顧問・高柳光壽・岡山泰四・齋木一馬。発行者・太田ぜん。発行所・続群書類従完成会（東京）。昭和五十六年二月二十五日。第四刷発行。

『関東甲豆郷帳』校訂者・関東近世史研究会。発行所・近藤出版社（東京）。昭和六十三年九月五日。第一刷発行。

『旧高旧領取調帳 関東編』校訂者・木村礎。発行所・近藤出版社（東京）。昭和五十五年二月五日第二刷発行。

『行田市史』「下巻」編纂・行田市史編纂委員会。発行者・行田市役所。

印刷所・東京印書館（東京）。昭和三十九年十一月三日発行。

『玉函山房輯佚書』輯者・馬国翰。出版者・文海出版社有限公司（台北）。精装全六冊本。中華民國六十三年十二月再版。

『黒羽町の文化財』編集・黒羽町芭蕉の館第十五回特別企画展運営委員会。発行・黒羽町教育委員会。製作・（株）松井ピ・テ・才印刷。平成十七年八月十日。

『群書類従』「第五輯系譜・伝・官職部」編纂者・塙保己一。発行者・

太田ぜん。発行所・続群書類従完成会（東京）。昭和五十七年九月二十日。訂正三版第五刷発行。

『群書類従』「第二十五輯雑部」編纂者・塙保己一。発行者・太田ぜん。発行所・続群書類従完成会（東京）。昭和五十八年十二月二十日。訂正三版第五刷発行。

『系図綜覧』「第一冊」編輯兼発行者・早川純三郎。発行所・国書刊行

会（東京）。大正四年四月二十五日発行。

『経伝釈詞』「清」王引之著。「清」孫経世附補。出版者・香港太平書局（香港）。一九七四年十二月重印。

『孝経』著者・栗原圭介。新釈漢文大系本。発行所・明治書院（東京）。昭和六十一年六月二十五日。初版発行。

『孔子家語』著者・宇野精一。新釈漢文大系本。発行所・明治書院（東京）。平成八年十月十日。初版発行。

- 『稿本島根県教育史』 発行者、島根県教育会。印刷所、松陽印刷所（松江）。昭和十八年三月八日発行。
- 『古河市史』 「資料近世編（藩政）」 編集、古河市史編さん委員会。発行所、古河市。印刷所、株式会社理想社印刷所（東京）。昭和五十四年三月三十一日発行。
- 『後漢書』 「南朝宋」 范曄撰。〔唐〕李賢等注。平装全十二冊本。中華書局出版（北京）。一九七三年八月上海第二次印刷。
- 『国語』 「下冊」 著者、大野峻。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和五十五年九月二十日。三版発行。
- 『古今書画増補鑑定便覧』 川喜多真一郎輯。著作者、沢田寛一。印刷者、後藤庄兵衛（大阪）。明治三十年八月三十日発行。
- 『古今圖書集成』 「經濟彙編禮儀典」 「下冊」 集成原編者、陳夢雷。發行所、鼎文書局（台北）。中華民國六十九年元月再版。
- 『古書虚字集釈』 裴学海著。発行所、広文書局（台北）。中華民國六十三年十二月三版。
- 『古文真宝（前集）』 「上冊」 著者、星川清孝。新釈漢文大系本。發行所、明治書院（東京）。昭和五十三年十月一日。二十版発行。
- 『古文真宝（後集）』 著者、星川清孝。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和五十一年十月十五日。二十四版発行。
- 『冊府元龜』 「南宋」 王欽若等。精裝全十二冊本。中華書局出版（北京）。新華書店北京發行所發行。一九八二年十一月北京第二次印刷。
- 『地方凡例録』 「上卷」 原著者、大石久敬。底本補訂者、大石信敬。校訂者、大石慎三郎。発行所、近藤出版社（東京）。昭和四十四年五月十五日。第一刷発行。
- 『史記』 「八・列伝二」 著者、水沢利忠。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。平成二年二月十日。初版発行。
- 『史記』 「九・列伝二」 著者、水沢利忠。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。平成五年五月二十五日。初版発行。
- 『四書集註』 「南宋」 朱熹撰。国学叢書本。文化図書公司（台北）。中華民國八十年七月五日出生。
- 『周礼』 周哲点。林道春跋。上下二冊本。発行所、菜根出版（東京）。昭和五十一年一月二十日発行。
- 『春秋公羊伝注疏』 「後漢」 何休解詁。〔唐〕徐彦疏。〔清〕阮元校勘記。十三經注疏（嘉慶二十年江西南昌府学開雕）本。発行者、芸文印書館（台北）。中華民國六十五年五月。六版。
- 『春秋左氏伝』 「第二冊」 著者、鎌田正。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和五十四年九月二十日。六版発行。
- 『春秋左氏伝』 「第四冊」 著者、鎌田正。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和五十九年十一月十日。四版発行。
- 『尚書』 著者、池田末利。全釈漢文大系本。発行所、集英社（東京）。昭和五十七年十月十五日。三刷発行。
- 『尚書注疏』 「漢」 孔安国伝。〔唐〕孔穎達疏。〔清〕阮元校勘記。十

- 三経注疏（嘉慶二十年江西南昌府学開雕）本。発行者、芸文印書館（台北）。中華民國六十五年五月。六版。
- 『書経』「上冊」著者、加藤常賢。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和五十八年十一月十日。再版発行。
- 『書経』「下冊」著者、小野沢精一。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和六十年四月三十日。初版発行。
- 『書集伝』〔南宋〕蔡沈撰。〔元〕董鼎輯録纂註。四部叢刊広編本。印刷及発行所、台湾商務印書館（台北）。中華民國七十年二月。初版。
- 『続日本紀』「後篇」編輯者、黒板勝美・国史大系編修会。国史大系本。発行所、吉川弘文館（東京）。昭和五十七年四月十日発行。
- 『続日本後紀』編輯者、黒板勝美・国史大系編修会。国史大系本。発行所、吉川弘文館（東京）。昭和四十七年八月三十日発行。
- 『姓氏家系辞書』著者、太田亮。発行所、磯部甲陽堂（東京）。大正九年十月二十五日発行。
- 『新編武蔵風土記稿』「第八卷」編集校訂者、芦田伊人。補訂者、根本誠二。大日本地誌大系本。発行所、雄山閣（東京）。平成八年六月二十日発行。
- 『新編武蔵風土記稿』「第十一卷」編集校訂者、芦田伊人。補訂者、根本誠二。大日本地誌大系本。発行所、雄山閣（東京）。昭和五十六年三月五日発行。
- 『靖節先生集』〔晋〕陶潜撰。〔清〕陶澍集注。四部備要本。発行処、台湾中華書局（台北）。中華民國五十五年三月台一版。
- 『性理大全』〔明〕胡広等奉勅撰。発行所、中文出版社（京都）。一九八一年八月出版。
- 『全上古三代秦漢三國六朝文』〔清〕嚴可均校輯。精裝全五冊本。出版者、宏業書局有限公司（台北）。中華民國六十四年八月初版。
- 『宋元学案』〔明〕黄宗義撰。〔清〕全祖望続修。〔清〕王梓材校補。上中下全三冊本。夏学叢書本。出版者、河洛圖書出版社（台北）。中華民國六十四年三月台景印初版。
- 『宋書』〔南朝梁〕沈約撰。平装全八冊本。中華書局出版（北京）。一九七四年十月北京第一次印刷。
- 『贈正五位人見竹洞先生』人見竹洞史蹟保存会。昭和四年。
- 『続群書類従』「第七輯上系図部」編纂者、塙保己一・太田藤四郎。発行者、太田ぜん。発行所、続群書類従完成会（東京）。昭和五十八年二月二十八日。訂正三版第七刷発行。
- 『大日本詔勅謹解』「第二・道德教育篇」著者、高須芳次郎。発行所、日本精神協会（東京）。取扱元、龍吟社（東京）。昭和九年二月一日発行。
- 『大日本人名辞書』「第三卷」「第四卷」著者、大日本人名辞書刊行会。発行所、講談社（東京）。昭和十二年三月二十日増訂十一版発行。昭和五十五年七月二十日第五刷発行。
- 『土浦市史』編集者、土浦市史編さん委員会。印刷所、菊池印刷（土

浦)。発行所・土浦市役所。昭和五十年十一月三日発行。

『土浦市史編集資料』〔第6篇〕編集・土浦市史編纂委員会。印刷所・

いなもと印刷所（土浦）。発行所・土浦市教育委員会。土浦市立図書館所蔵史料。

『津和野町史』〔第四卷〕編集者・松島弘。発行所・津和野町教育委員会。印刷者・大村印刷（防府）。平成十七年三月三十一日発行。

『天樹院佐竹義和公』著者兼発行者・大久保鉄作。印刷者・白土幸力。大正五年十二月十五日発行。

『天保郷帳』〔天保五年申午十二月石高帳・東日本篇〕編者・近世絵図地図資料研究会。近世絵図地図資料集成第I期。発行・科学書院。

二〇〇九年九月十日。初版第一刷。

『徳川実紀』〔第三篇〕〔第四篇〕〔第五篇〕〔第六篇〕編輯者・黒板勝美・国史大系編修会。発行所・吉川弘文館（東京）。昭和五十六年十一月一日発行。（第五篇・第六篇は十二月一日発行。）

『徳川諸家系譜』〔第一冊〕校訂・斎木一馬・岩沢愿彦。発行者・太田ぜん。発行所・続群書類従完成会（東京）。昭和四十五年七月三十日。

『栃木県史』〔史料編・近世四〕編集・栃木県史編さん委員会。発行・

栃木県。印刷・株式会社社帝国地方行政学会（東京）。昭和五十三年三月三十一日発行。

『栃木県史』〔史料編・近世七〕編集・栃木県史編さん委員会。発行・

栃木県。印刷・株式会社ぎょうせい（東京）。昭和五十三年三月三十日発行。

『富田村郷土誌』富田村役場。明治四十四年九月。

『内閣文庫漢籍分類目録』内閣文庫。昭和三十一年三月発行。

『二十史朔閏表』編者・陳垣。増補者・董作賓。発行者・芸文印書館（台北）。中華民國六十六年四月三版。

『日本医学史』著作者・富士川游。発行所・裳華房（東京）。明治三十七年十月二十三日発行。

『日本教育史資料』〔五〕文部省総務局。明治二十四年五月三十日出版。

『日本教育文庫——家訓篇——』編纂者・黒川真道。発行所・日本図書センター（東京）。昭和五十二年八月二十五日発行。

『日本教育文庫——学校篇——』編纂者・黒川真道。発行所・日本図書センター（東京）。昭和五十二年八月二十五日発行。

『日本書紀』〔後篇〕編輯者・黒板勝美・国史大系編修会。国史大系本。発行所・吉川弘文館（東京）。昭和五十一年十月十日発行。

『二本松藩史』編纂者・戸城伝七郎。発行者・二本松藩史刊行会（東京）。発行所・二本松藩史刊行会（東京）。昭和二年一月十日。再版発行。

『必携五体字鑑』編者・松田舒。発行所・柏書房（東京）。昭和五十六年五月十一日。第一刷発行。

『人見氏系図』内閣文庫本（内務省明治十五年写本、全一軸）国立公文

書館所蔵史料（請求記号…26210088）。

「人見氏伝」内閣文庫本（内務省明治十三年九月高久守静写本、全一冊）国立公文書館所蔵史料（請求記号…15510349）。

『人見竹洞詩文集』発行者、人見捨蔵。製作発売、汲古書院（東京）。平成三年五月一日発行。

「人見竹洞について（上）」——初期江戸幕府徳川將軍家侍講——堀越一郎著。（『足利文林』第七号、四頁〜九頁、所収）発行所、足利文林会（足利）。印刷所、美ッ和印刷（足利）。昭和五十七年三月十日発行。

「人見氏について（下）」——養老碑と人見氏遺稿——堀越一郎著。

（『足利文林』第八号、八頁〜十一頁、所収）発行所、足利文林会（足利）。印刷所、美ッ和印刷（足利）。昭和五十七年六月二十日発行。

『抱朴子』〔晋〕葛洪撰。四部叢刊（上海涵芬楼借江南図書館蔵明魯藩刊）本。印刷及発行所、台湾商務印書館（台北）。中華民國六十八年十一月。台一版。

『法令全書』〔第四卷・明治四年〕編者、内閣官報局。発行所、原書房（東京）。昭和四十九年九月二十日発行。（復刻原本は明治二十一年刊）

『武蔵国改革組合村々石高・家数取調書』〔新編埼玉県史資料編14・近世5・付録〕編集発行、埼玉県。印刷所、ぎょうせい（東京）。平

成三年二月二十八日発行。

『明治詔勅集』編輯兼発行者、田山宗堯。発行所、ともろ商会（東京）。大正元年十月二十日発行。

『名人忌辰録』〔下冊〕著者、関根只誠。印刷所、東京築地活版製造所。明治二十七年八月十五日発行。

『孟子』著者、内野熊一郎。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和五十三年十二月十一日。三十版発行。

『孟子』著者、宇野精一。編集、全釈漢文大系刊行会。全釈漢文大系本。発行所、集英社（東京）。昭和五十六年三月二十五日。二刷発行。

『礼記』〔上冊〕著者、竹内照夫。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和五十三年十月一日。九版発行。

『礼記』〔中冊〕著者、竹内照夫。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和五十四年三月十日。初版発行。

『礼記』〔下冊〕著者、竹内照夫。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。昭和五十四年三月十日。初版発行。

『礼書綱目』〔清〕江永撰。挹嘉慶十五年婺源俞氏鏤恩堂刊本影印本。出版者、台聯国風出版社（台北）。中文出版社（京都）。印刷者、聯昌印刷事業有限公司（台北）。中華民國六十三年十月出版。

『令集解』〔第三冊〕編輯者、黒板勝美・国史大系編修会。国史大系本。発行所、吉川弘文館（東京）。昭和五十六年四月二十日発行。

『論語』著者、吉田賢抗。新釈漢文大系本。発行所、明治書院（東京）。

昭和五十四年三月一日。改訂六版発行。

「附録」人見求の「墓碑銘」

故御船手興隆先生人見府君墓

「以上正面

府君名美至一名求字克己号霍川幼称善八長称七藏後称又兵衛父講官美在母岡本氏以享保十二年丁未四月八日生于江戸四谷左門街邸兄弟七人其先出 敏達帝三世妹子賜小野姓遠祖政経属源大將軍頼朝称人見四郎故以為氏其後紀伊守長俊属足利氏居丹州高祖大藏卿玄德以医始禄仕大猷庵曾祖学士友元以儒登用而後相繼至于府君元文中始謁 有徳庵 今大君降誕之時同講官君献賀詩賜時服寛延中講官君告老府君襲禄継業廿年病免入小普請隊明和中新

「以上左側面

任御書物奉行天明三年癸卯七月廿四日便殿親命特任御船

手叙布衣幼耳聞父祖恥儒官似尸位欲遷業遂起志勉勵至叙布衣得永世為兩番家子孫頼焉其功大乎哉其為人剛毅廉潔好学愛人不恥下問不侮卑幼好施憐困臣民无不思服壯引強弓晚好運筆継父祖之跡輯録君臣言行録人見私記二田録自謂願万世之後供国家之用且使後世知徳政之美矣且猷海上道法記船戦書二部於内殿有賞年纔四十豫作遺書授在恭委曲詳悉及喪事又制寿器其平生之遠慮可知也天明癸卯大藏

「以上背面

君卒百年設特祭招親旧食飲者幾三千人嘗娶成瀬氏女去之側室有五子長在恭次定虎為御小姓隊早川定久所養次在信為官医人見格継次女つとむ在家次在敏天今茲五月十八日起居不変飲食无異忽爾卒倒灸藥无驗没同邸享年六十請 朝葬武州足立郡下大久保村采地題其墓曰興隆府君嗚呼哀哉銘曰因不失親人皆宗之忠信奉上家中興隆焉大洼之丘維神之所惊 天明六年丙午八月

孝子人見在恭謹識 次子早川定虎謹書

「以上右側面

原稿受付日 平成31年2月21日